

平成27年度

学 生 便 覧



広島大学

広島大学大学院
医歯薬保健学研究科

広島大学の理念

- 平和を希求する精神
- 新たなる知の創造
- 豊かな人間性を培う教育
- 地域社会・国際社会との共存
- 絶えざる自己変革

医歯薬保健学研究科の理念

広島大学の理念に立脚し、医学・歯学・薬学・保健学の基盤的研究を推進し、その深奥を究めるとともに、諸学問の総合研究あるいは学際的研究及び先進的研究を推進して新しい学問を切り開くこと並びにこれらを通じて豊かで幅広い学識と高度な研究能力を有する教育者・研究者及び高度専門医療人を養成することにより、世界の医学・歯学・薬学・保健学の発展と人類の健康と福祉の向上に寄与する。

目 次

1	広島大学学期区分・医歯薬保健学研究科授業時限表	1
2	平成27年度学年暦	2
I 教務・学生生活		
1	諸手続について	3
2	奨学金・授業料について	9
3	保健管理センターについて	10
II 教育の方法及び内容等		
1	教育に関する規則	
(1)	広島大学通則	13
(2)	広島大学大学院規則	27
(3)	広島大学大学院医歯薬保健学研究科細則	42
(4)	広島大学学位規則	49
(5)	広島大学学位規則医歯薬保健学研究科内規	57
(6)	広島大学大学院共通授業科目に関する細則	63
(7)	広島大学既修得単位等の認定に関する細則	66
(8)	広島大学長期履修の取扱いに関する細則	68
(9)	広島大学障害学生の就学等の支援に関する規則	70
(10)	広島大学エクセレント・スチューデント・スカラシップ規則	72
2	各専攻の履修基準等，研究指導体制及び学位請求手続き	
(1)	医歯科学専攻（修士課程）	75
(2)	口腔健康科学専攻（博士課程前期）	83
(3)	薬科学専攻（博士課程前期）	87
(4)	保健学専攻（博士課程前期）	93
(5)	医歯薬学専攻（博士課程）	99
(6)	口腔健康科学専攻（博士課程後期）	109
(7)	薬科学専攻（博士課程後期）	113
(8)	保健学専攻（博士課程後期）	117
(9)	博士課程リーダー育成プログラム「放射線災害復興を推進する フェニックスリーダー育成プログラム」関連科目	123
III 諸規則		
1	広島大学におけるハラスメントの防止等に関する規則	125
2	広島大学学生交流規則	127
3	広島大学研究生規則	131
4	広島大学外国人研究生規則	134
5	広島大学科目等履修生規則	137
6	広島大学学生生活に関する規則	140
7	広島大学授業料等免除及び猶予規則	142
8	広島大学学生表彰規則	146
9	広島大学学生表彰基準	148
10	広島大学学生懲戒指針（抜粋）	150
11	広島大学霞地区体育館使用細則	153
IV その他		
	組織及び職員	155

広島大学学期区分

期 間	授 業 日 数	区 分
前 期		
4. 1 ~ 4. 7		春 季 休 業
4. 8 ~ 8. 10	19週	授 業
8. 11 ~ 9. 30		夏 季 休 業
後 期		
10. 1 ~ 12. 25	13週	授 業
11. 5		創 立 記 念 日
12. 26 ~ 1. 5		冬 季 休 業
1. 6 ~ 2. 15	7週	授 業
2. 16 ~ 3. 31		学 年 末 休 業

医歯薬保健学研究科授業時限表

時限		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
時間	開始	8:45		10:30		12:50		14:35		16:20		18:15 (18:00) 《18:20》	19:40 (19:40) 《19:50》		
	終了		10:15		12:00		14:20		16:05		17:50		19:30 (19:30) 《19:40》	20:55 (21:10) 《21:10》	

※11・12時限，13・14 時限の時間は博士課程の時間帯を示す。

() 書きは薬科学専攻，保健学専攻博士課程前期の時間帯を示す。

《 》書きは医歯科学専攻（修士課程），口腔健康科学（博士課程前期）の時間帯を示す。

平成27年度 学 年 曆

前 期	日	月	火	水	木	金	土
平成27年				1	2	3	4
4月	5	6	7	8	9	10	11
	12	13	14	15	16	17	18
	19	20	21	22	23	24	25
	26	27	28	29	30		
						1	2
5月	3	4	5	6	7	8	9
	10	11	12	13	14	15	16
	17	18	19	20	21	22	23
	24	25	26	27	28	29	30
	31						
6月		1	2	3	4	5	6
	7	8	9	10	11	12	13
	14	15	16	17	18	19	20
	21	22	23	24	25	26	27
	28	29	30				
7月				1	2	3	4
	5	6	7	8	9	10	11
	12	13	14	15	16	17	18
	19	20	21	22	23	24	25
	26	27	28	29	30	31	
8月							1
	2	3	4	5	6	7	8
	9	10	11	12	13	14	15
	16	17	18	19	20	21	22
	23	24	25	26	27	28	29
9月			1	2	3	4	5
	6	7	8	9	10	11	12
	13	14	15	16	17	18	19
	20	21	22	23	24	25	26
	27	28	29	30			

前

後

後 期	日	月	火	水	木	金	土
10月					1	2	3
	4	5	6	7	8	9	10
	11	12	13	14	15	16	17
	18	19	20	21	22	23	24
	25	26	27	28	29	30	31
11月	1	2	3	4	5	6	7
	8	9	10	11	12	13	14
	15	16	17	18	19	20	21
	22	23	24	25	26	27	28
	29	30					
12月			1	2	3	4	5
	6	7	8	9	10	11	12
	13	14	15	16	17	18	19
	20	21	22	23	24	25	26
	27	28	29	30	31		
平成28年						1	2
1月	3	4	5	6	7	8	9
	10	11	12	13	14	15	16
	17	18	19	20	21	22	23
	24	25	26	27	28	29	30
	31						
2月		1	2	3	4	5	6
	7	8	9	10	11	12	13
	14	15	16	17	18	19	20
	21	22	23	24	25	26	27
	28	29					
3月			1	2	3	4	5
	6	7	8	9	10	11	12
	13	14	15	16	17	18	19
	20	21	22	23	24	25	26
	27	28	29	30	31		

前

後

(注)網掛けは、土・日曜日、祝祭日及び休業日を示す。

I 教務・学生生活

1 諸手続について	3
2 奨学金・授業料について	9
3 保健管理センターについて	10

1 諸 手 続 に つ い て

I 共 通

本学では、「もみじ」学生向け情報ポータルサイトが運営されています。

この情報ポータルサイトは、学生生活に必要な情報が集約されています。また、このサイトの「もみじ Top」から個人ポータルサイト「My もみじ」にログインできます。

(1) 掲示について

大学から学生のみなさんへの伝達事項は主として「My もみじ」電子掲示板により行いますので、1日1度は必ず「もみじ」電子掲示板を確認するよう心掛けてください。

(URL : <https://momiji.hiroshima-u.ac.jp/momiji-top/index.shtml>)

また、緊急を要する場合は携帯電話、電子メールで伝達することもありますので、必ず学生支援室に届け出てください。

(2) 諸書類の提出期限

在学中、提出を要する願・届出等の書類は多数あります。掲示等により提出期限を周知するので、注意してください。

(3) 各種証明書の交付

- ① 在学証明書
- ② 修了見込証明書（修士課程及び博士課程前期のみ）
- ③ 学割証（学校学生生徒旅客運賃割引証）
- ④ 健康診断証明書
- ⑤ 学業成績証明書
- ⑥ 通学証明書
- ⑦ 社会貢献活動証明書
- ⑧ その他

上記①～⑤の証明書は、『証明書自動発行機』で発行します。⑥～⑧の証明書は、学生窓口備え付けの交付願簿により請求してください。

自動発行機設置場所	利 用 時 間
基礎・社会医学棟 1 階	月～金 8 : 3 0 ~ 2 1 : 3 0
歯 学 部 C 棟 2 階	土 8 : 3 0 ~ 1 7 : 0 0

※ 日曜日、祝日及び12月29日～1月3日は利用できません。

注意事項

- ア 学割発行枚数は、1人当たり年間20枚までです。
- イ 発行には学生証が必要です。
- ウ 発行機の使用については、画面の指示に従って操作してください。
- エ 学生証を再発行した場合は、旧学生証は使用できません。
- オ 発行された証明書等の内容についての問い合わせは、学生窓口に申し出てください。

(4) 国立大学図書館の相互利用

中国・四国地区に存置する13国立大学においては、学生・大学院生等の教育・研究環境のさらなる充実への支援の一環として、各大学附属図書館を相互に利活用することが可能になりました。

夏季休業等で帰省、旅行、長期遠征、合宿等の際には、本学学生証を持参のうえ、ふるって利用してください。

II 教務関係

(1) 休学

疾病及びその他やむを得ない事由により3ヶ月以上就学できない場合は、休学することができます。この場合、本人の自署及び父母等連署の上、各自の指導教員に了承（了承印が必要）を得て、休学願を提出しなければなりません。

願い出に際しては、その日付をさかのぼり処理することはできないので、早めに願い出るよう留意してください。遅れると授業料を余分に納めなければならないことがあります。

また、1回の手続きで休学できる期間は1年以内ですが、特別の事情により休学期間が1年以上になる場合は、手続きの更新が必要です。

※ 「疾病」による場合は、医師の診断書の提出が必要です。

※ 「やむを得ない事由」とは、次の事例等のみ該当します。

- ・ 授業料支払義務者が失業、死亡等又は風水害等に被災し、入学当初と状況が違い授業料等の支払が困難になった場合。
- ・ 出産・育児、家族の介護など。

(2) 復学

許可を受けた休学期間満了後、復学となる場合の復学手続きは不要です。

休学期間中であっても就学が可能な状況になれば、所定の手続きを行い、許可を得て復学することができます。この際には、復学願と休学理由が解消されたことを示す証明書（病気の場合は医師の診断書）を添付の上、復学希望月の前月末日までに提出してください。

なお、月の途中で復学した場合は、その月の授業料は納めなければなりません。

(3) 留学

外国の大学又は短期大学に留学する場合は、留学願を提出しなければなりません。休学と異なり留学期間は、本学の在学期間に算入され、留学先で修得した単位は10単位を限度として認定されます。

(4) 退学

諸般の理由により退学を願い出る場合は、本人の自署及び父母等連署の上、指導教員に了承（了承印が必要）を得て、退学願を提出しなければなりません。休学と同じく日付をさかのぼって許可することはできないので、早めに願い出てください。

なお、授業料等納入すべき金額が完納されていなければ退学は許可されません。

(5) 身上異動（改姓等）

改姓等は、学籍関係事項のうちもっとも基本的なものであると同時に、学生生活上日常的に必要な事項でありますので、これらに変更が生じた場合は、戸籍抄本等を添えてすみやかに届け出てください。

(6) 履修手続等

掲示により通知された期間に、受講する全ての科目を、学内外のパソコンを利用して「もみじ」から履修登録してください。（授業時間割は、毎年授業開始時に発表します。）

また、他研究科及び他学部専門科目等を履修する場合は、それぞれの研究科、学部の指示に従ってください。履修登録期間がありますので、必ずその期間中に履修登録を行ってください。

履修登録期間外の履修登録を原則として認めていませんので、必ず期間内に自己責任で確認してください。

(7) 学業成績表の発表について

掲示により成績を発表したことを通知しますので、「もみじ」から成績を確認してください。

ただし、個人情報保護のため、学内からの「もみじ」へのアクセスの場合のみ確認が可能です。

(8) 長期履修制度について

① 長期履修学生制度とは

職業を有している等の事情により、通常の修業年限を超えて一定の期間にわたり、計画的に教育課程を履修して卒業又は課程を修了することができる制度です。

この制度による授業料は、通常の修業年限分の授業料総額を計画的に履修することを認められた一定の期間の年数で分割して納めることができます。

② 対象となる学生

長期履修を願い出できる者は、次のいずれかに該当する者で、修業年限を超えて、一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを希望する者です。

- 職業を有し、かつ、就業している者（アルバイトとして就業する者を含む。）で、学修時間の確保が著しく困難である者。
- 家庭において家事、育児及び介護を行う者で、学修時間の確保が著しく困難である者。
- 本学フェニックス入学制度により入学した者。

③ 長期履修の期間

長期履修の期間は、在学年限の範囲内で本研究科が定める年数を限度とします。

④ 申請手続等

長期履修を希望する場合は、入学後の履修ガイダンスを受けた後、指導教員と相談のうえ履修計画を立てる必要があります。

なお、手続期間や提出書類等詳細は、学生支援グループ（大学院担当）に照会してください。

Ⅲ 学生関係

(1) 学生証

学生証は常に携帯し、大学職員からの要求があればこれを提示してください。

また、証明書自動発行機や図書館の利用及び学割、通学定期の利用等の際にも必要です。

- ① 学生証を紛失したときは、速やかに学生支援グループに申し出てください。
- ② 修了等で学籍を離れるとき、または有効期間を経過したときは、すみやかに返却してください。

(2) 住所変更等の届出

本人現住所、帰省先、電話番号等が変わった場合は、「学生情報登録シート」を提出してください。

変更手続きをされないままだと、大学からの重要又は緊急の連絡がつかず、不利益となる場合もありますので、必ず変更手続きを忘れないようにしてください。

(3) 駐車場・駐輪場

自動車・自動二輪車・原動機付自転車及び自転車は、必ず所定の駐車場及び駐輪場に止めてください。

なお、駐車場及び駐輪場以外の場所に駐車（輪）した場合は、車の固定又は構内への入構を禁止することがあります。

(4) 行事・集会届

課外活動等で集会や大きな行事をする場合は、行事・集会届を提出してください。

(5) 事件・事故報告書

学生生活において何らかの事件や事故に巻き込まれた場合は、必ず学生窓口（大学院担当）に届け出てください。（次頁の「事件・事故発生時の対応マニュアル」を参照してください。）

事件・事故発生時に慌てないために、事前に指導教員の氏名・連絡先等を確認しておいてください。

(6) 学生生活上の相談窓口について

学生生活の間に生じた、修学面・生活面・健康面等、様々な悩みについては、下記のように本学は相談窓口を設けていますので、気軽に相談してください。

相談窓口一覧

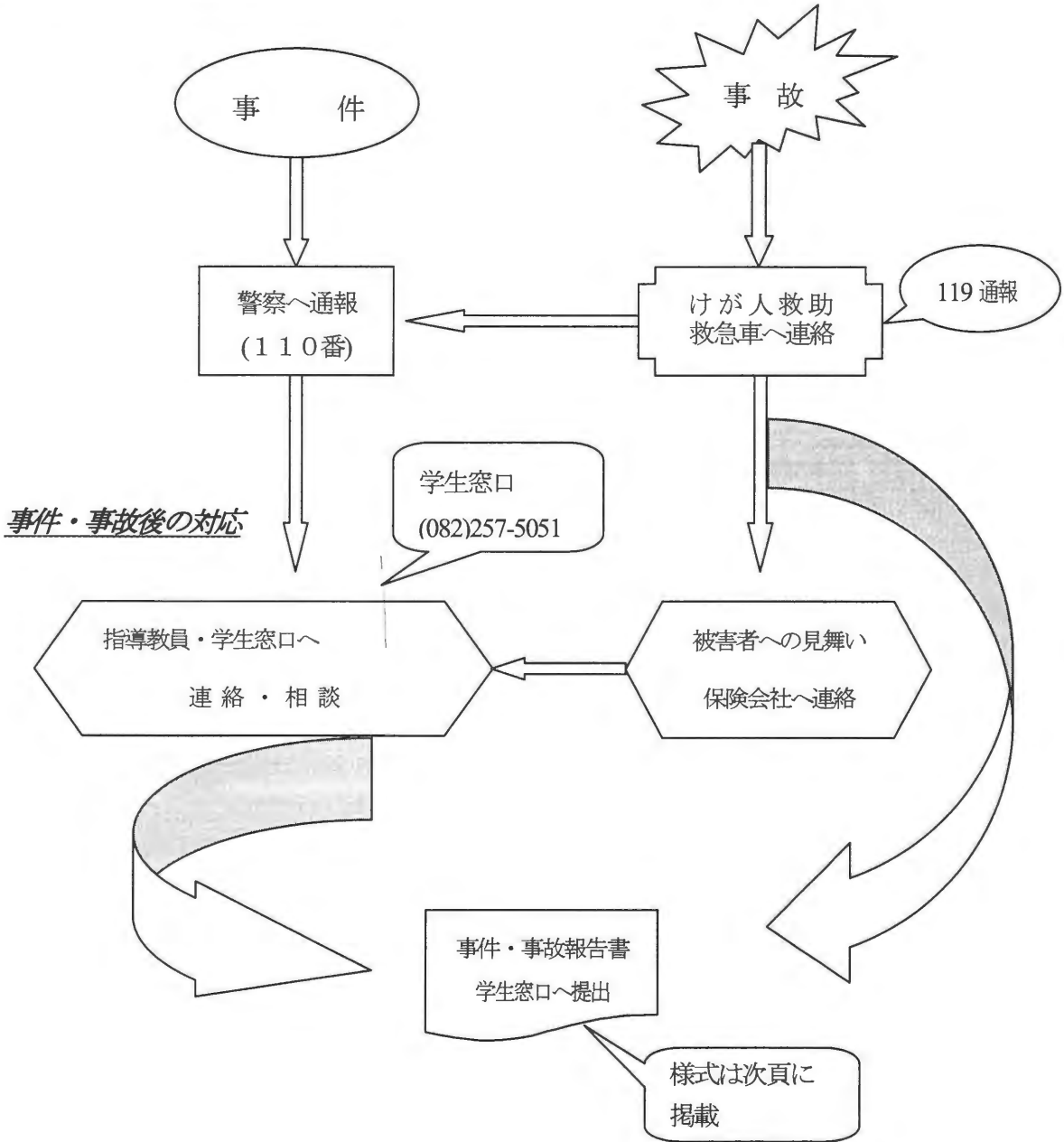
相談内容	窓口	相談申込み受付先等	備考
健康相談	保健管理センター 霞分室	詳細はこの学生便覧「3 保健管理センター について（業務案内）」をご参照ください。	一部以外は、 原則予約制
カウンセリング・学生相談			
心の健康相談			
ハラスメント相談	ハラスメント相談室	Tel:082-257-1519	事前申込み制
その他	何でも相談窓口	Tel:082-424-6145 メール:gakusei-senmon@office.hiroshima-u.ac.jp	

(7) その他

講義室の使用や物品の借用もできますので、学生窓口でおたずねください。

「事件・事故発生時の対応マニュアル」

事件・事故が起きたら



(指導教員) 氏 名	連 絡 先
	(TEL)

※事前に指導教員の氏名・連絡先等を確認しておきましょう。

事件・事故報告書

平成 年 月 日届出

ふりがな 氏名		研究科・専攻等 (学生番号)	()
現住所		電話番号	携帯電話
帰省先		電話番号	
指導教員氏名			
発生日時	平成 年 月 日 () 午前・午後 時 分頃		
発生場所			
相手氏名 (住所・電話等)			
事件・事故の概要 (ケガの程度・傷病名・病院名等を含め、簡潔に記入すること。)			
発生原因 (具体的に記入すること。例：アルバイトによる疲労から居眠り運転など)			
その他 (運転免許取得年月日等)			

(注) ご記入いただいた情報は、本学学生が安全な学生生活を送るため、学生生活担当教職員が学生指導、注意喚起を行うために利用され、その他の目的には利用されません。

2 奨学金・授業料について

I 奨学金について

学業成績が優れ、かつ、健康であって、経済的理由により修学に困難があると認められる者については、選考のうえ、奨学金を貸与又は給付する制度があります。

本学で取り扱っている奨学金には、日本学生支援機構（旧日本育英会）の奨学金と民間及び地方公共団体の奨学金、そして本学独自に設けた奨学制度があります。

これらの奨学金に関する取り扱いは、教育・国際室学生生活支援グループで行っています。

なお、奨学金の案内は「もみじ」により行っています。

また、申請者・受給者に対しての通知は原則「My もみじ」の電子掲示板にて行いますので定期的に確認するようにしてください。

「もみじ」のURL：<https://momiji.hiroshima-u.ac.jp/momiji-top/index.shtml>

→「学生生活のサポート」→「経済支援」→「奨学金」

〈参考〉日本学生支援機構のホームページ：<http://www.jasso.go.jp/>

II 授業料、授業料免除

・ 授業料の納付

授業料は、前期（4月末まで）、後期（10月末まで）に分けて、本学から学生情報登録シートにある学資負担者宛に送付する振込用紙により銀行振込をすることとなっています。

・ 授業料の免除等

- ① 授業料の減免は、通則第48条及び授業料等免除及び猶予規則第5条により学業優秀であり、かつ経済的理由により納付が困難と認められる者を対象に選考のうえ、全額又は半額が免除されます。
- ② 授業料の月割分納は、通則第48条及び授業料等免除及び猶予規則第8条により、特別の事情で一括納入が困難と認められる者に対し審査のうえ、許可されます。
- ③ 授業料の免除又は月割分納の許可を受けようとする者は、所定の期限までに願書（所定の用紙）を教育・国際室学生生活支援グループへ提出してください。提出期限等については掲示で通知します。
- ④ 授業料の減免又は月割分納を願い出た者は、許可決定まで授業料の納付を猶予されます。
(いったん納入された授業料は、返還されないので注意してください。)

「もみじ」のURL：<https://momiji.hiroshima-u.ac.jp/momiji-top/index.shtml>

→「学生生活のサポート」→「経済支援」→「入学料免除・入学料徴収猶予」

〈問い合わせ先〉

広島大学 教育・国際室 学生生活支援グループ

〒739-8514 東広島市鏡山1-7-1

電話（082）424-6167・6169（奨学金担当）

（082）424-6163・6138（入学料・授業料免除担当）

3 保健管理センターについて（業務案内）

保健管理センターは、本学の学生と教職員の体と心の健康をサポートし、疾病予防や健康増進を図ることを目的とする全学的な施設です。また、学生の諸々の悩みについても相談に応じています。

・定期健康診断

毎年、4月に全学生を対象に定期健康診断を行います。健康管理の一貫として、毎年必ず受診して下さい。日時や場所は、掲示、保健管理センターのホームページ等でお知らせします。随時の健康診断は行わないので注意してください。

・健康診断証明書の発行

健康診断の結果は、定期健康診断を受診された方に発行します。健康診断で特に問題のない方は、学内に設置されている証明書自動発行機でも発行できます。発行が可能になりましたら、学生情報システム「もみじ」の電子掲示板でお知らせしますので、各自、健康診断結果を確認して下さい。

再検査の必要な方等、証明書自動発行機では発行できない場合や、厳封及び特定の用紙での発行が必要な時は、保健管理センターで発行を受けてください。

・応急処置

学内、登下校中に生じたけがなどに対して応急処置を行います。場合により、専門医への紹介を行います。体調不良の場合は、休養室で休むこともできます。

・健康相談

医師または看護師が健康管理全般にわたって相談に応じます。

・内科診察

内科医が診察します。内科以外でも体に異常や不安を感じる事があれば、情報提供や助言、必要に応じて外部医療機関を紹介します。

・栄養相談

管理栄養士が食生活全般についての相談に応じます。また、初めての一人暮らしで自炊に困った時の簡単メニューを紹介しています。

・婦人科健康相談（予約制）

女性婦人科医が相談に応じます。

・泌尿器科健康相談（予約制）

泌尿器科医が相談に応じます。

・歯科健康相談（予約制）

歯科医が相談に応じます。

・カウンセリング・学生相談

カウンセラー（臨床心理士）が相談に応じます。心身の不調や人間関係、自分の性格、進路の問題などで悩んでいる方は利用して下さい。予約制です。

・メンタルヘルス（精神科相談・診療）

精神科医が精神面での健康相談に応じます。「やる気がでない」、「体がだるい」、「眠れない」、「不安でしょうがない」、「緊張する」などの症状で悩んでいる方は利用して下さい。予約制です。

〔保健管理センター利用案内一覧表〕

○東広島地区

	メディカル部門 (保健管理センター1F)	メンタルヘルス部門・カウンセリング部門 (学生プラザ4F)
開室曜日及び時間	月曜日～金曜日 8:30～17:15	月曜日～金曜日 9:00～12:00 13:00～17:00
健康相談	○	
診察(内科)	○ 9:00～10:45 12:15～15:00	
婦人科健康相談	◎(予約制)	
泌尿器科健康相談	◎(予約制)	
歯科健康相談	◎(予約制)	
応急処置	○	
健康診断証明書の発行	○	
メンタルヘルス相談		◎(予約制)
カウンセリング学生相談		◎(予約制)
留学生のための心理相談		◎(予約制)

○広島地区

	保健管理センター霞分室 (霞キャンパス)	保健管理室 (東千田キャンパス)
開室曜日及び時間	月曜日～金曜日 8:30～17:15	月曜日～金曜日 12:30～21:15
健康相談	○ 9:00～10:45 12:15～15:00	○
診療(内科)	○ 月曜日: 9:00～10:45 12:15～15:00 木曜日: 9:00～10:45 16:00～16:30	○ 月曜日: 18:00～19:30 水曜日: 18:30～20:30
応急処置	○	○
健康診断証明書の発行	○	○
メンタルヘルス相談	◎(予約制)	◎(予約制)
カウンセリング学生相談	◎(予約制)	◎(予約制)
留学生のための心理相談	◎(予約制)	◎(予約制) 注意: 霞キャンパスで実施されます。

〔保健管理センター予約・問い合わせ先一覧〕

地区	場所	電話番号	E-mail
東広島	メディカル部門	082-424-6192	health@hiroshima-u.ac.jp
	メンタルヘルス部門	082-424-6186	mental@hiroshima-u.ac.jp
	カウンセリング部門	082-424-6187	shinri@hiroshima-u.ac.jp
広島	保健管理センター霞分室	082-257-5096	health@hiroshima-u.ac.jp mental@hiroshima-u.ac.jp
	保健管理室(東千田地区)	082-542-6970	shinri@hiroshima-u.ac.jp

保健管理センターホームページ

<http://home.hiroshima-u.ac.jp/health/>

※診療時間・曜日は変更になることがありますのでホームページ等でご確認ください。

II 教育の方法及び内容等

1 教育に関する規則

(1) 広島大学通則	13
(2) 広島大学大学院規則	27
(3) 広島大学大学院医歯薬保健学研究科細則	42
(4) 広島大学学位規則	49
(5) 広島大学学位規則医歯薬保健学研究科内規	57
(6) 広島大学大学院共通授業科目に関する細則	63
(7) 広島大学既修得単位等の認定に関する細則	66
(8) 広島大学長期履修の取扱いに関する細則	68
(9) 広島大学障害学生の就学等の支援に関する規則	70
(10) 広島大学エクセレント・スチューデント・スカラシップ規則	72

2 各専攻の履修基準等，研究指導体制及び学位請求手続き

(1) 医歯科学専攻（修士課程）	75
(2) 口腔健康科学専攻（博士課程前期）	83
(3) 薬科学専攻（博士課程前期）	87
(4) 保健学専攻（博士課程前期）	93
(5) 医歯薬学専攻（博士課程）	99
(6) 口腔健康科学専攻（博士課程後期）	109
(7) 薬科学専攻（博士課程後期）	113
(8) 保健学専攻（博士課程後期）	117
(9) 博士課程リーダー育成プログラム「放射線災害復興を推進する フェニックスリーダー育成プログラム」関連科目	123

(1) 広島大学通則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)

広島大学通則

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条－第 9 条)
 - 第 2 章 入学(第 10 条－第 18 条)
 - 第 3 章 教育課程(第 19 条－第 27 条)
 - 第 4 章 他の大学等における授業科目の履修(第 28 条－第 31 条)
 - 第 5 章 休学及び退学(第 32 条－第 35 条)
 - 第 6 章 転学部、転学科及び転学(第 36 条－第 38 条)
 - 第 7 章 賞罰及び除籍(第 39 条－第 43 条)
 - 第 8 章 卒業及び学位の授与(第 44 条－第 46 条)
 - 第 9 章 授業料(第 47 条－第 51 条)
 - 第 10 章 研究生、科目等履修生及び外国人特別学生等(第 52 条－第 54 条)
 - 第 11 章 厚生施設等(第 55 条・第 56 条)
- 附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この通則は、広島大学学則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 1 号)第 18 条の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の学部の学生の修学に関し必要な事項を定めるものとする。

(学科、類及びコース)

第 2 条 本学の学部に、次の学科又は類を置く。

総合科学部	総合科学科
文学部	人文学科
教育学部	第一類(学校教育系)
	第二類(科学文化教育系)
	第三類(言語文化教育系)
	第四類(生涯活動教育系)
	第五類(人間形成基礎系)
法学部	法学科
経済学部	経済学科
理学部	数学科
	物理科学科
	化学科
	生物科学科

	地球惑星システム学科
医学部	医学科 保健学科
歯学部	歯学科 口腔健康科学科
薬学部	薬学科 薬科学科
工学部	第一類(機械システム工学系) 第二類(電気・電子・システム・情報系) 第三類(化学・バイオ・プロセス系) 第四類(建設・環境系)
生物生産学部	生物生産学科

- 2 法学部及び経済学部は昼夜開講制とし、昼間に授業を行うコース(以下「昼間コース」という。)及び主として夜間に授業を行うコース(以下「夜間主コース」という。)を置く。

(教育研究上の目的)

- 第2条の2 学部は、本学の理念に立脚し、それぞれ固有の教育目標を明確に掲げるとともに、その目標を達成するための教育研究を通じて、基礎力と応用力を兼ね備えた柔軟性に富む人材を育成することを目的とする。

- 2 学部、学科、類等ごとの教育研究上の目的については、各学部細則で定める。

(収容定員)

- 第3条 本学の収容定員は、別表のとおりとする。

(修業年限)

- 第4条 本学の修業年限は、4年とする。ただし、医学部医学科、歯学部歯学科及び薬学部薬学科にあっては、6年とする。

- 第5条 第52条の2に規定する本学の科目等履修生として、一定の単位を修得した者が本学に入学した場合において、当該単位の修得により当該学部の教育課程の一部を履修したと認められるときは、修得した単位数その他の事項を勘案して学部が定める期間を修業年限に通算することができる。ただし、その期間は、当該学部の修業年限の2分の1を超えないものとする。

(在学年限)

- 第6条 本学の学部(医学部医学科、歯学部歯学科、薬学部薬学科及び工学部を除く。)の在学年限は、8年とする。

- 2 医学部医学科、歯学部歯学科及び薬学部薬学科の在学年限は、12年とする。

- 3 工学部の在学年限は、6年とする。

(学年)

- 第7条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第8条 学年は、前期及び後期の2期に分け、前期を4月1日から9月30日まで、後期を10月1日から翌年3月31日までとする。

2 前項に定める各学期は、前半及び後半に分けることができる。

(休業日)

第9条 学年中の定期休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 春季休業 4月1日から4月7日まで

(4) 夏季休業 8月11日から9月30日まで

(5) 冬季休業 12月26日から翌年1月5日まで

2 学長は、特別の事情があるときは、前項第3号から第5号までの休業日を変更することができる。

3 臨時の休業日は、その都度別に定める。

4 特別の事情があるときは、前3項に定める休業日に授業を実施することができる。

第2章 入学

(入学の時期)

第10条 入学の時期は、学年の始めとする。

2 前項の規定にかかわらず、学期の始めに入学させることができる。

(入学資格)

第11条 本学に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者

(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者

(3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの

(4) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

(5) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者

(6) 文部科学大臣の指定した者

(7) 高等学校卒業程度認定試験規則(平成17年文部科学省令第1号)による高等学校卒業程度認定試験に合格した者(同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)による大学入学資格検定に合格した者を含む。)

(8) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第90条第2項の規定により大学に入学した者であって、本学において、大学における教育を受けるにふさわしい学力があると認められたもの

(9) 本学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したもの

(入学出願手続)

第12条 本学に入学を志願する者は、所定の期間内に、検定料17,000円(夜間主コースにあっては10,000円)を納付の上、別に定める書類(以下「出願書類」という。)を本学に提出しなければならない。

2 次条に規定する入学試験において、出願書類等による選抜(以下「第1段階目の選抜」という。)を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜(以下「第2段階目の選抜」という。)を行う場合の検定料の額は、前項の規定にかかわらず、第1段階目の選抜に係る額は4,000円(夜間主コースにあっては2,200円)とし、第2段階目の選抜に係る額は13,000円(夜間主コースにあっては7,800円)とする。

3 第1項の規定は、第14条、第18条又は第38条の規定により入学を志願する場合について準用する。ただし、検定料の額は、30,000円(夜間主コースにあっては18,000円)とする。

(入学試験)

第13条 入学志願者に対しては、入学試験を行う。

2 前項の入学試験については、別に定める。

(学士入学及び再入学)

第14条 本学は、次の各号のいずれかに該当する者については、前条の規定にかかわらず、選考の上、学士入学として入学を許可することができる。

(1) 本学の一の学部を卒業して、更に同一学部の他の学科若しくは類又は他の学部に入學を願いだした者

(2) 他の大学の学部を卒業し本学に入學を願いだした者

(3) 学校教育法第104条第4項の規定により独立行政法人大学評価・学位授与機構から学士の学位を授与され本学に入學を願いだした者

2 本学は、前条及び前項の規定にかかわらず、本学を退学し同一学部に入學を願いだした者については、選考の上、再入学として入学を許可することができる。

3 前2項による入学者の既修得単位、修業年限及び在学年限の認定は、当該学部の教授会の議を経て、学部長が行う。

(合格者の決定)

第15条 入学を許可すべき者は、各学部の教授会の議を経て、学長が決定する。

(入学手続)

第16条 入学の許可を受けようとする者は、指定の期日までに、別に定める書類(以下「入学手続書類」という。)を提出するとともに、入學料282,000円(夜間主コースにあっては141,000円)を納付しなければならない。

(入學料の免除及び徴収猶予)

第 16 条の 2 前条の規定にかかわらず、特別の事情がある者には、入学料の全額又は半額を免除し、又はその徴収を猶予することができる。

2 前条の規定にかかわらず、別に定める広島大学フェニックス奨学制度による奨学生(以下「フェニックス奨学生」という。)には、入学料の全額を免除することができる。

3 前 2 項に定めるもののほか、入学料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項は、別に定める。

(入学許可)

第 16 条の 3 学長は、第 16 条の入学手続を完了した者(入学料の免除又は徴収猶予の許可申請中の者及びフェニックス奨学生申請中の者を含む。)に入学を許可する。

(検定料及び入学料の返還)

第 17 条 既納の検定料及び入学料は、返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、納付した者の申出により、当該各号に規定する額を返還する。

(1) 第 13 条の入学試験において、第 1 段階目の選抜を行い、第 2 段階目の選抜を行う場合に、検定料を納付した者が第 1 段階目の選抜で不合格となったとき 13,000 円(夜間主コースにあつては 7,800 円)

(2) 第 12 条第 1 項の規定による一般選抜の出願の受付後に、検定料を納付した者が大学入試センター試験の受験科目の不足等による出願無資格者であることが判明したとき 13,000 円(夜間主コースにあつては 7,800 円)

(3) 検定料を納付した者が出願書類を提出しなかったとき その検定料相当額

(4) 入学料を納付した者が入学手続書類を提出しなかったとき その入学料相当額

(編入学)

第 18 条 本学は、第 11 条及び第 14 条の規定にかかわらず、本学の第 3 年次又は第 2 年次に入学を志願する者については、試験の上、編入学を許可することができる。

2 編入学の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

第 3 章 教育課程

(教育課程の編成及び履修方法等)

第 19 条 本学の教育課程は、本学の理念に基づき、学部及び学科又は類等の特色を生かして、教育上の到達目標を達成するために必要な授業科目を開設し、教育プログラムとして、体系的に編成するものとする。

2 授業科目は、教養教育科目及び専門教育科目に区分する。

3 前項に規定する授業科目及びその履修方法は、教養教育に関する規則及び各学部細則で定める。

4 教育課程の履修上の区分として、細目の区分を設ける必要があるときは、教養教育に関する規則及び各学部細則の定めるところによる。

5 教育プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

(授業の方法)

第 19 条の 2 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、文部科学大臣が別に定めるところにより、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

3 第 1 項の授業は、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

(単位数の計算の基準)

第 19 条の 3 各授業科目の単位数を定めるに当たっては、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15 時間から 30 時間までの範囲で規則等(教養教育科目にあっては教養教育に関する規則、専門教育科目にあっては各学部細則をいう。以下同じ。)で定める時間の授業をもって 1 単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間までの範囲で規則等で定める時間の授業をもって 1 単位とする。ただし、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、規則等で定める時間の授業をもって 1 単位とすることができる。

(3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前 2 号に規定する基準を考慮して規則等で定める時間の授業をもって 1 単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を与えることが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(単位の授与)

第 19 条の 4 一の授業科目を履修した者に対しては、試験及び出席状況により所定の単位を与える。ただし、前条第 2 項の授業科目については、各学部の定める適切な方法により学修の成果を評価して単位を与えることができる。

(授業科目の成績評価)

第 19 条の 5 授業科目の成績の評価は、秀、優、良、可及び不可の 5 段階とし、秀、優、良及び可を合格、不可を不合格とする。

(履修科目の登録の上限)

第 20 条 学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が 1 年間又は 1 学期に履修科目として登録することができる単位数の上限は、各学部細則の定めるところによる。

2 各学部細則の定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、次学期に単位数の上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(日本語科目及び日本事情に関する科目)

第 21 条 外国人留学生及び外国人留学生以外の学生で外国において相当の期間中等教育を受けたものために、日本語科目及び日本事情に関する科目を置き、これらに関する授業科目を開設することができる。

2 前項の授業科目は、教育学部において履修するものとする。

3 前項の規定により履修して単位を修得するときに、卒業の要件として修得すべき単位数のうち、当該授業科目の単位で代えることができる授業科目及び単位数等については、各学部細則の定めるところによる。

(長期にわたる教育課程の履修)

第 22 条 学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、当該学部において支障のない場合に限り、その計画的な履修(以下「長期履修」という。)を認めることができる。

2 長期履修の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(教育課程の修了)

第 23 条 学生は、在学中所定の教育課程を修了しなければならない。

2 教育課程の修了は、所定の授業科目を履修の上、単位を修得することによる。

(教員の免許状授与の所要資格の取得)

第 24 条 教員の免許状授与の所要資格を取得しようとする者は、教育職員免許法(昭和 24 年法律第 147 号)及び教育職員免許法施行規則(昭和 29 年文部省令第 26 号)に定める所要の単位を修得しなければならない。

2 本学において当該所要資格を取得できる教員の免許状の種類等については、各学部細則の定めるところによる。

(他学部等の授業科目の履修)

第 25 条 学生は、第 23 条第 2 項の所定の授業科目(学部の学生を対象とするものに限る。以下この条において同じ。)のほか、他の学部、研究科、附置研究所、教養教育本部、全国共同利用施設及び学内共同教育研究施設(以下この条において「他学部等」という。)の授業科目(学部の学生を対象とするものに限る。以下この条において同じ。)を履修することができる。

2 学生が他学部等の授業科目を履修しようとするときは、所属学部及び当該他学部等の定めるところにより履修するものとする。

(大学院授業科目の履修)

第 26 条 学生が、本学大学院に進学を志望し、所属学部が教育上有益と認めるときは、学生が進学を志望する研究科の長の許可を得て、当該研究科の授業科目(大学院の学生を対象とするものに限る。以下この条において同じ。)を履修することができる。

2 学生が、本学大学院の授業科目を履修することに関し必要な事項は、別に定める。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第 27 条 本学は、授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

第 4 章 他の大学等における授業科目の履修
(学生交流)

第 28 条 学生は、学長の許可を得て他の大学又は短期大学の授業科目を履修することができる。

- 2 学部が教育上有益と認めるときは、学生が前項により修得した単位を、当該学部の教授会の議を経て、本学の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 3 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、次条第 3 項及び第 4 項、第 30 条第 1 項並びに第 31 条第 1 項及び第 2 項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。
- 4 他の大学又は短期大学の学生は、学長の許可を得て本学の授業科目を履修することができる。
- 5 学生交流に関し必要な事項は、別に定める。

(留学等)

第 29 条 学生は、外国の大学又は短期大学で学修しようとするときは、学長の許可を得て留学することができる。

- 2 前項の留学の期間は、本学の在学期間に算入する。
- 3 学部が教育上有益と認めるときは、学生が第 1 項により修得した単位を、当該学部の教授会の議を経て、本学の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 4 前項の規定は、外国の大学又は短期大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。
- 5 前 2 項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、前条第 2 項、次条第 1 項並びに第 31 条第 1 項及び第 2 項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。
- 6 外国の大学若しくは短期大学又は外国の大学若しくは短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの学生は、学長の許可を得て本学の授業科目を履修することができる。
- 7 留学等に関し必要な事項は、別に定める。

(大学以外の教育施設等における学修)

第 30 条 学部が教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は高等専門学校の専攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、当該学部の教授会の議を経て、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

- 2 前項の規定により与えることができる単位数は、第 28 条第 2 項、前条第 3 項及び第 4 項並びに次条第 1 項及び第 2 項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。
- 3 短期大学又は高等専門学校の専攻科等の学生は、学長の許可を得て本学の授業科目を履修することができる。
- 4 大学以外の教育施設等における学修に関し必要な事項は、別に定める。

(第 1 年次に入学した者の既修得単位等の認定)

第 31 条 学部が教育上有益と認めるときは、本学の第 1 年次に入学した者が入学前に大学又は短期大学(外国の大学若しくは短期大学又は外国の大学若しくは短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものを含む。)において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 学部が教育上有益と認めるときは、本学の第 1 年次に入学した者が入学前に行った前条第 1 項に規定する学修を、本学における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
- 3 前 2 項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数は、本学において修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を除き、第 28 条第 2 項、第 29 条第 3 項及び第 4 項並びに前条第 1 項の規定により修得したものとみなし、又は与えることができる単位数と合わせて 60 単位を超えないものとする。
- 4 前 3 項の規定による既修得単位等の認定に関し必要な事項は、別に定める。

第 5 章 休学及び退学

(休学)

第 32 条 学生が疾病その他やむを得ない事由により引き続き 3 月以上修学できないときは、当該学部長の許可を得て、休学することができる。

- 2 休学の期間は、引き続き 1 年を超えることができない。ただし、特別の事情があるときは、更に 1 年以内の休学を許可することがある。
- 3 前 2 項の規定にかかわらず、医学部医学科の学生であって、広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号)第 17 条第 9 号に該当する者が、大学院医歯薬保健学研究科医歯薬学専攻の博士課程に入学するときは、当該学部長の許可を得て、休学することができる。
- 4 前項の休学期間は、引き続き 4 年を超えることができない。ただし、特別の事情があるときは、更に 1 年以内の休学を許可することがある。
- 5 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、文部科学省が実施する日韓共同理工系学部留学生事業により受け入れた韓国人留学生が兵役に服するときは、当該学部長の許可を得て、休学することができる。
- 6 前項の休学期間は、兵役に服する期間とする。

7 休学期間内であっても、その事由が消滅したときは、当該学部長の許可を得て、復学することができる。

第 33 条 休学期間(前条第 4 項及び第 6 項に規定する休学期間を除く。)は、通算して所属学部の修業年限を超えることができない。

第 34 条 休学期間は、在学期間に算入しない。

(退学)

第 35 条 学生が退学しようとするときは、学長に願い出て許可を受けなければならない。

第 6 章 転学部、転学科及び転学

(転学部)

第 36 条 学生が他の学部に移ることを志望するときは、所属学部及び志望学部の教授会の議を経て、学長の許可を受けなければならない。

2 転学部の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(転学科等)

第 37 条 学生が所属学部内の他の学科又は類に移ることを志望するときは、当該学部長の許可を受けなければならない。

2 法学部又は経済学部の学生が所属学部内の他のコースに移ることを志望するときは、当該学部長の許可を受けなければならない。

(転学)

第 38 条 他の大学から転学を志願する者については、当該学部の教授会の議を経て、学長が許可する。この場合、既修得単位、修業年限及び在学年限の認定は、当該学部の教授会の議を経て、学部長が行う。

2 学生が他の大学に転学しようとするときは、所属学部の教授会の議を経て、学長の許可を受けなければならない。

第 7 章 賞罰及び除籍

(表彰)

第 39 条 学生に表彰に値する行為があるときは、学長は、これを表彰することができる。

2 表彰に関し必要な事項は、別に定める。

(懲戒)

第 40 条 学生が本学の諸規則に違反し、学内の秩序を乱し、その他学生の本分に反する行為をしたときは、学長は、これを懲戒する。

2 懲戒の種類は、訓告、停学及び退学とする。

3 懲戒に関し必要な事項は、別に定める。

第 41 条 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、懲戒により退学を命ずることができる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当の理由がなくて出席常でない者

(4) 学内の秩序を著しく乱した者

(5) 学生の本分に著しく反した者

第 42 条 停学が 3 月以上にわたるときは、その期間は、修業年限に算入しない。

(除籍)

第 43 条 学生が次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、当該学部の教授会の議を経てこれを除籍することができる。

(1) 入学料の免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者、半額免除若しくは徴収猶予を許可された者又はフェニックス奨学生に不採用となった者であって、納付すべき入学料を納付しないもの

(2) 所定の在学年限に達して、なお卒業の認定を得られない者

(3) 授業料納付の義務を怠り督促を受けてもなお納付しない者

第 8 章 卒業及び学位の授与

(卒業の要件)

第 44 条 第 4 条に規定する修業年限以上在学し、かつ、所定の授業科目を履修し、各学部において定める卒業の要件として修得すべき単位数(124 単位以上。医学部医学科及び歯学部歯学科にあつては 188 単位以上、薬学部薬学科にあつては 186 単位以上(将来の薬剤師としての実務に必要な薬学に関する臨床に係る実践的な能力を培うことを目的として大学の附属病院その他の病院及び薬局で行う実習に係る 20 単位以上を含む。))を修得した者には、当該学部の教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

2 前項の規定による卒業の要件として修得すべき単位数のうち、第 19 条の 2 第 2 項の授業の方法により修得することができる単位数は次のとおりとする。

(1) 卒業の要件として修得すべき単位数が 124 単位(医学部医学科及び歯学部歯学科にあつては 188 単位、薬学部薬学科にあつては 186 単位。以下同じ。)の場合は、60 単位を超えないものとする。

(2) 卒業の要件として修得すべき単位数が 124 単位を超える場合は、第 19 条の 2 第 1 項の授業の方法によって 64 単位(医学部医学科及び歯学部歯学科にあつては 128 単位、薬学部薬学科にあつては 126 単位)以上の修得がなされていれば、60 単位を超えることができる。

(早期卒業)

第 45 条 本学の学生(医学部医学科、歯学部歯学科及び薬学部薬学科に在学する学生を除く。)で当該学部に 3 年以上在学したもの(これに準ずるものとして文部科学大臣の定めるものを含む。)が、卒業の要件として修得すべき単位を優秀な成績をもって修得したと認められ、かつ、当該学部において学校教育法施行規則(昭和 22 年文部省令第 11 号)第 147 条に定める要件を満たしている場合には、第 4 条の規定にかかわらず当該学部の教授会の議を経て、学長が卒業を認定することができる。

(卒業証書及び学位の授与)

第 46 条 卒業の認定を受けた者には、学長が卒業証書及び学士の学位を授与する。

- 2 学士の学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

第9章 授業料

(授業料)

第47条 授業料の年額は、535,800円(夜間主コースにあっては267,900円)とする。ただし、第22条により長期履修を認められた者については、長期履修を認められた時点における残りの修業年限に相当する年数に授業料の年額を乗じて得た額を当該長期履修の期間の年数で除した額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げた額)とする。

- 2 前項に定める授業料は、前期及び後期に区分し、各期ごとに年額の2分の1に相当する額を納付するものとし、前期にあっては4月、後期にあっては10月に納付しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、前期に係る授業料を納付するときに、当該年度の後期に係る授業料を併せて納付することができる。
- 4 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、前2項の規定にかかわらず、入学を許可されるときに納付することができる。
- 5 第2項及び前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は、当該各号に掲げる日までに授業料を納付しなければならない。
- (1) 特別の事情により期中途において入学、復学、転学、編入学又は再入学した者
月割計算によるその期の額をそれぞれの許可日の属する月の末日
 - (2) 学年の途中で卒業する者
月割計算によるその期の額を、第2項に定める各期の納付期日
 - (3) 月割分納を許可された者
その月の末日。ただし、末日が休業期間中にある場合は、当該休業期間の開始する日の前日
 - (4) 免除、徴収猶予及び月割分納の許可を取り消され、又は猶予期間満了の者
許可の取消し、又は猶予期間満了の日の属する月の末日
- 6 前項各号に定める月割の計算による額は、第1項に定める授業料の年額の12分の1に相当する額(その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げた額)とする。
- 7 既に長期履修を認められている者が長期履修の期間を短縮することを認められたときは、当該短縮後の期間に応じて第1項ただし書の規定により定められた授業料に当該者が在学した期間の年数(その期間に1年に満たない端数があるときは、これを切り上げた年数。以下同じ。)を乗じて得た額から当該者が在学した期間(学年の中途にあっては、当該学年の終了までの期間とする。以下同じ。)に納付すべき授業料の総額を控除した額を、長期履修の期間の短縮を認められた時に納付するものとする。ただし、当該短縮後の期間が修業年限に相当する期間のときは、第1項本文に定める授業料に当該者が在学した期間の年数を乗じて得た額から当該者が在学した期間に納付すべき授業料の総額を控除した額を納付するものとする。
- 8 所定の期日までに授業料を納付しないときは、掲示等により本人及び父母等に督促する。
(授業料の免除及び徴収猶予)

第 48 条 経済的理由により納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる学生又は特別の事情により授業料の納付が著しく困難であると認められる学生に対しては、授業料の全額若しくは半額を免除し、又はその徴収を猶予し、若しくは月割分納を許可することができる。

2 前項に定めるもののほか、フェニックス奨学生に対しては、授業料の全額を免除することができる。

3 前 2 項に定めるもののほか、授業料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項は、別に定める。

(休学者の授業料)

第 49 条 休学中は、授業料を免除する。

(退学者等の授業料)

第 50 条 退学又は懲戒退学の者もその期の授業料は、納付しなければならない。

2 停学を命ぜられた者は、その期間中も授業料を納付しなければならない。

(授業料の返還)

第 51 条 既納の授業料は、返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、授業料を納付した者が次の各号のいずれかに該当するときは、納付した者の申出により、当該各号に規定する授業料に相当する額を返還する。

(1) 入学の時期までに入学を辞退したとき 授業料の全額

(2) 納付期限までに休学を許可されたとき その許可された期間の授業料に相当する額

(3) 9 月 30 日以前に退学を許可されたとき 後期分の授業料に相当する額

第 10 章 研究生、科目等履修生及び外国人特別学生等

(研究生)

第 52 条 本学の学生以外の者で、本学において特定の事項について研究することを志願するものがあるときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第 52 条の 2 本学の学生以外の者で、本学において一又は複数の授業科目を履修することを志願するものがあるときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(外国人特別学生)

第 53 条 第 13 条、第 14 条及び第 18 条の規定によらないで入学を志願する外国人は、外国人特別学生として選考の上、入学を許可することができる。

2 外国人特別学生は、定員の枠外とする。

(履修証明プログラム)

第 53 条の 2 本学の教育研究上の資源を活かし、社会人等への学習の機会を積極的に提供するため、本学に学校教育法第 105 条に規定する特別の課程として履修証明プログラムを開設することができる。

2 履修証明プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

(公開講座)

第 54 条 本学の教育研究を広く社会に開放し、地域住民への学習の機会を積極的に提供するため、本学に公開講座を開設することができる。

2 公開講座に関し必要な事項は、別に定める。

第 11 章 厚生施設等

(厚生施設)

第 55 条 本学に、学生宿舎その他の厚生施設を設ける。

2 前項の施設に関し必要な事項は、別に定める。

(雑則)

第 56 条 学部長は、学部細則を改正したときは、学長に報告するものとする。

2 この通則に定めるもののほか、学部の学生の修学に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この通則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(略)

附 則

1 この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(略)

(2) 広島大学大学院規則

(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号)

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 3 号)

(全部改正)

広島大学大学院規則

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条—第 13 条)
- 第 2 章 入学(第 14 条—第 24 条)
- 第 3 章 教育課程(第 25 条—第 36 条)
- 第 4 章 休学、退学及び転学(第 37 条—第 39 条)
- 第 5 章 賞罰及び除籍(第 40 条—第 42 条)
- 第 6 章 課程の修了及び学位の授与(第 43 条—第 48 条)
- 第 7 章 授業料(第 49 条)
- 第 8 章 特別研究学生(第 50 条—第 52 条)
- 第 9 章 研究生及び科目等履修生等(第 53 条—第 54 条の 3)
- 第 10 章 教員組織(第 55 条)
- 第 11 章 雑則(第 56 条・第 57 条)

附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学学則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 1 号)第 18 条の規定に基づき、広島大学大学院(以下「本学大学院」という。)の学生の修学に関し必要な事項を定めるものとする。

(本学大学院の目的)

第 2 条 本学大学院は、広島大学の理念に立脚し、学術の基盤的研究を推進してその深奥を究めるとともに諸学問の総合的研究及び先端的研究を推進して新しい学問を切り開くこと並びにこれらを通じて高度の研究・応用能力と豊かな学識を有する研究者及び高度専門職業人を養成することにより、世界の学術文化の進展と人類の福祉の向上に寄与することを目的とする。

(本学大学院の課程)

第 3 条 本学大学院に、修士課程、博士課程及び専門職学位課程を置く。

2 博士課程(医歯薬保健学研究科医歯薬学専攻を除く。)は、前期の課程(以下「博士課程前期」という。)及び後期の課程(以下「博士課程後期」という。)に区分する。

3 博士課程前期は、修士課程として取り扱うものとする。

4 第2項の規定にかかわらず、教育研究上必要がある場合においては、博士課程後期のみの博士課程を置くことができる。

(課程及び専攻等)

第4条 本学大学院の各研究科に、次の課程及び専攻を置く。

総合科学研究科(博士課程)

総合科学専攻

文学研究科(博士課程)

人文学専攻

教育学研究科(博士課程)

学習科学専攻(博士課程前期)

特別支援教育学専攻(博士課程前期)

科学文化教育学専攻(博士課程前期)

言語文化教育学専攻(博士課程前期)

生涯活動教育学専攻(博士課程前期)

教育学専攻(博士課程前期)

心理学専攻(博士課程前期)

高等教育開発専攻(博士課程前期)

学習開発専攻(博士課程後期)

文化教育開発専攻(博士課程後期)

教育人間科学専攻(博士課程後期)

社会科学研究科(博士課程)

法政システム専攻

社会経済システム専攻

マネジメント専攻

理学研究科(博士課程)

数学専攻

物理科学専攻

化学専攻

生物科学専攻

地球惑星システム学専攻

数理分子生命理学専攻

先端物質科学研究科(博士課程)

量子物質科学専攻

分子生命機能科学専攻

半導体集積科学専攻

医歯薬保健学研究科(博士課程)

医歯薬学専攻

口腔健康科学専攻

薬科学専攻

保健学専攻

医歯科学専攻(修士課程)

工学研究科(博士課程)

機械システム工学専攻

機械物理工学専攻

システムサイバネティクス専攻

情報工学専攻

化学工学専攻

応用化学専攻

社会基盤環境工学専攻

輸送・環境システム専攻

建築学専攻

生物圏科学研究科(博士課程)

生物資源科学専攻

生物機能開発学専攻

環境循環系制御学専攻

国際協力研究科(博士課程)

開発科学専攻

教育文化専攻

法務研究科(専門職学位課程)

法務専攻

(収容定員)

第5条 本学大学院の収容定員は、別表のとおりとする。

(修士課程及び博士課程前期の標準修業年限)

第6条 修士課程及び博士課程前期の標準修業年限は、2年とする。ただし、教育研究上の必要があると認められる場合は、各研究科の定めるところにより、専攻又は学生の履修上の区分に応じ、標準修業年限は、2年を超えるものとすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、主として実務の経験を有する者に対して教育を行う場合であって、教育研究上の必要があり、かつ、昼間と併せて夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により教育上支障を生じないときは、各研究科の定めるところにより、標準修業年限を1年以上2年未満の期間とすることができる。

(博士課程後期の標準修業年限)

第7条 博士課程後期の標準修業年限は、3年とする。

(医歯薬保健学研究科医歯薬学専攻の標準修業年限)

第8条 医歯薬保健学研究科医歯薬学専攻の標準修業年限は、4年とする。

(法務研究科の標準修業年限)

第9条 法務研究科の標準修業年限は、3年とする。

(在学年限)

第10条 本学大学院における同一研究科に在学し得る年限は、修士課程又は博士課程前期は4年(2年以外の標準修業年限を定める専攻又は学生の履修上の区分にあっては、当該

標準修業年限の2倍の年数)、博士課程後期及び法務研究科は6年、医歯薬保健学研究科医歯薬学専攻は8年とする。

(学年)

第11条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第12条 学年は、前期及び後期の2期に分け、前期を4月1日から9月30日まで、後期を10月1日から翌年3月31日までとする。

2 前項に定める各学期は、前半及び後半に分けることができる。

(休業日)

第13条 学年中の定期休業日は、次のとおりとする。

(1) 日曜日及び土曜日(社会科学研究科のマネジメント専攻にあっては日曜日及び月曜日)

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 春季休業 4月1日から4月7日まで

(4) 夏季休業 8月11日から9月30日まで

(5) 冬季休業 12月26日から翌年1月5日まで

2 学長は、特別の事情があるときは、前項第3号から第5号までの休業日を変更することができる。

3 臨時の休業日は、その都度別に定める。

4 特別の事情があるときは、前3項に定める休業日に授業を実施することができる。

第2章 入学

(入学の時期)

第14条 入学の時期は、学年の始めとする。

2 前項の規定にかかわらず、学期の始めに入学させることができる。

(入学資格)

第15条 修士課程若しくは博士課程前期又は法務研究科に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 大学を卒業した者

(2) 学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)第104条第4項の規定により独立行政法人大学評価・学位授与機構から学士の学位を授与された者

(3) 外国において、学校教育における16年の課程を修了した者

(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者

(5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

- (6) 専修学校の専門課程(修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、その後に入学させる本学大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認められたもの
- (9) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者であって、22歳に達したもの
- (10) 大学に3年以上在学した者(これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。)であって、本学大学院が定める単位を優秀な成績で修得したと認めるもの

第16条 博士課程後期に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位(法第104条第1項の規定に基づき学位規則(昭和28年文部省令第9号)第5条の2に規定する専門職学位をいう。以下同じ。)を有する者
- (2) 外国において、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和51年法律第72号)第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学(以下「国際連合大学」という。)の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者
- (6) 外国の学校、第4号の指定を受けた教育施設又は国際連合大学の教育課程を履修し、大学院設置基準第16条の2に規定する試験及び審査に相当するものに合格し、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- (7) 文部科学大臣の指定した者
- (8) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者であって、24歳に達したもの

第17条 医歯薬保健学研究科医歯薬学専攻に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学の医学、歯学、薬学又は獣医学の学部において医学、歯学又は修業年限6年の薬学若しくは獣医学を履修してこれらの学部を卒業した者
- (2) 法第104条第4項の規定により独立行政法人大学評価・学位授与機構から学士の学位(専攻分野が医学、歯学又は獣医学)を授与された者

- (3) 外国において、学校教育における 18 年の課程(最終の課程は、医学、歯学、薬学又は獣医学)を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 18 年の課程(最終の課程は、医学、歯学、薬学又は獣医学)を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における 18 年の課程(最終の課程は、医学、歯学、薬学又は獣医学)を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 法第 102 条第 2 項の規定により大学院(医学、歯学、薬学又は獣医学を履修する課程に限る。)に入学した者であって、その後に入学者を本学大学院において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの
- (8) 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者であって、24 歳に達したもの
- (9) 大学の医学、歯学若しくは獣医学を履修する課程又は薬学を履修する課程のうち臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするものに 4 年以上在学した者(これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を含む。)であって、本学大学院が定める単位を優秀な成績で修得したと認めるもの

(入学出願手続)

第 18 条 本学大学院に入学を志願する者は、所定の期間内に、検定料 30,000 円を納付の上、別に定める書類(以下「出願書類」という。)を本学大学院に提出しなければならない。

2 法務研究科における次条に規定する入学試験において、出願書類等による選抜(以下「第 1 段階目の選抜」という。)を行い、その合格者に限り学力検査その他による選抜(以下「第 2 段階目の選抜」という。)を行う場合の検定料の額は、前項の規定にかかわらず、第 1 段階目の選抜に係る額は 7,000 円とし、第 2 段階目の選抜に係る額は 23,000 円とする。

3 第 1 項の規定は、第 39 条第 1 項の規定により入学を志願する場合について準用する。

(入学試験)

第 19 条 入学志願者に対しては、入学試験を行う。

2 前項の入学試験については、別に定める。

(合格者の決定)

第 20 条 入学を許可すべき者は、各研究科の教授会の議を経て、学長が決定する。

(入学手続)

第 21 条 入学の許可を受けようとする者は、指定の期日までに、別に定める書類(以下「入学手続書類」という。)を提出するとともに、入学料 282,000 円を納付しなければならない。

(入学料の免除及び徴収猶予)

第 22 条 前条の規定にかかわらず、特別の事情がある者には、入学料の全額又は半額を免除し、又はその徴収を猶予することができる。

2 前条の規定にかかわらず、別に定める広島大学フェニックス奨学制度による奨学生には、入学料の全額を免除することができる。

3 前 2 項に定めるもののほか、入学料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項は、別に定める。

(入学許可)

第 23 条 学長は、第 21 条の入学手続を完了した者(入学料の免除又は徴収猶予の許可申請中の者を含む。)に入学を許可する。

(検定料及び入学料の返還)

第 24 条 既納の検定料及び入学料は、返還しない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、納付した者の申出により、当該各号に規定する額を返還する。

(1) 法務研究科における第 19 条に規定する入学試験において、第 1 段階目の選抜を行い、第 2 段階目の選抜を行う場合に、検定料を納付した者が第 1 段階目の選抜で不合格となったとき 23,000 円

(2) 検定料を納付した者が出願書類を提出しなかったとき その検定料相当額

(3) 入学料を納付した者が入学手続書類を提出しなかったとき その入学料相当額

第 3 章 教育課程

(授業科目及び履修方法)

第 25 条 本学大学院各研究科の授業科目及びその履修方法は、各研究科細則において定める。

2 本学大学院の授業科目のうち、複数の研究科の学生が共通に履修できる授業科目(次条に定める博士課程リーダー育成プログラムを履修する学生に限り履修できるものを除く。)については、別に定める。

(博士課程リーダー育成プログラム)

第 25 条の 2 独創的に課題に挑み、幅広い知識をもとに物事の本質を見抜く力等を備えたリーダーを育成するため、従来の学問分野・研究領域の枠組みを超えた学位プログラムとして、博士課程リーダー育成プログラムを開設する。

2 博士課程リーダー育成プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

(授業の方法及び単位数の計算の基準)

第 26 条 本学大学院の授業の方法については通則第 19 条の 2 の規定を、単位数の計算の基準については通則第 19 条の 3 の規定を準用する。

(研究指導)

第 27 条 本学大学院の学生(法務研究科の学生を除く。)は、その在学期間中に、それぞれの専攻において定められた授業科目を履修し、第 43 条第 1 項に規定する単位を修得し、か

つ、学位論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)を受けなければならない。ただし、第16条第2号から第8号までの規定により、大学院への入学資格に関し修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者が、博士課程後期に入学した場合の授業科目の履修及び単位の修得については、この限りでない。

- 2 各研究科(法務研究科を除く。)は、教育上有益と認めるときは、あらかじめ他の大学院若しくは研究所等又は外国の大学院等と協議の上、学生が、当該他の大学院若しくは研究所等において、又は休学することなく当該外国の大学院等に留学し、必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程及び博士課程前期の学生について認める場合は、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

(教育方法の特例)

第28条 本学大学院の課程においては、教育上特別の必要があると認められる場合は、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(単位の授与)

第29条 単位の授与については、通則第19条の4の規定を準用する。この場合において、「及び出席状況」とあるのは、「又は研究報告」と読み替えるものとする。

(授業科目の成績評価)

第30条 授業科目の成績の評価は、秀、優、良、可及び不可の5段階とし、秀、優、良及び可を合格、不可を不合格とする。

(履修科目の登録の上限)

第31条 法務研究科の学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、修了の要件として学生が修得すべき単位数について、学生が1年間又は1学期に履修科目として登録することのできる単位数の上限は、法務研究科の定めるところによる。

(長期にわたる教育課程の履修)

第32条 学生が、職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、当該研究科において支障のない場合に限り、その計画的な履修(以下「長期履修」という。)を認めることができる。

- 2 長期履修の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(教員の免許状授与の所要資格の取得)

第33条 教員の免許状授与の所要資格の取得については、通則第24条の規定を準用する。

(教育内容等の改善のための組織的な研修等)

第34条 本学大学院は、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

(学生交流及び留学等)

第35条 研究科が教育上有益と認めるときは、他の大学院(外国の大学院及び国際連合大学を含む。)の教育課程において履修した授業科目について修得した単位を、当該研究科の

教授会の議を経て、10単位(法務研究科にあつては30単位。ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする場合は、その超える部分の単位数に限り30単位を超えて修得したものとみなすことができる。)を超えない範囲で本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。
- 3 前2項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、合わせて10単位(法務研究科にあつては、次条第1項及び第45条第2項の規定により修得したものとみなすことができる単位数と合わせて30単位(第1項ただし書及び第45条第2項ただし書の規定により30単位を超えて修得したものとみなす単位数を除く。))を超えないものとする。
- 4 学生交流及び留学に関し必要な事項は、別に定める。

(入学前の既修得単位の認定)

第36条 研究科が教育上有益と認めるときは、本学大学院に入学する前に大学院(外国の大学院及び国際連合大学を含む。)の教育課程において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定により修得したものとみなすことができる単位数は、転学の場合を除き、本学大学院において修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)以外のものについては、10単位(法務研究科にあつては、前条第1項及び第2項並びに第45条第2項の規定により修得したものとみなすことができる単位数と合わせて30単位(前条第1項ただし書及び第45条第2項ただし書の規定により30単位を超えて修得したものとみなす単位数を除く。))を超えないものとする。
- 3 前2項の規定による既修得単位の認定に関し必要な事項は、別に定める。

第4章 休学、退学及び転学

(休学)

第37条 休学については、通則第32条から第34条までの規定を準用する。

(退学)

第38条 退学については、通則第35条の規定を準用する。

(転学)

第39条 他の大学院及び国際連合大学の課程から転学を志願する者については、各学期の始めに限り、試験の上、許可することがある。

- 2 本学大学院の学生が他の大学院に転学しようとするときは、所定の手続を経て、願い出なければならない。

第5章 賞罰及び除籍

(表彰)

第40条 表彰については、通則第39条の規定を準用する。

(懲戒)

第 41 条 懲戒については、通則第 40 条から第 42 条までの規定を準用する。

(除籍)

第 42 条 除籍については、通則第 43 条の規定を準用する。

第 6 章 課程の修了及び学位の授与

(修了要件)

第 43 条 修士課程及び博士課程前期の修了の要件は、大学院に 2 年(2 年以外の標準修業年限を定める研究科，専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限)以上在学し、30 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文を在学期間中に提出してその審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、当該研究科の教授会の議を経て研究科長が優れた業績を上げたと認める者については、大学院に 1 年以上在学すれば足りるものとする。

- 2 前項の場合において、当該研究科の教授会の議を経て研究科長がその修士課程及び博士課程前期の目的に応じ適当と認めるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。
- 3 博士課程前期については、当該博士課程の目的を達成するために必要と認められる場合には、前 2 項に規定する修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び試験に合格することに代えて、当該研究科が行う次に掲げる試験及び審査に合格することとすることができる。

(1) 専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養であつて当該博士課程前期において修得し、又は涵養すべきものについての試験

(2) 博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であつて当該博士課程前期において修得すべきものについての審査

第 44 条 博士課程の修了の要件は、大学院に 5 年(修士課程に 2 年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における 2 年の在学期間を含む。医歯薬保健学研究科医歯薬学専攻においては 4 年)以上在学し、30 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出してその審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、当該研究科の教授会の議を経て研究科長が優れた研究業績を上げたと認める者については、大学院に 3 年(医歯薬保健学研究科医歯薬学専攻以外の博士課程の学生で修士課程に 2 年以上在学し、当該課程を修了した者にあつては、当該課程における 2 年の在学期間を含む。)以上在学すれば足りるものとする。

- 2 標準修業年限を 1 年以上 2 年未満とした修士課程を修了した者及び前条第 1 項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者の博士課程の修了の要件は、大学院に修士課程における在学期間に 3 年を加えた期間以上在学し、30 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出してその審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、当該研究科の教授会の議を経て研究科長が優れ

た研究業績を上げたと認める者については、大学院に3年(修士課程における在学期間を含む。)以上在学すれば足りるものとする。

- 3 前2項の規定にかかわらず、第16条第2号から第8号までの規定により、大学院への入学資格に関し修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者が、博士課程後期に入学した場合の博士課程の修了の要件は、大学院に3年以上在学し、当該研究科に定めがあるときはその単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文を提出してその審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、当該研究科の教授会の議を経て研究科長が優れた研究業績を上げたと認める者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。

第45条 法務研究科の修了の要件は、3年以上在学し、かつ、93単位以上で法務研究科が定める単位以上を修得することとする。ただし、在学期間に関しては、入学前の既修得単位について認定された者については1年を超えない範囲で当該単位の数に相当する期間在学期間を短縮することができるものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず法務研究科において必要とされる法律学の基礎的な学識を有すると認められる者(以下「法学既修者」という。)については、30単位を超えない範囲の単位を修得したものとみなし、1年を超えない範囲で当該単位の数に相当する期間在学期間を短縮することができるものとする。ただし、93単位を超える単位の修得を修了の要件とする場合は、その超える部分の単位数に限り30単位を超えて修得したものとみなすことができる。
- 3 前項の規定により法学既修者について修得したものとみなすことができる単位数は、第35条第1項及び第2項並びに第36条第1項の規定により修得したものとみなすことができる単位数と合わせて30単位(第35条第1項ただし書及び前項ただし書の規定により30単位を超えて修得したものとみなす単位数を除く。)を超えないものとする。

(学位の授与)

第46条 学長は、本学大学院を修了した者に、修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与する。

- 2 博士の学位は、本学大学院の博士課程を経ない者であっても学位論文を提出してその審査に合格し、かつ、試問に合格したときにも授与する。
- 3 修士及び博士の学位並びに専門職学位の授与に関し必要な事項は、別に定める。

(学位論文、最終試験)

第47条 第43条及び第44条の最終試験は、学位論文を中心として、これに関連ある科目について行うものとする。

第48条 学位論文及び最終試験の合格又は不合格は、当該研究科の教授会の審査を経て、研究科長が決定する。

- 2 審査決定の方法は、各研究科が定める。

第7章 授業料

(授業料)

- 第 49 条 授業料の年額は、535,800 円(法務研究科にあつては 804,000 円)とする。ただし、第 32 条により長期履修を認められた者については、長期履修を認められた時点における残りの標準修業年限に相当する年数に授業料の年額を乗じて得た額を当該長期履修の期間の年数で除した額(その額に 10 円未満の端数があるときは、これを切り上げた額)とする。
- 2 成績優秀学生に対しては、後期分の授業料の全額を免除することができる。
 - 3 授業料を納付した者が成績優秀学生として授業料免除対象者となったときは、納付した者の申出により、後期分の授業料に相当する額を返還する。
 - 4 前 3 項に定めるもののほか、授業料の納付手続等については、通則第 47 条第 2 項から第 51 条までの規定を準用する。

第 8 章 特別研究学生

(特別研究学生)

第 50 条 各研究科は、他の大学院又は外国の大学院等又は国際連合大学の学生で、本学大学院において研究指導を受けることを志願する者があるときは、当該他の大学院又は外国の大学院等又は国際連合大学との協議に基づき、特別研究学生として受け入れることを認めることができる。

(特別研究学生の授業料等)

第 51 条 特別研究学生に係る授業料は、広島大学研究生規則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 10 号)第 8 条に規定する額と同額とする。ただし、国立大学の大学院学生であるとき、又は次の各号のいずれかに該当するときは、授業料を徴収しない。

- (1) 公立又は私立の大学との間で締結した大学間特別研究学生交流協定において、当該学生の授業料が相互に不徴収とされているとき。
 - (2) 外国の大学院等との間で締結した大学間交流協定、部局間交流協定又はこれらに準ずるものにおいて、当該学生の授業料が相互に不徴収とされているとき。
- 2 特別研究学生は、前項に規定する額を、研究指導を受けようとする期間に応じ 6 月分ずつ(研究指導を受けようとする期間が 6 月未満のときはその期間分)指定の期日までに納付しなければならない。
 - 3 既納の授業料は、返還しない。
 - 4 特別研究学生に係る検定料及び入学料は、徴収しない。

(規則の準用)

第 52 条 この章に定めるもののほか、特別研究学生には、本学大学院の学生に関する規定を準用する。

第 9 章 研究生及び科目等履修生等

(研究生)

第 53 条 本学大学院の学生以外の者で、本学大学院において特定の事項について研究することを志願するものがあるときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

- 2 研究生に関し必要な事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第 54 条 本学大学院の学生以外の者で、本学大学院において一又は複数の授業科目を履修することを志願するものがあるときは、教育研究に支障のない場合に限り、選考の上、科目等履修生として入学を許可することができる。

2 科目等履修生に関し必要な事項は、別に定める。

(法務研修生)

第 54 条の 2 法務研究科を修了した者で、修了後引き続き法務研究科において自己学習することを志願するものがあるときは、教育研究に支障のない場合に限り、法務研修生として受け入れることができる。

2 法務研修生に関し必要な事項は、法務研究科が定める。

(履修証明プログラム)

第 54 条の 3 本学の教育研究上の資源を活かし、社会人等への学習の機会を積極的に提供するため、本学に法第 105 条に規定する特別の課程として履修証明プログラムを開設することができる。

2 履修証明プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

第 10 章 教員組織

(教員組織)

第 55 条 各研究科(法務研究科を除く。)における授業は、教授又は准教授が担当する。ただし、必要があるときは、講師又は助教に担当又は分担させることがある。

2 各研究科(法務研究科を除く。)における研究指導は、教授が担当する。ただし、必要があるときは、准教授、講師又は助教に担当又は分担させることがある。

3 法務研究科における授業は、教授が担当する。ただし、必要があるときは、准教授、講師又は助教に担当又は分担させることがある。

第 11 章 雑則

(雑則)

第 56 条 研究科長は、研究科細則を改正したときは、学長に報告するものとする。

2 この規則に定めるもののほか、本学大学院の学生の修学に関し必要な事項は、通則の規定を準用する。

第 57 条 通則をこの規則に準用する場合は、「学部長」とあるのは「研究科長」と読み替えるものとする。

附 則

1 この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(略)

附 則

- この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 法務研究科の法務専攻及び研究科の収容定員並びに全研究科の収容定員は、この規則による改正後の広島大学大学院規則別表の規定にかかわらず、平成 27 年度及び平成 28 年度にあつては、次の表のとおりとする。

研究科名	専攻名	修士課程，博士課程前期又は専門職学位課程	
		収容定員	
		平成 27 年度	平成 28 年度
法務研究科	法務専攻	132	120
	計	132	120
総 計		2,166	2,154

別表(第 5 条関係)

収容定員

研究科名	専攻名	修士課程，博士課程前期又は専門職学位課程		博士課程又は博士課程後期	
		入学定員	収容定員	入学定員	収容定員
総合科学研究科	総合科学専攻	60	120	20	60
	計	60	120	20	60
文学研究科	人文学専攻	64	128	32	96
	計	64	128	32	96
教育学研究科	学習科学専攻	19	38	—	—
	特別支援教育学専攻	5	10	—	—
	科学文化教育学専攻	35	70	—	—
	言語文化教育学専攻	34	68	—	—
	生涯活動教育学専攻	25	50	—	—
	教育学専攻	15	30	—	—
	心理学専攻	19	38	—	—
	高等教育開発専攻	5	10	—	—
	学習開発専攻	—	—	9	27
	文化教育開発専攻	—	—	22	66
	教育人間科学専攻	—	—	18	54
計	157	314	49	147	
社会科学研究科	法政システム専攻	24	48	5	15
	社会経済システム専攻	28	56	8	24
	マネジメント専攻	28	56	14	42
	計	80	160	27	81
理学研究科	数学専攻	22	44	11	33
	物理科学専攻	30	60	13	39

	化学専攻	23	46	11	33
	生物科学専攻	24	48	12	36
	地球惑星システム学専攻	10	20	5	15
	数理分子生命理学専攻	23	46	11	33
	計	132	264	63	189
先端物質科学研究科	量子物質科学専攻	25	50	12	36
	分子生命機能科学専攻	24	48	11	33
	半導体集積科学専攻	15	30	7	21
	計	64	128	30	90
医歯薬保健学研究科	医歯薬学専攻	—	—	97	388
	口腔健康科学専攻	12	24	4	12
	薬科学専攻	18	36	3	9
	保健学専攻	34	68	15	45
	医歯科学専攻	12	24	—	—
	計	76	152	119	454
工学研究科	機械システム工学専攻	28	56	9	27
	機械物理工学専攻	30	60	10	30
	システムサイバネティクス専攻	34	68	11	33
	情報工学専攻	37	74	13	39
	化学工学専攻	24	48	8	24
	応用化学専攻	26	52	9	27
	社会基盤環境工学専攻	20	40	7	21
	輸送・環境システム専攻	20	40	7	21
	建築学専攻	21	42	7	21
	計	240	480	81	243
生物圏科学研究科	生物資源科学専攻	30	60	12	36
	生物機能開発学専攻	24	48	12	36
	環境循環系制御学専攻	19	38	9	27
	計	73	146	33	99
国際協力研究科	開発科学専攻	43	86	22	66
	教育文化専攻	28	56	14	42
	計	71	142	36	108
法務研究科	法務専攻	36	108	—	—
	計	36	108	—	—
総計		1,053	2,142	490	1,567

(3) 広島大学大学院医歯薬保健学研究科細則

平成24年4月1日

研究科長決裁

改正 平成24.9.27・平成25.3.28・平成25.5.23・平成25.10.24・平成25.11.28・

平成26.7.24・平成27.3.26

広島大学大学院医歯薬保健学研究科細則

(趣旨)

第1条 この細則は、広島大学大学院規則(平成20年1月15日規則第2号。以下「大学院規則」という。)に定めるもののほか、広島大学大学院医歯薬保健学研究科(以下「研究科」という。)の学生の修学に関し必要な事項を定めるものとする。

(教育研究上の目的)

第2条 研究科は、医学・歯学・薬学・保健学の基盤的研究を推進し、その深奥を究めるとともに、諸学問の総合的研究あるいは学際的研究及び先進的研究を推進して新しい学問を切り開くこと並びにこれらを通じて豊かで幅広い学識と高度な研究能力を有する教育者・研究者及び高度専門医療人を養成することを目的とする。

2 医歯薬学専攻(博士課程)は、研究能力に裏打ちされ、かつ医療系の幅広い知識と学識を有した高度専門医療人としての指導的臨床能力を有した医師、歯科医師、薬剤師又はこれらの枠を超えた先端的生命科学研究に精通した人材を養成することを目的とする。

3 口腔健康科学専攻(博士課程前期)は、口腔保健の高度専門医療人並びに口腔健康科学、口腔工学の確立及び普及を担う教育者・研究者となる人材を養成することを目的とする。

4 口腔健康科学専攻(博士課程後期)は、口腔健康科学分野の教育研究をリード、展開し、国際的に貢献できる人材を養成するとともに、国民の健康の維持増進を目的とし、口腔から全身の健康を維持増進するための口腔健康科学の学術分野を構築できる教育者及び大学・企業における研究者となる人材を養成することを目的とする。

5 薬科学専攻(博士課程前期)は、創薬研究者及び生命科学研究者として幅広い分野で活躍できる人材、薬科学の発展と普及を担う教育者・研究者並びに薬科学分野で国際的に活躍できる人材を養成することを目的とする。

6 薬科学専攻(博士課程後期)は、薬科学に関する深い学識及び高い見識を有し、薬科学の研究・教育を通じて、我が国の創薬科学及び生命科学の発展に貢献できる人材、国際的視点に立って創薬科学及び生命科学を基礎とした応用研究を展開できる人材を養成することを目的とする。

7 保健学専攻(博士課程前期)は、保健学に関する豊かで幅広い学識と高度な研究能力及び問題解決能力を涵養し、独創性、未来志向性を引き出すことができる教育者・研究者並びに先進的な保健・医療・福祉に関する情報発信と共有化の担い手となり、国際的にも活躍できる人材を養成することを目的とする。

8 保健学専攻(博士課程後期)は、看護学の新しい理論と実践方法を自立して研究・開発できる看護学教育・研究者を養成するとともに、理学療法学及び作業療法学において高度

な専門知識を持ち、優れた研究能力を持った教育者及び学問体系確立のための研究開発者を養成することを目的とする。

- 9 医歯科学専攻(修士課程)は、教育研究機関において医学・歯学の学際領域における基礎的・応用的研究の推進に貢献しうる人材及びバイオテクノロジー、医療、製薬等に関する企業等において研究開発又は医療関係業務に関わる人材を養成するとともに、医学物理学分野で国際的に活躍できる人材、高度専門職業人として活躍できる人材及び医学物理学の確立と普及を担う教育者・研究者を養成すること、また、疫学、生物統計学、社会科学・行動科学、保健行政・医療管理学などを修め、科学的根拠に基づく医療を実践する医療従事者等を養成することを目的とする。

(専門プログラム)

第3条 医歯薬学専攻(博士課程)に医学専門プログラム、歯学専門プログラム、薬学専門プログラム及び放射線医科学専門プログラムを置く。

(コース)

第4条 口腔健康科学専攻(博士課程前期)にクリニカルコース及びリサーチコースを置く。

2 保健学専攻(博士課程前期)に専門看護師コースを置く。

3 医歯科学専攻(修士課程)に医歯科学コース、医学物理士コース及び公衆衛生学コースを置く。

第5条 口腔健康科学専攻(博士課程前期)の学生は、前条第1項に掲げるコースのうち、いずれか一つを専攻するものとする。

2 医歯科学専攻(修士課程)の学生は、前条第3項に掲げるコースのうち、いずれか一つを専攻するものとする。

3 前2項のコースの決定時期は、入学時とする。

4 第1項のコースを変更しようとするときは、研究科長に願い出てその許可を得なければならない。

(特別コース)

第6条 医歯薬学専攻(博士課程)に、東南アジア歯科医療高度化推進ツィニングプログラム特別コースを置く。

2 医歯薬学専攻(博士課程)に、広島大学医学部医学科・大学院医歯薬保健学研究科連携MD-PhDコース(以下「MD-PhDコース」という。)を置く。

3 前2項のコースに関する事項は別に定める。

(教育課程)

第7条 研究科の教育課程は、別表第1から別表第11までのとおりとする。

(授業科目等)

第8条 研究科において開設する授業科目及びその単位数は、別表第1から別表第12までのとおりとする。

2 授業時間割表は、学年の始めに発表する。

(単位の計算方法)

第9条 授業科目の単位数の計算は、次の基準による。

- (1) 講義は、15時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 演習は、15時間又は30時間の授業をもって1単位とする。
- (3) 実験及び実習は、30時間又は45時間の授業をもって1単位とする。

2 一の授業科目について、二以上の方法の併用により授業を行う場合の単位数の計算は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することとなるよう、前項の基準を考慮してそれらの方法ごとに時間を定めるものとする。

(履修方法)

第10条 学生は、主指導教員の指導により、履修しようとする授業科目を決定し、毎学期指定する期間に所定の手続をしなければならない。

2 前項の規定による所定の手続をしない者には、履修を認めない。ただし、特別の事情があると認められる場合に限り、主指導教員及び当該授業科目担当教員の承認を得て履修を認めることがある。

3 学生は、他の研究科又は学部の授業科目を履修しようとするときは、当該研究科又は学部の定めるところにより履修するものとする。

4 他の研究科の学生は、研究科の授業科目を履修しようとするときは、当該授業科目担当教員の承認を得て、毎学期指定する期間に所定の手続をしなければならない。

(指導教員)

第11条 研究科長は、授業科目の履修指導及び研究指導を行うために、第4項に規定する願い出に基づき学生ごとに指導教員を定める。

2 修士課程及び博士課程前期の指導教員は、主指導教員1人及び副指導教員1人とする。

3 博士課程後期及び博士課程の指導教員は、主指導教員1人及び副指導教員2人とする。この場合において、副指導教員のうち1人は主指導教員と同一専攻の教員が担当し、他の1人は同一専攻の他分野又は他専攻の教員が担当するものとする。

4 学生は、入学後4週間以内に、指導教員予定者の承認を得て所定の指導教員願を研究科長に提出しなければならない。

5 学生は、指導教員の変更を希望するときは、関係指導教員の承認を得て所定の指導教員変更願を研究科長に提出し、その承認を得なければならない。

(教育方法の特例)

第12条 職業を有する学生については、研究科教授会の議を経て研究科長が教育上特別の必要があると認めたときは、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(長期にわたる教育課程の履修)

第13条 長期にわたる教育課程の履修については、広島大学長期履修の取扱いに関する細則(平成16年4月1日副学長(教育・学生担当)決裁)の定めるところにより取り扱う。

2 長期履修の期間の最長年限は、修士課程及び博士課程前期にあつては4年(保健学専攻にあつては3年)、博士課程後期にあつては6年(保健学専攻にあつては5年)、博士課程にあ

っては8年とする。

(入学前の既修得単位の認定)

第14条 研究科は、教育上有益と認めるときは、研究科に入学する前に大学院(外国の大学院を含む。)において履修した授業科目について修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)を、研究科における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、転学の場合を除き、研究科において修得した単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)以外のものについては、10単位を超えないものとする。

3 前2項の規定による既修得単位の認定は、広島大学既修得単位等の認定に関する細則(平成16年4月1日副学長(教育・学生担当)決裁)の定めるところによる。

(教員免許)

第15条 養護教諭の教育職員の普通免許状(一種)を有する学生は、保健学専攻において教育職員免許法(昭和24年法律第147号)及び教育職員免許法施行規則(昭和29年文部省令第26号)に定める所定の授業科目の単位を修得したときは、養護教諭の教育職員の専修免許状の授与を受ける所要資格を得ることができる。

2 前項の授業科目及びその履修方法等については、別に定める。

(修士課程の修了要件)

第16条 修士課程の修了の要件は、当該課程に2年以上在学し、別表第1から第3までの定めるところに従って30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文を在学期間中に提出してその審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、研究科教授会の議を経て研究科長が優れた業績を上げたと認める者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

(博士課程前期の修了要件)

第17条 博士課程前期の修了の要件は、当該課程に2年以上在学し、別表第4から別表第6まで及び別表第12の定めるところに従って30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文を在学期間中に提出してその審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、研究科教授会の議を経て研究科長が優れた業績を上げたと認める者については、当該課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の場合において、研究科教授会の議を経て研究科長が適当と認めるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、大学院規則第25条の2第1項に定める博士課程リーダー育成プログラムを履修する者は、修士論文又は特定の課題についての研究の成果の審査及び最終試験に合格することに代えて、次に掲げる試験及び審査に合格することとすることができる。

(1) 専攻分野に関する高度の専門的知識及び能力並びに当該専攻分野に関連する分野の基礎的素養であって当該博士課程前期において修得し、又は涵養すべきものについ

での試験

(2) 博士論文に係る研究を主体的に遂行するために必要な能力であって当該博士課程前期において修得すべきものについての審査

(博士課程後期の修了要件)

第18条 博士課程後期の修了の要件は、当該課程に3年以上在学し、別表第7から別表第9まで及び別表第12の定めるところに従って12単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文を在学期間中に提出してその審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、研究科教授会の議を経て研究科長が優れた業績を上げたと認める者については、当該課程に1年(2年未満の在学期間をもって修士課程又は博士課程前期を修了した者にあつては、当該在学期間を含めて3年)以上在学すれば足りるものとする。

(博士課程の修了要件)

第19条 博士課程の修了の要件は、当該課程に4年以上在学し、別表第10から別表第12までの定めるところに従って30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文を在学期間中に提出してその審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、研究科教授会の議を経て研究科長が優れた業績を上げたと認める者については、当該課程に3年以上在学すれば足りるものとする。

(学位の授与)

第20条 修士及び博士の学位の授与については、広島大学学位規則(平成16年4月1日規則第8号)及び広島大学学位規則医歯薬保健学研究科内規(平成24年4月1日研究科長決裁)の定めるところによる。

(最終試験)

第21条 修士課程、博士課程前期、博士課程後期及び博士課程の最終試験は、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、所定の学位論文を提出した者について行う。

2 最終試験の期日及び方法は、あらかじめ発表する。

(休学)

第22条 学生が休学しようとするときは、所定の手続を行い、研究科長の許可を得なければならない。

(退学)

第22条の2 学生が退学しようとするときは、所定の手続を行い、学長の許可を得なければならない。

(転学)

第22条の3 学生が他の大学院に転学しようとするときは、所定の手続を行い、学長に願出しなければならない。

2 他の大学院及び国際連合大学の課程から研究科に転学を志願する者は、所定の手続を

行い、研究科教授会の議を経て学長の許可を得なければならない。

(再入学)

第23条 研究科を退学した者で再入学を志願するものは、学期の始めに限り研究科教授会の議を経て学長に願い出ることができる。

- 2 再入学者は、退学前に所属した専攻に入学するものとする。
- 3 再入学者の修業年限及び在学年限は、研究科教授会の議を経て定めるものとする。
- 4 再入学志願者に対しては、必要に応じ学力検査を行うことがある。

(転専攻)

第24条 専攻の変更は、原則として認めない。ただし、研究科長が特別の事情があると認めた場合は、この限りでない。

(雑則)

第25条 この細則に定めるもののほか、学生の修学に関し必要な事項は、研究科教授会の議を経て別に定める。

附 則

この細則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成24.9.27 一部改正)

- 1 この細則は、平成24年10月1日から施行する。
- 2 平成24年4月1日に入学した学生の授業科目については、この細則による改正後の広島大学大学院医歯薬保健学研究科細則(以下「新細則」という。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。ただし、教育上必要と認める場合には、新細則に規定する授業科目を履修させることができる。

附 則(平成25.3.28 一部改正)

- 1 この細則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成24年度に入学した学生の授業科目については、この細則による改正後の広島大学大学院医歯薬保健学研究科細則(以下「新細則」という。)の規定にかかわらず、なお、従前の例による。ただし、教育上必要と認める場合には、新細則に規定する授業科目を履修させることができる。

附 則(平成25.5.23 一部改正)

- 1 この細則は、平成25年5月23日から施行し、この細則による改正後の広島大学大学院医歯薬保健学研究科細則(以下「新細則」という。)の規定は、平成25年4月1日から適用する。
- 2 平成24年度に入学した学生の授業科目については、新細則の規定にかかわらず、なお、従前の例による。ただし、教育上必要と認める場合には、新細則に規定する授業科目を履修させることができる。

附 則(平成25.10.24 一部改正)

- 1 この細則は、平成25年10月24日から施行し、この細則による改正後の広島大学大学院医歯薬保健学研究科細則(以下「新細則」という。)の規定は、平成25年10月1日から

適用する。

- 2 平成24年度に入学した学生の授業科目については、新細則の規定にかかわらず、なお、従前の例による。ただし、教育上必要と認める場合には、新細則に規定する授業科目を履修させることができる。

附 則(平成25.11.28 一部改正)

- 1 この細則は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 平成25年度以前に入学した学生の授業科目については、この細則による改正後の広島大学大学院医歯薬保健学研究科細則(以下「新細則」という。)の規定にかかわらず、なお、従前の例による。ただし、教育上必要と認める場合には、新細則に規定する授業科目を履修させることができる。

附 則 (平成26.7.24 一部改正)

- 1 この細則は、平成26年10月1日から施行する。
- 2 平成25年度以前に入学した学生の授業科目及びその単位数は、この細則による改正後の広島大学大学院医歯薬保健学研究科細則(以下「新細則」という。)の規定にかかわらず、なお、従前の例による。ただし、教育上必要と認める場合には、新細則に規定する授業科目を履修させることができる。

附 則 (平成27.3.26 一部改正)

- 1 この細則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 平成26年度以前に入学した学生の授業科目及びその単位数は、この細則による改正後の広島大学大学院医歯薬保健学研究科細則(以下「新細則」という。)の規定にかかわらず、なお、従前の例による。ただし、教育上必要と認める場合には、新細則に規定する授業科目を履修させることができる。

(4) 広島大学学位規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 8 号)

広島大学学位規則

目次

第 1 章 総則(第 1 条)

第 2 章 学位授与の要件及び専攻分野(第 2 条・第 3 条)

第 3 章 博士の学位授与の申請及び学位論文の審査方法等(第 4 条―第 10 条)

第 4 章 博士の学位授与等(第 11 条―第 14 条)

第 5 章 雑則(第 15 条―第 17 条)

附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、学位規則(昭和 28 年文部省令第 9 号)第 13 条第 1 項、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)第 46 条第 2 項及び広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号)第 46 条第 3 項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)が行う学位の授与に関し必要な事項を定めるものとする。

第 2 章 学位授与の要件及び専攻分野

(学位授与の要件)

第 2 条 本学を卒業した者には、学士の学位を授与する。

2 本学大学院の課程を修了した者には、修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与する。

3 前 2 項に定めるもののほか、博士の学位は、本学大学院の博士課程を経ない者であっても学位論文を提出してその審査に合格し、かつ、試問に合格したときにも授与する。

(専攻分野の名称)

第 3 条 学士の学位を授与するに当たっては、別表第 1 に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。

2 修士及び博士の学位を授与するに当たっては、別表第 2 に掲げる専攻分野の名称を付記するものとする。

3 専門職学位を授与するに当たっては、別表第 3 に掲げる学位の名称を付記するものとする。

第 3 章 博士の学位授与の申請及び学位論文の審査方法等

(博士の学位授与の申請及び受理)

第 4 条 博士の学位の授与の申請に要する学位論文は 1 編とし、2 通を提出するものとする。ただし、別に参考論文を添付することができる。

- 2 前項の学位論文の審査のため必要があるときは、論文の訳文、模型及び標本等を提出させることができる。
- 3 第2条第3項に該当する者が、博士の学位の授与を申請する場合は、学位申請書に学位論文、論文目録、論文の要旨、履歴書及び審査手数料57,000円を添え、学位に付記する専攻分野の名称を指定し、当該研究科の長を経て学長に提出するものとする。ただし、本学大学院の博士課程に所定の修業年限以上在学し、所定の単位を修得し(博士課程の後期の課程に単位の修得の定めがない場合は、単位の修得を要しない。)、かつ、学位論文の作成等に対する指導を受けた後退学した者(以下「本学大学院博士課程の教育課程を終えて退学した者」という。)が、再入学しないで、退学したときから1年以内に博士の学位の授与を申請するときは、審査手数料を免除することができる。
- 4 前項により学位論文の提出があったときは、学長は、学位に付記する専攻分野の名称により、適当と認める研究科の教授会(以下「教授会」という。)に審査を付託する。
- 5 受理した学位論文及び審査手数料は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

(審査委員会・試問委員会)

第5条 教授会は、博士の学位論文の審査及び試験を行うため、審査委員3人以上からなる審査委員会を設ける。

- 2 教授会は、第2条第3項に定める試問を行うため、試問委員3人以上からなる試問委員会を設ける。
- 3 教授会において必要と認めたときは、当該研究科若しくは他の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を審査委員又は試問委員に加えることができる。

(試験及び試問の方法)

第6条 試験は、博士の学位論文を中心として、これに関連ある科目について行うものとする。

- 2 試問は、筆答試問及び口頭試問により、専攻分野に関し本学大学院において博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認するために行う。
- 3 前項の試問については、外国語は2種類を課することを原則とする。ただし、教授会が特別な事由があると認めたときは、1種類のみとすることができる。
- 4 本学大学院博士課程の教育課程を終えて退学した者から各研究科が定める年限内に学位論文を受理したときは、第2条第3項の規定にかかわらず、試問に代えて試験とする。

(審査期間)

第7条 博士の学位論文の審査及び試験又は試問は、学位論文を受理したときから1年以内に終了するものとする。ただし、特別の事由があるときは、教授会の議を経て、その期間を1年以内に限り延長することができる。

(審査委員会・試問委員会の報告)

第8条 審査委員会は、学位論文の審査及び試験を終了したときは、直ちに論文の内容の要旨、論文審査の要旨及び試験の結果の要旨を、文書をもって教授会に報告しなければならない。

- 2 試問委員会は、試問を終了したときは、直ちにその結果の要旨を、文書をもって教授会に報告しなければならない。

(教授会の審議決定)

第9条 教授会は、前条の報告に基づいて審議の上、博士の学位を授与すべきかどうかを議決する。

- 2 前項の議決をするには、教授会の構成員(海外出張中及び長期療養中の者を除く。)の3分の2以上の出席を必要とし、かつ、出席者の3分の2以上の賛成がなければならない。
- 3 教授会において必要と認めたときは、当該研究科若しくは他の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を、この審議に出席させることができる。ただし、その出席者は、議決に加わることはできない。

(教授会の報告)

第10条 教授会が博士の学位を授与できるものとしたときは、研究科の長は、学位論文とともに論文の内容の要旨、論文審査の結果の要旨及び試験又は試問の結果の要旨を、文書をもって学長に報告しなければならない。

- 2 教授会が博士の学位を授与できないものとしたときは、研究科の長は、その旨を文書をもって学長に報告しなければならない。

第4章 博士の学位授与等

(博士の学位授与)

第11条 学長は、前条の報告を踏まえ、博士の学位を授与すべき者には、学位記を授与し、博士の学位を授与できない者には、その旨を通知する。

(博士の学位登録)

第12条 本学が博士の学位を授与したときは、学長は、学位簿に登録し、文部科学大臣に報告するものとする。

(学位論文要旨の公表)

第13条 本学が博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から3月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。

(学位論文の公表)

第14条 本学において博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から1年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表しなければならない。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、学長の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、学長は、その学位論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。
- 3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、本学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

- 4 前3項の規定により当該博士の学位の授与に係る論文を公表するときは、「広島大学審査学位論文」と明記しなければならない。

第5章 雑則

(修士若しくは博士の学位又は専門職学位の授与の取消し)

第15条 本学において修士若しくは博士の学位又は専門職学位を授与された者が、次の各号のいずれかに該当するときは、学長は、教育研究評議会(以下「評議会」という。)の議を経て、修士若しくは博士の学位又は専門職学位の授与を取り消し、学位記を返還させるものとする。

(1) 不正の方法により修士若しくは博士の学位又は専門職学位を受けたことが判明したとき。

(2) その名誉を汚辱する行為があったとき。

2 評議会において、前項の議決を行う場合は、評議員(海外出張中及び長期療養中の者を除く。)の3分の2以上の出席を必要とし、かつ、出席者の4分の3以上の賛成がなければならない。

3 学位の授与を取り消したときは、その旨の理由を付して本学学報に公表するものとする。
(学位記及び申請書等の様式)

第16条 学位記及び第4条第3項の申請書等の様式は、別記様式第1号から別記様式第7号までのとおりとする。

(その他)

第17条 この規則に定めるもののほか、学位の授与に関し必要な事項は、各学部又は各研究科が定める。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 平成15年度以前に入学した学生の学士の学位に付記する専攻分野の名称については、別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 平成15年度以前に入学した学生の修士又は博士の学位に付記する専攻分野の名称については、別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 第2条第3項の規定による博士の学位の授与は、本学大学院の博士課程を経た者に同種類の学位を授与した後において取扱うものとする。

(略)

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

別表第1(第3条第1項関係)

学士の学位に付記する専攻分野の名称

学部名	専攻分野の名称	備考
総合科学部	総合科学	
文学部	文学	
教育学部	教育学	第五類(心理学系コース)を除く
	心理学	第五類(心理学系コース)
法学部	法学	
経済学部	経済学	
理学部	理学	
医学部	医学	医学科
	看護学	保健学科(看護学専攻)
	保健学	保健学科(理学療法学専攻及び作業療法学専攻)
歯学部	歯学	歯学科
	口腔健康科学	口腔健康科学科
薬学部	薬学	薬学科
	薬科学	薬科学科
工学部	工学	
生物生産学部	農学	

別表第2(第3条第2項関係)

修士及び博士の学位に付記する専攻分野の名称

研究科名	専攻分野の名称	
	修士	博士
総合科学研究科	学術	学術
文学研究科	文学	文学
教育学研究科	教育学	教育学
	心理学	心理学
	学術	学術
社会科学研究科	法学	法学
	経済学	経済学
	学術	学術
	マネジメント	マネジメント
理学研究科	理学	理学
先端物質科学研究科	理学	理学
	工学	工学
	学術	学術
医歯薬保健学研究科	口腔健康科学	医学

	薬科学	歯学
	看護学	薬学
	保健学	学術
	医科学	口腔健康科学
	歯科学	薬科学
	学術	看護学
	公衆衛生学	保健学
工学研究科	工学	工学
	学術	学術
生物圏科学研究科	農学	農学
	学術	学術
国際協力研究科	学術	学術
	教育学	教育学
	工学	工学
	農学	農学
	国際協力学	国際協力学

別表第3(第3条第3項関係)

専門職学位に付記する学位の名称

研究科名	学位の名称
法務研究科	法務博士(専門職)

(略)

別記様式第3号(第16条関係)

第2条第2項の規定により授与する学位記の様式
(博士課程リーダー育成プログラムを修了した場合)

			割 印
		第	号
学位記			
		氏名	
		年	月 日生
本学大学院○○研究科○○専攻の博士課程(○○プログラム)を修了したので博士(「専攻分野」)の学位を授与する。			
		年	月 日
		広島大学	印

(5) 広島大学学位規則医歯薬保健学研究科内規

平成24年4月1日

研究科長決裁

改正 平成27年3月26日 一部改正

広島大学学位規則医歯薬保健学研究科内規

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この内規は、広島大学学位規則(平成16年4月1日規則第8号。以下「規則」という。)第17条の規定に基づき、広島大学大学院医歯薬保健学研究科(以下「本研究科」という。)の学位の授与に関し必要な事項を定めるものとする。

(学位に付記する専攻分野の名称)

第2条 規則第3条第2項に規定する学位に付記する専攻分野の名称のうち、本研究科に関するものは、次の表に掲げるとおりとする。

専攻名	専攻分野の名称	
	修士	博士
医歯薬学専攻		医学 歯学 薬学 学術
口腔健康科学専攻	口腔健康科学	口腔健康科学
薬科学専攻	薬科学	薬科学
保健学専攻	看護学 保健学	看護学 保健学
医歯科学専攻	医科学 歯科学 学術 公衆衛生学	

第2章 大学院医歯薬保健学研究科の修士課程及び博士課程前期の修了認定のため
に行う学位審査等

(学位申請の資格要件)

第3条 規則第2条第2項の規定により修士の学位の授与を申請することができる者は、広島大学大学院医歯薬保健学研究科細則(平成24年4月1日研究科長決裁。以下「研究科細則」という。)第17条第2項若しくは第18条に規定する単位を修得した者又は修了予定日

までに修得することが確実な者で、かつ、修士論文の作成等に対する指導を受けたものとする。

(修士論文題目届及び論文要旨の提出)

第4条 前条の規定に該当する者が学位の授与を申請しようとするときは、修士論文題目届(別記様式第1号)及び論文要旨を所定の期日までに、研究科長に提出しなければならない。

(修士論文の提出)

第5条 前条の規定による届け出を行った者の修士論文は、所定の期日までに、正本1通及び副本2通、計3通を研究科長に提出するものとする。

(審査委員会)

第6条 前条の規定により修士論文の提出があったときは、研究科長は、直ちに審査委員会を設けるものとする。

2 審査委員会は、主指導教員を含む3人の委員で組織し、主指導教員が委員長となるものとする。

3 審査委員会委員は、広島大学大学院医歯薬保健学研究科教育委員会(以下「研究科教育委員会」という。)の推薦に基づき、広島大学大学院医歯薬保健学研究科教授会(以下「研究科教授会」という。)で決定する。

(修士論文の審査)

第7条 審査委員会は、提出された修士論文について審査を行い、委員の過半数をもって合否の判定を行う。

2 修士論文の審査は、2月末日(前期末修了の場合は、8月末日)までに終了するものとする。

(修士論文の発表)

第8条 修士論文を提出した者は、当該論文の内容を本研究科の修士論文発表会で発表するものとする。

(最終試験)

第9条 審査委員会は、修士論文提出者について最終試験を行い、委員の過半数をもって合否の判定を行う。

2 最終試験は、修士論文を中心とした口述試験によることを原則とする。

3 最終試験は、2月末日(前期末修了の場合は、8月末日)までに終了するものとする。

(修了判定)

第10条 審査委員会委員長は、修士論文要約及び論文概評(別記様式第2号)を記載した報告書を作成し、研究科教授会に提出するものとする。

2 研究科教授会は、前項の報告書及び最終試験の結果に基づいて審議し、修了の判定を行う。

第3章 大学院医歯薬保健学研究科の博士課程後期及び博士課程の修了認定のため
に行う学位審査等

(学位申請の資格要件及び時期)

第11条 規則第2条第2項の規定により博士の学位の授与を申請することができる者は、研究科細則第18条若しくは第19条に規定する単位を修得した者又は修了予定日までに修得することが確実な者で、かつ、論文の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)を受けたものとする。

2 前項の規定に該当する者が学位の授与を申請することができる時期は、修了予定年度の1月末日(前期末修了の場合は、7月末日)までとする。ただし、標準修業年限を超えて在学する者は、随時申請することができるものとする。

(学位論文の発表)

第12条 学位の授与を申請しようとする者は、学位論文(以下「論文」という。)の内容を本研究科の発表会で発表しなければならない。

(学位申請の手続)

第13条 第11条第1項の規定に該当する者が学位の授与を申請するときは、次の書類を研究科長に提出しなければならない。

(1) 学位論文審査願(別記様式第3号) 1通

(2) 論文目録(別記様式第4号) 3通

(3) 論文 3通

(4) 参考論文のあるときは参考論文 3通

(5) 論文内容要旨(2,000字以内) 3通

(6) 履歴書(別記様式第5号) 3通

2 前項第3号の論文は、学術誌に掲載(予定を含む。)された筆頭著者の論文又は未発表の単著の論文とする。ただし、未発表の論文については、その内容あるいは内容の一部を1年以内に学術誌に公表しなければならない。

(論文の受理)

第14条 前条の規定により論文の提出があったときは、研究科長は、研究科教育委員会にその論文を付託する。

2 研究科教育委員会は、付託された論文について前3条に定める資格要件及び手続き等を確認する。

(審査委員会)

第15条 研究科長は、前条第2項の確認に基づいて、論文を直近の研究科教授会に付議する。研究科教授会は、その受理決定に基づき、直ちに審査委員会を設けるものとする。

2 審査委員会は、3人以上の委員をもって組織し、そのうち2人以上は本研究科の教授とする。ただし、主指導教員及び副指導教員は委員になることができない。

3 研究科教授会において必要と認めるときは、本研究科若しくは他の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を審査委員会委員に加えることができる。

4 審査委員会委員は、研究科教育委員会の推薦に基づき、研究科教授会で決定し、委員長は、委員の互選によるものとする。

(審査及び最終試験)

第16条 審査委員会は、論文を受理した日から1年以内に審査及び最終試験を終了し、その結果を文書をもって研究科教授会に報告しなければならない。

2 前項の最終試験は、論文を中心として、これに関連のある科目について、口答又は筆答により行う。

3 第1項の報告の際の文書は、論文審査の結果の要旨(別記様式第6号)及び最終試験の結果の要旨(別記様式第7号)とする。

第17条 研究科長は、前条第1項に規定する期間中に、研究科教授会の全構成員に論文を閲覧させるとともに論文内容要旨を配付し、研究科教授会の審査に供するものとする。

第18条 研究科教授会は、第16条第1項の報告に基づいて審議し、投票により可否を決定する。

2 前項の研究科教授会には、必要に応じて、論文提出者を招致することができる。

(学位授与の期日)

第19条 論文審査及び最終試験に合格した者の学位授与の期日は、次のとおりとする。

(1) 標準修業年限内に合格した者 学期末

(2) その他の者 合格した日

第4章 論文提出による学位審査等

(学位申請の資格要件)

第20条 規則第2条第3項の規定に基づき、論文提出による博士(医学)、博士(歯学)、博士(薬学)又は博士(学術)の学位の授与を申請する者は、次のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 本研究科の博士課程に4年以上在学して所定の単位を修得し、かつ、研究指導を受けた後退学した者

(2) 大学において医学、歯学又は6年制の薬学若しくは獣医学の課程を修了した者で、6年以上の専攻分野に関する研究歴を有するもの

(3) 大学院博士課程前期又は修士課程を修了した者で、6年以上の専攻分野に関する研究歴を有するもの

(4) 大学(医学、歯学又は6年制の薬学若しくは獣医学の課程を除く。)を卒業した者で、8年以上の専攻分野に関する研究歴を有するもの

(5) 研究科教授会が前各号に掲げる者と同等以上の研究歴を有すると認めた者

2 規則第2条第3項の規定に基づき、論文提出による博士(口腔健康科学)、博士(薬科学)、博士(看護学)又は博士(保健学)の学位の授与を申請する者は、次のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 本研究科の博士課程後期に3年以上在学して所定の単位を修得し、かつ、研究指導を受けた後退学した者

(2) 大学院博士課程前期又は修士課程を修了した者で、5年以上の専攻分野に関する研究歴を有するもの

- (3) 大学を卒業した者で、8年以上の専攻分野に関する研究歴を有するもの
 - (4) 研究科教授会が前3号に掲げる者と同等以上の研究歴を有すると認めた者
- 3 前2項に規定する各研究歴は、次に該当するものでなければならない。
- (1) 大学の専任の教員又はこれに準ずる者として研究に従事した期間
 - (2) 大学院を退学した者の場合は、大学院に在学した期間
 - (3) 研究科教授会が前2号と同等以上と認める方法により研究に従事した期間
(学位論文の発表)

第21条 学位の授与を申請しようとする者の学位論文の発表については、第12条の規定を準用する。

(学位申請の手続)

第22条 第20条の規定に該当する者が学位の授与を申請するときは、次の書類を研究科長を経て学長に提出するものとする。

- (1) 学位申請書(別記様式第8号) 1通
 - (2) 学位申請者調書(別記様式第9号) 1通
 - (3) 論文目録(別記様式第4号) 1通
 - (4) 論文 3通
 - (5) 参考論文のあるときは参考論文 3通
 - (6) 論文内容要旨(2,000字以内) 2通
 - (7) 履歴書(別記様式第5号) 1通
 - (8) 最終学校の卒業(修了)証明書又は卒業証書(学位記)の写し 1通
 - (9) 研究期間を証する指導教員又はこれに準ずる者の証明書(別記様式第10号) 1通
 - (10) 規則第4条第3項に定める審査手数料
- 2 前項の規定にかかわらず、最終学校が広島大学(以下「本学」という。)である場合の同項第8号に規定する書類及び本学における専攻分野に関する研究歴を有する者の当該研究歴に係る同項第9号に規定する書類は必要としない。
- 3 第1項第4号の論文については、第13条第2項の規定を準用する。

(論文の受理)

第23条 前条の規定により論文の提出があったときの論文の受理については、第14条の規定を準用する。

(審査委員会及び試問委員会)

第24条 研究科長は、前条の確認に基づいて、論文を直近の研究科教授会に付議する。研究科教授会は、その受理決定に基づき、直ちに審査委員会及び試問委員会を設けるものとする。

- 2 審査委員会及び試問委員会は、それぞれ3人以上の委員をもって組織し、そのうち2人以上は本研究科の教授とする。ただし、指導教員は審査委員会委員及び試問委員会委員になることができない。
- 3 研究科教授会において必要と認めるときは、本研究科若しくは他の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を審査委員会委員及び試問委員会委員に加える

ことができる。

- 4 審査委員会委員及び試問委員会委員は、研究科教育委員会の推薦に基づき、研究科教授会で決定し、委員長は、委員の互選による。この場合において、審査委員会委員が試問委員会委員を兼ねることができるものとする。
- 5 第1項の規定にかかわらず、第20条第1項第1号に該当する者が退学の日から4年以内に、又は同条第2項第1号に該当する者が退学の日から3年以内に論文を提出した場合には、試問委員会は設けないものとする。

(審査及び試問)

第25条 審査委員会及び試問委員会は、論文を受理した日から1年以内にそれぞれ審査及び試問を終了し、その結果を文書をもって研究科教授会に報告しなければならない。

- 2 前項の試問は、専攻学術に関し、博士課程を修了して学位を授与される者と同等以上の広い学識を有することを確認するため、論文を中心として、これに関連のある科目について、口頭又は筆答により行う。この場合において、外国語については、1種類を課すものとする。

- 3 第1項の報告の際の文書は、「論文審査の結果の要旨(別記様式第6号)」及び「学力確認の結果の要旨(別記様式第11号)」とする。

- 4 前3項の規定にかかわらず、第20条第1項第1号に該当する者が退学の日から4年以内に、又は同条第2項第1号に該当する者が退学の日から3年以内に論文を提出した場合には、試問を試験に代える。この場合においては、第16条第2項及び第3項の規定を準用する。

第26条 研究科長は、前条第1項に規定する期間中に、研究科教授会の全構成員に論文を閲覧させるとともに論文内容要旨を配付し、研究科教授会の審査に供するものとする。

第27条 研究科教授会は、第25条第1項の報告に基づいて審議し、投票により合否を決定する。

- 2 前項の場合においては、第18条第2項の規定を準用する。

(学位授与の期日)

第28条 論文審査及び試問に合格した者の学位授与の期日は、合格した日とする。

第5章 雑則

(その他)

第29条 この内規で定めるもののほか、学位の授与に関し必要な事項は研究科教授会の議を経て別に定める。

附 則

この内規は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成27.3.26一部改正)

この内規は、平成27年4月1日から施行する。

(6) 広島大学大学院共通授業科目に関する細則

(平成 22 年 3 月 5 日理事(教育担当)決裁)

広島大学大学院共通授業科目に関する細則

(趣旨)

第 1 条 この細則は、広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号)第 25 条第 2 項の規定に基づき、広島大学大学院の授業科目のうち、複数の研究科の学生が共通に履修できる授業科目(以下「共通授業科目」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(授業科目及び単位数等)

第 2 条 共通授業科目として開設する授業科目、単位数等は、別表のとおりとする。

2 授業時間割及び履修方法等は、学年の始めに発表する。

(単位数の計算の基準)

第 3 条 各共通授業科目の単位数は、授業の方法に応じ、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義及び演習は、15 時間の授業をもって 1 単位とする。

(2) 実験及び実習については、30 時間の授業をもって 1 単位とする。

2 一の授業科目について、講義、演習、実験又は実習のうち二以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前項に規定する基準を考慮して理事(教育担当)が定める時間の授業をもって 1 単位とする。

(開設)

第 4 条 共通授業科目は、研究科等(研究科、附置研究所、全国共同利用施設、学内共同教育研究施設又は理事室に置くセンター若しくは室をいう。以下同じ。)が開設できるものとする。

2 共通授業科目を開設しようとする研究科等は、その授業計画を作成し、理事(教育担当)の承認を得るものとする。

(履修手続)

第 5 条 学生は、共通授業科目を履修しようとする場合は、毎学期指定する期間に所定の手続をしなければならない。

2 前項の規定による手続をしない者は、履修を認めない。ただし、特別の事由がある場合に限り、当該共通授業科目担当教員の承認を得て、履修を認めることがある。

(単位の取扱い)

第 6 条 学生が修得した共通授業科目の単位は、所属する研究科の履修基準により、当該研究科の修了要件単位に算入することができる。

(雑則)

第 7 条 この細則に定めるもののほか、共通授業科目に関し必要な事項は、理事(教育担当)が定める。

附 則

この細則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(略)

附 則(平成 27 年 2 月 24 日 一部改正)

この細則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

別表(第 2 条第 1 項関係)

区分	科目名	単位数	開設研究科等	
基礎	アドバンスト・イングリッシュⅠ	2	外国語教育研究センター	
	プレ・アカデミック・イングリッシュⅡ	2		
	人文社会系キャリアデザインⅠ（キャリア理論）	1	グローバルキャリアデザインセンター	
	人文社会系キャリアデザインⅡ（キャリア開発）	1		
	理工系キャリアデザイン 1（コミュニケーション、プレゼンテーション）	1		
	理工系キャリアデザイン 2（ファシリテーション）	1		
	ストレスマネジメント	2		
	実務マネジメントーキャリア開発の視点からー	1		
	リーダーシップ手法ーキャリア開発の視点からー	1		
	長期インターンシップ	2		
	論文英語修辞学	2		ライティングセンター
	科学者のためのプレゼンテーション術	2		
	文明共存論	2	総合科学研究科	
	英米社会論（国際関係）	2		
	コア科目 A(現代リスク論)	2		
	コア科目 B(現代リスク論)	2		
	コア科目 A(総合情報論)	2		
	コア科目 B(総合情報論)	2		
	コア科目 A(文明と環境)	2		
	コア科目 B(文明と環境)	2		
	コア科目 A(創造と想像)	2		
	コア科目 B(創造と想像)	2		
	総合人間学	2	文学研究科	

	学術文章の書き方とその指導法－大学教員を目指して－	2	教育学研究科
	グローバル法政特論（地球市民と平和）	2	社会科学研究所
	理学融合基礎概論 B	2	理学研究科
	社会実践理学融合特論	2	
	科学コミュニケーション概論	1	
	研究倫理（Research Ethics）	1	
	コミュニケーション能力開発	2	先端物質科学研究科
	MOT とベンチャービジネス論	2	工学研究科
	技術戦略論	2	
	知的財産及び財務・会計論	2	
	技術移転論	2	
	MOT and Venture Business	2	
	Technology Transfer	2	
	学術ボランティア演習	1	
	生命倫理ディベート演習	1	
	General Biosphere Science (1)	2	
	General Biosphere Science (2)	2	
	生命・医療倫理学	2	医歯薬保健学研究科
	国際関係特論	2	国際協力研究科
	環境管理技術特論	2	
	経済開発政策特論	2	
	教育開発特論	2	
	アジア文化特論	2	
	平和と安全	2	
	恒久的平和と文化	2	
専門	サステナブル物質科学	2	
	サステナブル生物科学・環境資源科学	2	サステナブル・ディベロップメント実践研究センター
	生命科学概論	2	先端物質科学研究科
	Practical work on writing reports and presentation (1)	2	生物圏科学研究科
	Practical work on writing reports and presentation (2)	2	
	科学教育開発基礎論	4	国際協力研究科
	能力開発特論	2	

(7) 広島大学既修得単位等の認定に関する細則

(平成 16 年 4 月 1 日副学長(教育・学生担当)決裁)

広島大学既修得単位等の認定に関する細則

(趣旨)

第 1 条 この細則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号。以下「通則」という。)第 31 条第 4 項及び広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号。以下「大学院規則」という。)第 36 条第 3 項の規定に基づき、新たに広島大学(以下「本学」という。)の学部の第 1 年次に入学した者又は大学院に入学した者の既修得単位等の認定に関し必要な事項を定めるものとする。

(認定単位数等)

第 2 条 通則第 31 条第 1 項及び第 2 項の規定による既修得単位等の認定単位数等については、通則第 31 条第 3 項又は大学院規則第 36 条第 2 項に規定する範囲内で、学部又は研究科がそれぞれ定める。

2 本学における既修得単位(科目等履修生として修得した単位を含む。)の認定単位数等については、学部又は研究科がそれぞれ定める。

3 副専攻プログラム又は特定プログラムに係る既修得単位等の認定単位数等については、広島大学副専攻プログラム履修細則(平成 18 年 3 月 14 日副学長(教育・研究担当)決裁)又は広島大学特定プログラム履修細則(平成 18 年 3 月 14 日副学長(教育・研究担当)決裁)の定めるところによる。

(手続)

第 3 条 既修得単位等の認定を受けようとする者は、4 月入学者にあつては入学した年度の 6 月 30 日までに、10 月入学者にあつては入学した年度の 12 月 28 日までに、副専攻プログラム又は特定プログラムを登録した者にあつては登録した年度の 6 月 30 日までに、別記様式第 1 号の既修得単位等認定願に成績証明書その他必要な書類を添えて、所属する学部又は研究科(以下「所属学部等」という。)の長に申請しなければならない。

第 4 条 所属学部等の長は、前条の規定による申請があつたときは、所属学部等の教授会の審査を経て、第 2 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき定めた単位数等を超えないよう既修得単位等の認定を行うものとする。

2 前項の場合において、認定を希望する本学の授業科目(教養教育科目を除く。)のうち、所属学部等以外が開設するものについては、原則として関係する学部又は研究科等(研究科、附置研究所、全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設をいう。以下同じ。)と事前に協議するものとする。

第 5 条 所属学部等の長は、前条第 1 項の審査の結果について、既修得単位等の認定を行ったときは別記様式第 2 号又は別記様式第 3 号の既修得単位等認定通知書により、認定を行わなかったときは適宜な方法により、速やかに申請した者に通知するものとする。

- 2 所属学部等の長は、所属学部等以外が開設する授業科目(教養教育科目を除く。)の既修得単位等の認定を行ったときは、その旨を関係する学部又は研究科等の長に通知するものとする。

(履修の指導)

- 第6条 既修得単位等の認定を行ったときは、認定した単位に代えて他の選択科目等の履修を行わせるなど、所属学部等において適切な指導を行うものとする。

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

(略)

附 則(平成22年3月5日 一部改正)

この細則は、平成22年4月1日から施行する。

(8) 広島大学長期履修の取扱いに関する細則

(平成 16 年 4 月 1 日副学長(教育・学生担当)決裁)

広島大学長期履修の取扱いに関する細則

(趣旨)

第 1 条 この細則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号。以下「通則」という。)第 22 条第 2 項及び広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号。以下「大学院規則」という。)第 32 条第 2 項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)における長期履修の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象となる学生)

第 2 条 長期履修を願い出できる者は、次の各号のいずれかに該当する者で、修業年限(研究科にあつては標準修業年限)を超えて、一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することを希望したものとする。

(1) 職業を有し、かつ、就業している者(アルバイトとして就業する者を含む。)で、学修時間の確保が著しく困難であるもの

(2) 家庭において家事、育児及び介護を行う者で、学修時間の確保が著しく困難であるもの

(3) 本学フェニックス入学制度により入学した者

(長期履修の期間)

第 3 条 長期履修の期間の最長年限は、通則第 6 条又は大学院規則第 10 条に規定する在学年限の範囲内で、各学部又は各研究科において定める年数とする。

(手続)

第 4 条 長期履修を希望する者は、前期は 4 月 1 日から 4 月 15 日までに、後期は 10 月 1 日から 10 月 15 日までに、所定の長期履修願を所属する学部又は研究科(以下「所属学部等」という。)を経て、学長に願い出なければならない。

2 前項の規定による願い出があつたときは、当該学部又は当該研究科の教授会の議を経て、学長が許可する。

3 学長は、前項の規定により許可したときは、所属学部等の長へ通知するとともに、本人へ許可書を交付する。

(履修形態の変更)

第 5 条 在学途中における長期履修への変更は、所属学部等の在学者数(長期履修学生の在学者数は指定の算式による。)が収容定員を超えない範囲内で認めることができるものとする。ただし、卒業又は修了予定年次の者の変更は認めないものとする。

2 既に長期履修を許可されている者の履修期間の短縮(長期履修の取りやめを含む。以下同じ。)は認めることができるものとする。ただし、履修期間の延長は認めないものとする。

3 在学途中における長期履修への変更及び既に長期履修を許可されている者の履修期間の短縮(以下「履修形態の変更」という。)は 1 回に限るものとする。

4 履修形態の変更に係る手続は、前条に準じて行うものとする。

附 則

この細則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(略)

この細則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(9) 広島大学障害学生の就学等の支援に関する規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 129 号)

広島大学障害学生の就学等の支援に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)第 56 条(広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号)第 56 条及び広島大学特別支援教育特別専攻科規則(平成 19 年 3 月 20 日規則第 44 号)第 24 条において準用する場合を含む。)の規定及び広島大学(以下「本学」という。)が身体等に障害のある者を受け入れ、就学等の支援(以下「支援」という。)を積極的に行うという理念に基づき、本学において身体等に障害のある学生を入学前から卒業に至るまで支援する体制を整備し、その支援を円滑に実施するために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において「障害学生」とは、身体等に障害があり、障害者手帳を有する者又はそれに準ずる障害があることを示す診断書を有する者で、本人が支援を受けることを希望し、かつ、その必要性が認められたものをいう。

(支援の申出)

第 3 条 支援は、入学前、入学後のいずれの時期においても、障害学生本人から申し出ることができる。

2 支援の必要性の有無及び支援の範囲については、その都度協議するものとする。

(支援体制)

第 4 条 支援は、障害学生が志望又は所属する学部、研究科又は専攻科(以下「所属学部等」という。)が主たる責任を持つものとする。

2 所属学部等は、教養教育に関しては大学院総合科学研究科等と緊密な協力関係を持つなど、相互に積極的に連携及び協力するものとする。

3 前 2 項の支援を円滑かつ適切に行うため、教育・国際室アクセシビリティセンター会議は、関係部局間の調整を行うものとする。

(入学試験等に関する相談体制)

第 5 条 学長は、本学の入学試験の受験を希望する身体等に障害のある者に対し、入学試験の特別措置等の相談及び入学後の就学等に関する相談に応じるための指針を設ける。

2 前項の指針は、別に定める。

(試験等に関する特別措置)

第 6 条 学長は、障害学生に対し、試験等において他の学生と同じ基準で評価を受けることを保証するため、試験等に関して特別措置を講ずる。

2 前項の特別措置に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第7条 支援に関する事務は、学生総合支援センター及び所属学部等の支援室において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(略)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

(10) 広島大学エクセレント・スチューデント・スカラシップ規則

(平成 18 年 4 月 18 日規則第 91 号)

広島大学エクセレント・スチューデント・スカラシップ規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号)第 40 条及び広島大学特別支援教育特別専攻科規則(平成 19 年 3 月 20 日規則第 44 号)第 16 条第 1 項において準用する広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)第 39 条第 2 項の規定並びに広島大学大学院規則第 56 条及び広島大学特別支援教育特別専攻科規則第 24 条において準用する広島大学通則第 56 条の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の大学院又は専攻科の学生で本学の入学試験の成績若しくは本学における学業成績が特に優れているもの又は学術研究活動において特に優秀な成果を修めたもの(以下「成績優秀学生」という。)に対する奨学制度に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第 2 条 成績優秀学生に対する奨学制度の名称は、広島大学エクセレント・スチューデント・スカラシップとする。

(方法)

第 3 条 奨学の方法は、成績優秀学生として決定された年度の後期分の授業料の全額免除とする。

(対象者)

第 4 条 授業料の免除対象者は、大学院又は専攻科の学生で、成績優秀学生として決定されたものとする。

(候補者の推薦枠)

第 5 条 学長は、広島大学エクセレント・スチューデント・スカラシップ実施要綱(平成 18 年 4 月 3 日学長決裁。以下「実施要綱」という。)に定める基準に基づき、研究科又は専攻科(以下「部局等」という。)ごとに成績優秀学生候補者の推薦枠を決定し、部局等の長に通知するものとする。

(候補者の選考)

第 6 条 部局等の長は、成績優秀学生候補者を選考するため、選考委員会を設置する。

2 部局等の長は、実施要綱に定める選考のガイドラインに基づき選考基準を定め、公表するものとする。

3 部局等の長は、前項の選考基準に基づき成績優秀学生候補者を選考し、学長へ推薦するものとする。

(成績優秀学生の決定)

第 7 条 学長は、部局等の長からの推薦に基づき、成績優秀学生を決定する。

(表彰)

第 8 条 学長は、成績優秀学生を表彰するものとする。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか，広島大学エクセレント・スチューデント・スカラシップの実施に関し必要な事項は，実施要綱の定めるところによる。

附 則

この規則は，平成18年4月18日から施行し，平成18年4月1日から適用する。

(略)

医歯科学専攻 修士課程

- 1 履修基準と開設単位配分及び授業担当教員一覧75
- 2 医歯科学専攻（修士課程）の研究指導体制及び学位請求手続き81

医歯科学専攻（修士課程）

医歯科学コース

科目区分	授業科目名	開設単位	単位数		配当年次	履修年次				授業担当教員	備考
			必修	選択必修		1年次		2年次			
						前期	後期	前期	後期		
必修科目	生命・医療倫理学	2	2		1前	2				工藤 美樹	
	人体の構造	2	2		1前	2				青山 裕彦	
	人体の機能	2	2		1前	2				吉栖 正生	
	病因病態学	2	2		1後		2			武鳥 幸男	
	生体防御学	1	1		1後		1			菅井 基行	
	総合薬理学	1	1		1後		1			酒井 規雄	
	医療政策・国際保健概論	1	1		1前	1				烏帽子田 彰	
	臨床医歯学総論	2	2		1後		2			松本 昌泰	
共通科目	研究方法概論	2		2	1前	2				安井 弥	
	基礎生命科学コースワーク	2		2	1前(後)	2	(2)			安井 弥	
	調査研究法特論	2		2	1前	2				中谷 久恵	
	質的研究法特論	2		2	1後		2			宮口 英樹	
	医歯薬保健学特論	2		2	1前(後)	2	(2)			安井 弥	
	情報医工学特論	2		2	1前(後)	2	(2)			安井 弥	
	栄養学特論	2		2	1後		2			三川 浩樹	
選択科目	細胞の分子生物学	2		2	1前	2				瀧原 義宏	
	人体解剖学実習	2		2	1後		2			青山 裕彦	
	組織学実習	1		1	1前	1				内田 隆	
	病院実習	1		1	1後		1			(未定)	
	医歯学情報学	1		1	1後		1			(未定)	
	基礎放射線医学	1		1	1後		1			(未定)	
	再生医学・医工学	1		1	1後		1			(未定)	
	予防医学・健康指導特論Ⅰ	2		2	1前	2				河野 修興	
	予防医学・健康指導特論Ⅱ	2		2	1後		2			河野 修興	
専門科目Ⅰ	医歯科学演習（解剖学及び発生生物学）	4		4	1前・後	2	2			青山 裕彦	
	医歯科学演習（統合バイオ）	4		4	1前・後	2	2			内匠 透	
	医歯科学演習（心臓血管生理医学）	4		4	1前・後	2	2			吉栖 正生	
	医歯科学演習（神経生理学）	4		4	1前・後	2	2			橋本 浩一	
	医歯科学演習（分子細胞情報学）	4		4	1前・後	2	2			今泉 和則	
	医歯科学演習（医化学）	4		4	1前・後	2	2			浅野 知一郎	
	医歯科学演習（神経薬理学）	4		4	1前・後	2	2			酒井 規雄	
	医歯科学演習（分子病理学）	4		4	1前・後	2	2			安井 弥	
	医歯科学演習（病理学）	4		4	1前・後	2	2			武鳥 幸男	
	医歯科学演習（ウイルス学）	4		4	1前・後	2	2			坂口 剛正	
	医歯科学演習（疫学・疾病制御学）	4		4	1前・後	2	2			田中 純子	
	医歯科学演習（公衆衛生学）	4		4	1前・後	2	2			烏帽子田 彰	
	医歯科学演習（法医学）	4		4	1前・後	2	2			長尾 正崇	
	医歯科学演習（免疫学）	4		4	1前・後	2	2			菅野 雅元	
	医歯科学演習（生命科学）	4		4	1前・後	2	2			楢山 英三 外丸 祐介	
	医歯科学演習（生体材料学）	4		4	1前・後	2	2			加藤 功一	
	医歯科学演習（口腔生化学）	4		4	1前・後	2	2			宿南 知佐	
	医歯科学演習（口腔細胞生物学）	4		4	1前・後	2	2			内田 隆	

科目 区分	授業科目名	開設 単位	単位数		配当 年次	履修年次				授業担当教員	備考
			必修	選択 必修		1年次		2年次			
						前期	後期	前期	後期		
専門 科目 I	医歯科学演習（細菌学）	4		4	1前・後	2	2			菅井 基行	
	医歯科学演習（口腔生理学）	4		4	1前・後	2	2			杉田 誠	
	医歯科学演習（細胞分子薬理学）	4		4	1前・後	2	2			兼松 隆	
	医歯科学演習（口腔顎顔面病理病態学）	4		4	1前・後	2	2			高田 隆	
	医歯科学演習（粘膜免疫学）	4		4	1前・後	2	2			高橋 一郎	
	医歯科学演習（硬組織代謝生物学）	4		4	1前・後	2	2			吉子 裕二	
	医歯科学演習（歯科医学教育学）	4		4	1前・後	2	2			歯科医学教育学	
	医歯科学演習（細胞修復制御学）	4		4	1前・後	2	2			田代 聡	
	医歯科学演習（放射線細胞応答学）	4		4	1前・後	2	2			（未定）	
	医歯科学演習（疾患モデル解析学）	4		4	1前・後	2	2			本田 浩章	
	医歯科学演習（分子疫学）	4		4	1前・後	2	2			川上 秀史	
	医歯科学演習（計量生物学）	4		4	1前・後	2	2			大瀧 慈	
	医歯科学演習（線量測定・評価学）	4		4	1前・後	2	2			（未定）	
	医歯科学演習（放射線ゲノム疾患学）	4		4	1前・後	2	2			松浦 伸也	
	医歯科学演習（ゲノム障害病理学）	4		4	1前・後	2	2			東 幸仁	
	医歯科学演習（がん分子病態学）	4		4	1前・後	2	2			稲葉 俊哉	
	医歯科学演習（分子発がん制御学）	4		4	1前・後	2	2			神谷 研二	
	医歯科学演習（幹細胞生物学）	4		4	1前・後	2	2			瀧原 義宏	
	医歯科学演習（放射線医療開発学）	4		4	1前・後	2	2			（未定）	
	専門 科目 II	医歯科学特別研究（解剖学及び発生生物学）	8		8	1～2	2	2	2	2	青山 裕彦
医歯科学特別研究（統合バイオ）		8		8	1～2	2	2	2	2	内匠 透	
医歯科学特別研究（心臓血管生理医学）		8		8	1～2	2	2	2	2	吉栖 正生	
医歯科学特別研究（神経生理学）		8		8	1～2	2	2	2	2	橋本 浩一	
医歯科学特別研究（分子細胞情報学）		8		8	1～2	2	2	2	2	今泉 和則	
医歯科学特別研究（医化学）		8		8	1～2	2	2	2	2	浅野 知一郎	
医歯科学特別研究（神経薬理学）		8		8	1～2	2	2	2	2	酒井 規雄	
医歯科学特別研究（分子病理学）		8		8	1～2	2	2	2	2	安井 弥	
医歯科学特別研究（病理学）		8		8	1～2	2	2	2	2	武島 幸男	
医歯科学特別研究（ウイルス学）		8		8	1～2	2	2	2	2	坂口 剛正	
医歯科学特別研究（疫学・疾病制御学）		8		8	1～2	2	2	2	2	田中 純子	
医歯科学特別研究（公衆衛生学）		8		8	1～2	2	2	2	2	烏帽子田 彰	
医歯科学特別研究（法医学）		8		8	1～2	2	2	2	2	長尾 正崇	
医歯科学特別研究（免疫学）		8		8	1～2	2	2	2	2	菅野 雅元	
医歯科学特別研究（生命科学）		8		8	1～2	2	2	2	2	檜山 英三 外丸 柁介	
医歯科学特別研究（生体材料学）		8		8	1～2	2	2	2	2	加藤 功一	
医歯科学特別研究（口腔生化学）		8		8	1～2	2	2	2	2	宿南 知佐	
医歯科学特別研究（口腔細胞生物学）		8		8	1～2	2	2	2	2	内田 隆	
医歯科学特別研究（細菌学）		8		8	1～2	2	2	2	2	菅井 基行	
医歯科学特別研究（口腔生理学）		8		8	1～2	2	2	2	2	杉田 誠	
医歯科学特別研究（細胞分子薬理学）		8		8	1～2	2	2	2	2	兼松 隆	
医歯科学特別研究（口腔顎顔面病理病態学）		8		8	1～2	2	2	2	2	高田 隆	
医歯科学特別研究（粘膜免疫学）		8		8	1～2	2	2	2	2	高橋 一郎	
医歯科学特別研究（硬組織代謝生物学）		8		8	1～2	2	2	2	2	吉子 裕二	
医歯科学特別研究（歯科医学教育学）		8		8	1～2	2	2	2	2	歯科医学教育学	
医歯科学特別研究（細胞修復制御学）		8		8	1～2	2	2	2	2	田代 聡	

科目区分	授業科目名	開設単位	単位数		配当年次	履修年次				授業担当教員	備考
			必修	選択必修		1年次		2年次			
						前期	後期	前期	後期		
専門科目Ⅱ	医歯科学特別研究（放射線細胞応答学）	8		8	1～2	2	2	2	2	(未定)	
	医歯科学特別研究（疾患モデル解析学）	8		8	1～2	2	2	2	2	本田 浩章	
	医歯科学特別研究（分子疫学）	8		8	1～2	2	2	2	2	川上 秀史	
	医歯科学特別研究（計量生物学）	8		8	1～2	2	2	2	2	大瀧 慈	
	医歯科学特別研究（線量測定・評価学）	8		8	1～2	2	2	2	2	(未定)	
	医歯科学特別研究（放射線ゲノム疾患学）	8		8	1～2	2	2	2	2	松浦 伸也	
	医歯科学特別研究（ゲノム障害病理学）	8		8	1～2	2	2	2	2	東 幸仁	
	医歯科学特別研究（がん分子病態学）	8		8	1～2	2	2	2	2	稲葉 俊哉	
	医歯科学特別研究（分子発がん制御学）	8		8	1～2	2	2	2	2	神谷 研二	
	医歯科学特別研究（幹細胞生物学）	8		8	1～2	2	2	2	2	瀧原 義宏	
	医歯科学特別研究（放射線医療開発学）	8		8	1～2	2	2	2	2	(未定)	

○履修方法

必修科目

8科目13単位を修得すること。

共通科目

「医歯薬保健学特論」等の科目のうちから、2単位以上を修得すること。

選択科目

3単位以上を修得すること。

専門科目Ⅰ

4単位以上修得すること。（ただし、主指導教員の指定する科目を含むこと。）

専門科目Ⅱ

8単位以上修得すること。（ただし、主指導教員の指定する科目を含むこと。）

医歯科学専攻（修士課程）
医学物理士コース

科目区分	授業科目名	開設単位	単位数		配当年次	履修年次				授業担当教員	備考
			必修	選択必修		1年次		2年次			
						前期	後期	前期	後期		
必修科目	生命・医療倫理学	2	2		1前	2				工藤 美樹	
	放射線診断物理学	1	1		1前	1				笈田 将皇 加藤 博和	
	放射線治療物理学	2	2		1前	2				西尾 禎治	
	核医学物理学	1	1		1後		1			成田 雄一郎	
	放射線診断学・核医学	1	1		1前	1				粟井 和夫	
	放射線腫瘍学	2	2		1前	2				永田 靖	
	放射線治療物理学演習	2	2		1後		2			西尾 禎治	
	放射線計測学演習	2	2		1後		2			西尾 禎治	
	画像診断物理学演習	2	2		1後		2			笈田 将皇	
	核医学物理学演習	2	2		2前			2		成田 雄一郎	
	放射線安全演習	2	2		1後		2			権丈 雅浩	
	医歯科学特別研究（放射線腫瘍学）	4	4		2前・後			2	2	永田 靖	
共通科目	研究方法概論	2		2	1前	2				安井 弥	
	基礎生命科学コースワーク	2		2	1前(後)	2	(2)			安井 弥	
	調査研究法特論	2		2	1前	2				中谷 久恵	
	質的研究法特論	2		2	1後		2			宮口 英樹	
	医歯薬保健学特論	2		2	1前(後)	2	(2)			安井 弥	
	情報工医学特論	2		2	1前(後)	2	(2)			安井 弥	
	栄養学特論	2		2	1後		2			二川 浩樹	
選択科目	人体の構造	2		2	1前	2				青山 裕彦	
	人体の機能	2		2	1前	2				吉栖 正生	
	病因病態学	2		2	1後		2			武島 幸男	
	生体防御学	1		1	1後		1			菅井 基行	
	総合薬理学	1		1	1後		1			酒井 規雄	
	医療政策・国際保健概論	1		1	1前	1				烏帽子田 彰	
	臨床医歯学総論	2		2	1後		2			松本 昌泰	
	細胞の分子生物学	2		2	1前	2				瀧原 義宏	
	人体解剖学実習	2		2	1後		2			青山 裕彦	
	組織学実習	1		1	1前	1				内田 隆	
	病院実習	1		1	1後		1			(未定)	
	医歯学情報学	1		1	1後		1			(未定)	
	基礎放射線医学	1		1	1後		1			(未定)	
	再生医学・医工学	1		1	1後		1			(未定)	
	予防医学・健康指導特論Ⅰ	2		2	1前	2				河野 修興	
	予防医学・健康指導特論Ⅱ	2		2	1後		2			河野 修興	
	科学英語	1		1	1前	1				西尾 禎治	
医療統計学	1		1	1前	1				松岡 淨 大津 洋		
保健物理学	2		2	1後		2			赤羽 恵一		

○履修方法

必修科目

1 2 科目 2 3 単位を修得すること。

共通科目

幅広い知識と学識を深めることを目的として、「医歯薬保健学特論」等の科目のうちから、2 単位以上を修得することを推奨する。

選択科目

7 単位以上修得すること。（ただし、主指導教員の指定する科目を含むこと。）

医歯科学専攻（修士課程）
公衆衛生学コース

科目 区分	授業科目名	開設 単位	単位数		配当 年次	履修年次				授業担当教員	備考
			必修	選択 必修		1年次		2年次			
						前期	後期	前期	後期		
必修 科目	生命・医療倫理学	2	2		1前	2				工藤 美樹	
	疫学基礎論	2	2		1前	2				田中 純子	
	臨床研究方法論	2	2		1後		2			田中 純子	
	生物統計学・臨床統計学基礎論	1	1		1前	1				秀 道広	
	医学統計パッケージ演習	2	2		1後		2			田中 純子	
	臨床法医学概論	2	2		1前	2				長尾 正崇	
	総合医療実践学特論	2	2		1後		2			田妻 進	
	予防医学・健康指導特論I	2	2		1前	2				河野 修興	
	予防医学・健康指導特論II	2	2		1後		2			河野 修興	
	環境保健学概論	1	1		1前	1				烏帽子田 彰	
	医療政策・国際保健概論	1	1		1前	1				烏帽子田 彰	
	国際感染症概論	1	1		1前	1				大毛 宏喜	
選択 必修 科目	公衆衛生学特別研究（疫学）	6			1後～2後			6		田中 純子	
	公衆衛生学特別研究（生物統計学）	6			1後～2後			6		田中 純子	
	公衆衛生学特別研究（社会科学・行動科学）	6	6		1後～2後			6		長尾 正崇	
	公衆衛生学特別研究（保健行政・医療管理学）	6			1後～2後			6		田妻 進	
	公衆衛生学特別研究（国際保健・環境保健学）	6			1後～2後			6		烏帽子田 彰	
共通 科目	研究方法概論	2		2	1前	2				安井 弥	
	基礎生命科学コースワーク	2		2	1前(後)	2	(2)			安井 弥	
	調査研究法特論	2		2	1前	2				中谷 久恵	
	情報医学特論	2		2	1前(後)	2	(2)			安井 弥	
	栄養学特論	2		2	1後		2			二川 浩樹	
選択 科目	疫学調査分析演習	2		2	2前			2		田中 純子	
	質的研究法特論	2		2	1後		2			宮口 英樹	
	※臨床医歯学総論	2		2	1後		2			松本 昌泰	※
	※医歯薬保健学特論	2		2	1前(後)	2	(2)			安井 弥	※
	人体の構造	2		2	1前	2				青山 裕彦	
	人体の機能	2		2	1前	2				吉栖 正生	
	病因病態学	2		2	1後		2			武島 幸男	
	生体防御学	1		1	1後		1			菅井 基行	
	総合薬理学	1		1	1後		1			酒井 規雄	
	細胞の分子生物学	2		2	1前	2				瀧原 義宏	
	人体解剖学実習	2		2	1後		2			青山 裕彦	
	組織学実習	1		1	1前	1				内田 隆	

○履修方法

必修科目

12科目20単位を修得すること。

選択必修科目

1科目6単位を修得すること。

共通科目

幅広い知識と学識を深めることを目的として、「研究方法概論」等の科目のうちから、2単位以上を修得することを推奨する。

選択科目

4単位以上修得すること。

※非医療系学部出身者は「臨床医歯学総論」または「医歯薬保健学特論」を含む4単位以上を履修すること。

2 医歯科学専攻（修士課程）の研究指導体制及び学位請求手続き

1 研究指導体制

本研究科医歯科学専攻（修士課程）に入学した学生の研究指導の充実を図るために、複数教員による研究指導を行う。

- (1) 研究指導には、医歯薬保健学研究科の教員が当たる。
- (2) 1人の学生に対し、1名の主指導教員と1名の副指導教員の合計2名が共同で指導を行う。
- (3) 主指導教員は教授、副指導教員は教授（主指導教員とは別）、准教授、講師、助教が担当する。
- (4) 主指導教員は、履修計画の作成、研究計画の立案、研究の遂行、修士論文の作成などの指導を行う。
- (5) 副指導教員は、履修計画の作成、研究計画の立案、研究の遂行、修士論文の作成などについて助言し、主指導教員と協力して指導を行う。

2 研究指導及び学位請求手続き

(1) 研究指導及び学位請求に関するスケジュール（別表参照）

所定の年限（標準修業年限2年）で修了するための研究指導及び学位請求に関して学生が行う事項のスケジュールは、以下のとおりである。

- ① 学生は、主指導教員を決定した後、主指導教員の指導のもとに副指導教員を決定するとともに履修計画を作成する。第1年次前期の指定する期日までに研究科教育委員会に「指導教員願」及び「履修計画」を提出する。
- ② 学生は主指導教員の指導のもとに研究計画を立案し、副指導教員の指導・助言を受ける。第1年次後期の指定する期日までに研究科教育委員会に「研究計画概要」を提出し、研究を実施する。
学生は主指導教員の指導のもとに「修士論文の概要」及び「執筆計画」を第2年次後期の指定する期日までに作成し、副指導教員の指導・助言を受ける。
- ③ 学生は主指導教員の指導及び副指導教員の助言のもとに修士論文を作成し、研究科教育委員会に修士の学位授与を申請する。
- ④ 研究科教授会において3名の教員（博士の学位を有する助教以上）から成る審査委員会を編成する。
このうち少なくとも2名は主指導教員を含む教授とする。
- ⑤ 学位申請者は、公開の修士論文発表会において口頭発表し、審査委員会委員らの質疑に応答する。
- ⑥ 審査委員会は、提出論文とそれに関連ある科目について口頭試問又は筆頭試問により、最終試験を行う。ただし、公開の修士論文発表会における当該申請者の発表をもってこれに代えることができる。
- ⑦ 審査委員会の論文審査と最終試験を経て研究科教授会の本審査に合格した者は、修士課程を修了するとともに修士の学位を取得できる。

(2) 早期修了

研究科教授会が優れた業績を上げたと認める者については、所定の年限を修業することなく早期に修了することができる。この場合の要件については、優れた研究成果を上げ、主・副指導教員が責任を持って推薦し、研究科教育委員会がこれを認めることとする。

医 歯 科 学 専 攻 (修 士 課 程)
研究指導及び学位請求に関するスケジュール

学 年	学期	大 学 院 学 生	主 指 導 教 員	副 指 導 教 員	審 議 機 関
1 年 次	前期	指導教員願の提出	副指導教員の決定		指導教員の調整・承認 (研究科教育委員会)
		履修計画の提出	履修計画立案の指導		
		研究計画の立案	研究計画立案の指導	研究計画に対する助言	
	後期	「研究計画概要」の提出			
		研究の実施 (単位修得)	研究指導	研究に対する助言	
2 年 次	前期	研究の実施 (単位修得)	研究指導	研究に対する助言	審査委員会の編成 (研究科教授会) 審査及び最終試験の実施 (審査委員会) 本審査 (投票) (研究科教授会)
		修士論文の概要及び執筆計画の立案	修士論文の概要及び執筆計画立案の指導	修士論文の概要及び執筆計画立案の助言	
	修士論文作成	論文作成の指導	論文作成の助言		
	論文完成 学位請求の諸手続き				
	修士論文発表会 最終試験を受験				
	所定の単位修得 本審査の合格				
	課程修了・学位授与				

口腔健康科学専攻 博士課程前期

- 1 履修基準と開設単位配分及び授業担当教員一覧 ……………83
- 2 口腔健康科学専攻（博士課程前期）の研究指導体制及び学位請求手続き ……………85

1 履修基準と開設単位配分及び授業担当教員一覧

口腔健康科学専攻（博士課程前期）

科目区分	授業科目名	開設単位	単位数		配当年次	履修年次				授業担当教員	備考
			必修	選択必修		1年次		2年次			
						前期	後期	前期	後期		
共通科目Ⅰ	生命・医療倫理学	2	2		1前	2				工藤 美樹	
	口腔健康科学特論	2	2		1前	2				二川 浩樹	
共通科目Ⅱ	研究方法概論	2		2	1前	2				安井 弥	
	基礎生命科学コースワーク	2		2	1前(後)	2	(2)			安井 弥	
	調査研究法特論	2		2	1前	2				中谷 久恵	
	質的研究法特論	2		2	1後		2			宮口 英樹	
	医歯薬保健学特論	2		2	1前(後)	2	(2)			安井 弥	
	情報工学分論	2		2	1前(後)	2	(2)			安井 弥	
	栄養学特論	2		2	1後		2			二川 浩樹	
専門選択科目Ⅰ	口腔インプラント工学特論	2		2	1～2	2				二川 浩樹	
	機能修復工学特論	2		2	1～2	2				下江 幸司	クリニカルコース
	口腔衛生管理学特論	2		2	1～2	2				松本 厚枝	クリニカルコース
	口腔衛生教育学特論	2		2	1～2	2				原 久美子	
	学校健康教育学特論	2		2	1～2	2				野宗 万喜	
	歯科衛生士教育学特論	2		2	1～2	2				竹本 俊伸	
	口腔工学特論	2		2	1～2	2				二川 浩樹	
	口腔保健学研究特論	2		2	1～2	2				杉山 勝	
	情報システム工学特論	2		2	1～2	2				村山 長	
	生体材料学特論	2		2	1～2	2				玉本 光弘	
	生体構造学特論	2		2	1～2	2				里田 隆博	
	顎口腔発達・機能学特論	2		2	1～2	2				天野 秀昭	
専門選択科目Ⅱ	顎口腔発達・機能学演習A	4		4	1～2	2		2		原 久美子	
	歯科衛生士教育学演習A	4		4	1～2	2		2		松本 厚枝	
	口腔保健学研究演習A	4		4	1～2	2		2		笹原 妃佐子	
	生体構造・機能修復学演習A	4		4	1～2	2		2		下江 幸司	
	医療システム・生体材料工学演習A	4		4	1～2	2		2		村山 長	
	口腔工学演習A	4		4	1～2	2		2		二川 浩樹	
	顎口腔発達・機能学演習B	4		4	1～2	2		2		天野 秀昭	
	歯科衛生士教育学演習B	4		4	1～2	2		2		竹本 俊伸	
	口腔保健学研究演習B	4		4	1～2	2		2		杉山 勝	
	生体構造・機能修復学演習B	4		4	1～2	2		2		里田 隆博	
	医療システム・生体材料工学演習B	4		4	1～2	2		2		村山 長	
	口腔工学演習B	4		4	1～2	2		2		二川 浩樹	
	医用機器工学演習B	2		2	1～2	2				石井 抱	
	医療情報・画像処理工学演習B	2		2	1～2	2				玉木 徹	
専門選択科目Ⅲ	顎口腔発達・機能学研究	12		12	1～2		4	4	4	天野 秀昭	
	歯科衛生士教育学研究	12		12	1～2		4	4	4	竹本 俊伸	
	口腔保健学研究	12		12	1～2		4	4	4	杉山 勝	
	生体構造・機能修復学研究	12		12	1～2		4	4	4	里田 隆博	
	医療システム・生体材料工学研究	12		12	1～2		4	4	4	村山 長	
	口腔工学研究	12		12	1～2		4	4	4	二川 浩樹	

○履修方法

- ① 共通科目Ⅰ
4単位（生命・医療倫理学，口腔健康科学特論）を修得すること。
- ② 共通科目Ⅱ
「医歯薬保健学特論」等の科目のうちから，4単位以上修得すること。
- ③ 専門選択科目Ⅰ
6単位以上修得すること。（クリニカルコースにあつては，機能修復工学特論又は口腔衛生管理
学特論のいずれか1科目を含む。）
- ④ 専門選択科目Ⅱ
4単位以上修得すること。
- ⑤ 専門選択科目Ⅲ
12単位以上修得すること。（ただし，主指導教員の指定する科目を含むこと。）

2 口腔健康科学専攻（博士課程前期）の研究指導体制及び学位請求手続き

1 履修指導、研究指導のための指導体制

口腔健康科学専攻（博士課程前期）に入学した学生の履修指導・研究指導の充実を図るために、複数教員による指導を行う。

(1) 指導グループ

- ① 指導グループは、主指導教員1名及び副指導教員1名の合計2名により構成される。
- ② 指導教員が転出等で不在となったときは、速やかに後任者を定める。

(2) 主指導教員

- ① 主指導教員は、履修計画の作成、研究計画の立案、研究の遂行、修士論文の作成等の指導を行う。
- ② 主指導教員には、口腔健康科学専攻（博士課程前期）の教員が当たる。
- ③ 主指導教員が指導する学生数については、実質的かつ十分な指導が可能であることを考慮する。

(3) 副指導教員

- ① 副指導教員は、研究計画、研究進捗状況及び修士論文についての助言等の指導を、主指導教員と協力して行う。
- ② 主指導教員は、学生が研究計画を遂行する上で適切な副指導教員を選ぶ。
- ③ 副指導教員には、口腔健康科学専攻（博士課程前期）の教員が当たる。

2 履修指導、研究指導及び学位請求手続き（別表参照）

(1) 履修指導・研究指導及び学位請求に関するスケジュール

所定の年限（標準修業年限2年）で修了するための履修指導・研究指導及び学位請求に関して学生が行う事項のスケジュールは、以下のとおりである。

- ① 第1年次の前期開始4週間以内に、主指導教員予定者に対し副指導教員の推薦を依頼しその結果をもって研究科教育委員会に指導教員願を提出する。
指導教員が転出等で不在となるときは、速やかに指導グループに対し後任者の推薦を依頼し、その結果をもって研究科教育委員会に指導教員変更願を提出する。
- ② 第1年次の前期開始4週間以内に、主指導教員の指導のもとに授業科目履修計画を作成して、研究科教育委員会に提出する。
- ③ 主指導教員の指導のもとに研究計画を立案する。
- ④ 研究計画について指導グループの助言・承認を受け、研究計画に従って研究を遂行する。研究計画に大きな変更があった場合には、指導グループに報告する。
- ⑤ 学生は適宜、指導グループに研究の進捗状況を報告する。
- ⑥ 研究成果を主指導教員の指導のもとに修士論文としてまとめる。
- ⑦ 学位請求手続きを行う。
 - i 審査委員会において、修士論文の審査及び修士論文を中心とした口述試験による最終試験を受ける。
 - ii 論文は修士論文発表会で発表するものとする。
 - iii 審査委員会の論文審査と最終試験及び修士論文発表会を経て研究科教授会の本審査に合格した者は、修士課程を修了するとともに、修士の学位を取得できる。

(2) 早期修了

研究科教授会が優れた業績をあげたと認める者については、所定の年限を修業することなく早期に修了することができる。この場合の要件については、優れた研究成果をあげ、指導グループが責任をもって推薦し研究科教育委員会がこれを認めることとする。

(3) 修士論文の形式

単著の論文を修士論文とする。

(4) 審査委員会

研究科代教授会において、主指導教員を委員長とし、ほかに教員2名からなる審査委員会を編成する。

別表

口腔健康科学専攻（博士課程前期）
研究指導及び学位請求に関するスケジュール

学 年	学期	大 学 院 学 生	主 指 導 教 員	副指導教員	審 議 機 関
1 年次	前期	指導教員願の提出 (前期履修届の提出) 履修計画の提出 (単位修得)	履修指導	指導グループの編成(2名)	指導教員の調整・承認 (研究科教育委員会)
	後期	研究計画の立案 研究の実施 (単位修得)		研究計画に対する助言 研究に対する助言	
2 年次	前期	研究の実施 (単位修得)	研究指導	研究進捗状況の確認・助言	審査委員会の編成 (研究科教授会) 審査及び最終試験の実施 (審査委員会) 本審査(投票) (研究科教授会)
	後期	修士論文作成の開始 修士論文完成 学位請求の諸手続き 最終試験を受験 所定の単位修得 本審査の合格 課程修了・学位授与	修士論文作成の指導	修士論文作成についての 助言	

薬科学専攻 博士課程前期

- 1 履修基準と開設単位配分及び授業担当教員一覧87
- 2 薬科学専攻（博士課程前期）の研究指導体制及び学位請求手続き89

1 履修基準と開設単位配分及び授業担当教員一覧

薬科学専攻（博士課程前期）

科目区分	授業科目名	開設単位	単位数		配当年次	履修年次				授業担当教員	備考
			必修	選択必修		1年次		2年次			
						前期	後期	前期	後期		
共通科目Ⅰ	生命・医療倫理学	2	2		1前	2				工藤 美樹	
	薬科学特論	2	2		1前	2				武田 敬	
共通科目Ⅱ	研究方法概論	2		2	1前	2				安井 弥	
	基礎生命科学コースワーク	2		2	1前(後)	2	(2)			安井 弥	
	調査研究法特論	2		2	1前	2				中谷 久恵	
	質的研究法特論	2		2	1後		2			宮口 英樹	
	医菌薬保健学特論	2		2	1前(後)	2	(2)			安井 弥	
	情報医工学特論	2		2	1前(後)	2	(2)			安井 弥	
	栄養学特論	2		2	1後		2			二川 浩樹	
専門選択科目Ⅰ	活性天然物薬品化学特論	2		2	1前	2				松浪 勝義	
	薬物治療学特論	2		2	1前	2				森川 則文	
	創薬合成化学特論	2		2	1前	2				武田 敬	
	核酸分析化学特論	2		2	1前	2				紙谷 浩之	
	医薬分子機能科学特論	2		2	1前	2				小池 透	
	生体機能分子動態学特論	2		2	1前	2				太田 茂	
	細胞再生機構特論	2		2	1前	2				田原 栄俊	
	細胞内情報伝達学特論	2		2	1前	2				樋木 修	
	遺伝子制御科学特論	2		2	1前	2				杉山 政則	
	薬効解析科学特論	2		2	1前	2				仲田 義啓	
	薬物動態解析・制御科学特論	2		2	1前	2				高野 幹久	
	治療薬効学特論	2		2	1前	2				小澤 孝一郎	
	病態解析治療学特論	2		2	1前	2				(未定)	
	応用薬物治療学特論	2		2	1前	2				松尾 裕彰	
	English Communication	2		2	1前	2				David Lee	
専門選択科目Ⅱ	活性天然物薬品化学特論演習	4		4	1前・後	2	2			松浪 勝義	
	薬物治療学特論演習	4		4	1前・後	2	2			森川 則文	
	創薬合成化学特論演習	4		4	1前・後	2	2			武田 敬	
	薬品合成化学特論演習	4		4	1前・後	2	2			佐々木 道子	
	核酸分析化学特論演習	4		4	1前・後	2	2			紙谷 浩之	
	医薬分子機能科学特論演習	4		4	1前・後	2	2			小池 透	
	生体機能分子動態学特論演習	4		4	1前・後	2	2			太田 茂	
	天然物構造解析学特論演習	4		4	1前・後	2	2			松浪 勝義	
	分子治療デバイス特論演習	4		4	1前・後	2	2			(未定)	
	生物物理化学特論演習	4		4	1前・後	2	2			木下 英司	
	分子神経毒性学特論演習	4		4	1前・後	2	2			古武 弥一郎	
	細胞再生機構特論演習	4		4	1前・後	2	2			田原 栄俊	
	細胞内情報伝達学特論演習	4		4	1前・後	2	2			樋木 修	
	細胞薬理学特論演習	4		4	1前・後	2	2			樋木 薫	
	遺伝子制御科学特論演習	4		4	1前・後	2	2			杉山 政則	
	抗生物質生合成学特論演習	4		4	1前・後	2	2			熊谷 孝則	
	構造生物学特論演習	4		4	1前・後	2	2			的場 康幸	
	薬効解析科学特論演習	4		4	1前・後	2	2			仲田 義啓	
	薬物動態解析・制御科学特論演習	4		4	1前・後	2	2			高野 幹久	
	治療薬効学特論演習	4		4	1前・後	2	2			小澤 孝一郎	
細胞不死化機構特論演習	4		4	1前・後	2	2			嶋本 顕		

科目区分	授業科目名	開設単位	単位数		配当年次	履修年次				授業担当教員	備考
			必修	選択必修		1年次		2年次			
						前期	後期	前期	後期		
専門選択科目Ⅱ	医薬品創剤科学特論演習	4		4	1前・後	2	2			湯元 良子	
	分子治療薬効学特論演習	4		4	1前・後	2	2			細井 徹	
	応用薬物治療学特論演習	4		4	1前・後	2	2			松尾 裕彰	
	薬物治療解析学特論演習	4		4	1前・後	2	2			(未定)	
	病態解析治療学特論演習	4		4	1前・後	2	2			(未定)	
	薬物治療情報学特論演習	4		4	1前・後	2	2			猪川 和朗	
	生薬・漢方医療学特論演習	4		4	1前・後	2	2			杉本 幸子	
	分子薬理学特論演習	4		4	1前・後	2	2			森岡 徳光	
専門選択科目Ⅲ	活性天然薬品化学特別実習	12		12	1後～2前・後		4	4	4	松浪 勝義	
	薬物治療学特別実習	12		12	1後～2前・後		4	4	4	森川 則文	
	創薬合成化学特別実習	12		12	1後～2前・後		4	4	4	武田 敬	
	核酸分析化学特別実習	12		12	1後～2前・後		4	4	4	紙谷 浩之	
	医薬分子機能科学特別実習	12		12	1後～2前・後		4	4	4	小池 透	
	生体機能分子動態学特別実習	12		12	1後～2前・後		4	4	4	大田 茂	
	細胞再生機構特別実習	12		12	1後～2前・後		4	4	4	田原 栄俊	
	細胞内情報伝達学特別実習	12		12	1後～2前・後		4	4	4	樋木 修	
	遺伝子制御科学特別実習	12		12	1後～2前・後		4	4	4	杉山 政則	
	薬効解析科学特別実習	12		12	1後～2前・後		4	4	4	仲田 義啓	
	薬物動態解析・制御科学特別実習	12		12	1後～2前・後		4	4	4	高野 幹久	
	治療薬効学特別実習	12		12	1後～2前・後		4	4	4	小澤 孝一郎	
	病態解析治療学特別実習	12		12	1後～2前・後		4	4	4	(未定)	
	応用薬物治療学特別実習	12		12	1後～2前・後		4	4	4	松尾 裕彰	

○履修基準

- ① 共通科目Ⅰ
4単位（生命・医療倫理学，薬科学特論）を修得すること。
- ② 共通科目Ⅱ
「医歯薬保健学特論」等の科目のうちから，4単位以上修得すること。
- ③ 専門選択科目Ⅰ
6単位以上（原則として1年次前期に履修すること。）を修得すること。（あらかじめ指導グループと相談し決定する。）
- ④ 専門選択科目Ⅱ
4単位以上修得すること。（あらかじめ指導グループと相談し決定する。）
- ⑤ 専門選択科目Ⅲ
12単位以上修得すること。（あらかじめ指導グループと相談し決定する。）

2 薬科学専攻（博士課程前期）の研究指導体制及び学位請求手続き

1 研究指導体制

本研究科薬科学専攻（博士課程前期）に入学した学生の研究指導の充実を図るために、複数教員による研究指導を行う。

(1) 研究指導グループ

- ① 研究指導グループは、主指導教員1名、副指導教員1名の合計2名により構成される。
- ② 研究科教育委員会は、研究指導グループの編成について調整する。
- ③ 指導教員が転出等で不在となったときは、学生の研究計画遂行に支障を及ぼさないよう速やかに後任者を定めて補充する。研究科教育委員会は、これを調整する。

(2) 主指導教員

- ① 主指導教員（原則として教授）は、履修計画の作成、研究計画の立案、研究の遂行、修士論文の作成などの指導を行う。
- ② 主指導教員が指導する学生数については、実質的かつ十分な研究指導が可能であることを考慮する。

(3) 副指導教員

- ① 副指導教員は、研究計画、研究進捗状況及び修士論文についての助言などの指導を、主指導教員と協力して行う。
- ② 学生は主指導教員と相談のうえ、副指導教員を選ぶ。主指導教員は、学生が研究計画を遂行するうえで適切な副指導教員を選ぶように指導する。

2 研究指導及び学位請求手続き

(1) 研究指導及び学位請求に関するスケジュール（別表参照）

所定の年限（標準修業年限2年）で修了するための研究指導及び学位請求に関して学生が行う事項のスケジュールは、以下のとおりである。

- ① 第1年次の前期（10月入学者の場合は後期）開始4週間以内に、主指導教員予定者に対し副指導教員の推薦を依頼しその結果をもって研究科教育委員会に指導教員願を提出する。
指導教員が転出等で不在となるときは、速やかに研究指導グループに対し後任者の推薦を依頼し、その結果をもって研究科教育委員会に指導教員変更願を提出する。
- ② 第1年次の（10月入学者の場合は後期）開始4週間以内に、主指導教員の指導のもとに履修計画を作成し研究科教育委員会に提出する。
- ③ 主指導教員の指導のもとに研究計画を立案する。
- ④ 研究計画について研究指導グループの助言・承認を受け、研究計画に従って研究を遂行する。研究計画に大きな変更があった場合には、研究指導グループに報告する。
- ⑤ 研究成果を主指導教員の指導のもとに修士論文としてまとめる。
- ⑥ 学位請求手続きを行う。
 - i 審査委員会において、修士論文の審査及び修士論文を中心とした口述試験による最終試験を受ける。
 - ii 審査委員会の論文審査と最終試験を経て研究科教授会の本審査に合格した者は、博士課程前期を修了するとともに修士の学位を取得できる。

(2) 早期修了

研究科教授会が優れた業績を上げたと認める者については、所定の年限を修業することなく早期に修了することができる。この場合の要件については、優れた研究成果を上げ、研究指導グループが責任を持って推薦し研究科教育委員会がこれを認めることとする。

(3) 修士論文の形式

単著の論文を修士論文とする。

(4) 審査委員会

研究科教授会において、主指導教員を委員長としほかに教員2名からなる審査委員会を編成する。

3 他学部から入学してきた学生に対する教育援助

本研究科における学生の研究計画遂行に必要な場合は、本学薬学部の授業科目を受講させ学生の勉学を援助し容易にする制度を活用する。薬学部以外からの入学生はもちろん、薬学部からの入学生であっても、薬学の基礎知識を学ぶ必要がある場合にはこの制度を利用する。

学生は主指導教員のもとに受講を希望する学部授業科目を決め、各学期の授業開始日から2週間以内に履修届に組み入れて提出し、これを受講する。

薬科学専攻（博士課程前期）
研究指導及び学位請求に関するスケジュール

学 年	学期	大 学 院 学 生	主 指 導 教 員	研 究 指 導 グ ル ー プ	審 議 機 関
1 年 次	前期	指導教員願の提出 履修計画の提出 (単位修得)	研究指導	指導グループの編成（2名）	指導教員の調整・承認 (研究科教育委員会)
	後期	研究計画の立案 研究の実施 (単位修得)		研究計画に対する助言	
2 年 次	前期	研究の実施 (単位修得)	研究指導	研究進捗状況の確認・助言	審査委員会の編成 (研究科教授会) 審査及び最終試験の実施 (審査委員会) 本審査（投票） (研究科教授会)
	後期	論文作成の開始 論文完成 学位請求の諸手続き 最終試験を受験 所定の単位修得 本審査の合格 課程修了・学位授与	論文作成の指導	論文作成についての助言	

*10月入学者の場合は、学期の「前期」は「後期」と、「後期」は「前期」と、それぞれ読み替える。

保健学専攻 博士課程前期

- 1 履修基準と開設単位配分及び授業担当教員一覧 ……………93
- 2 保健学専攻（博士課程前期）の研究指導体制及び学位請求手続き ……………96

1 履修基準と開設単位配分及び授業担当教員一覧

保健学専攻（博士課程前期）

科目区分	授業科目名	開設単位	単位数		配当年次	履修年次				授業担当教員	備考
			必修	選択必修		1年次		2年次			
						前期	後期	前期	後期		
共通科目Ⅰ	生命・医療倫理学	2	2		1前	2				工藤 美樹	
	研究方法概論	2		2	1前	2				安井 弥	
	基礎生命科学コースワーク	2		2	1前(後)	2	(2)			安井 弥	
	調査研究法特論(*)	2		2	1前	2				中谷 久恵	
	質的研究法特論(*)	2		2	1後		2			宮口 英樹	
	実験研究法特論(*)	2		2	1前	2				濱田 泰伸	
	Epidemiology and Disease Prevention	2		2	1前	2				ラフマン, 森山	
	Health Communication and Health Promotion	2		2	1後		2			ラフマン, 森山	
	予防医学・健康指導特論Ⅰ	2		2	1前	2				河野 修興	
	予防医学・健康指導特論Ⅱ	2		2	1後		2			河野 修興	
	医歯薬保健学特論	2		2	1前(後)	2	(2)			安井 弥	
	情報工学特論	2		2	1前(後)	2	(2)			安井 弥	
	栄養学特論	2		2	1後		2			二川 浩樹	
共通科目Ⅱ	看護理論	2		2	1後		2			大平 光子	
	看護研究	2	10 または 14	2	1前	2				川崎, 宮下	
	看護倫理	2		2	1前	2				國生 拓子	
	看護管理と看護政策論	2		2	1後		2			森山 美知子	
	コンサルテーション論	2		2	2前			2		中谷 久恵	
	臨床薬理学	2		2	1後		2			宮下 美香	
	フィジカルアセスメント	2		2	1前	2				森山 美知子	
	病態生理学	2		2	1前	2				濱田, 宮下	
	※専門看護師コース										
専門看護師コース	健康推進科学特論(*)	2		2	1前	2				小林 敏生	
	健康情報学特論(*)	2		2	1前	2				梯 正之	
	基礎看護方法学特論(*)	2		2	1前	2				宮腰 由紀子	
	周産期看護方法学特論(*)	2		2	1前	2				大平 光子	
	小児看護方法学特論(*)	2		2	1前	2				祖父江 育子	
	成人看護方法学特論	2		2	1前	2				森山 美知子	
	成人健康学特論	2		2	1前	2				片岡 健	
	老年・がん看護方法学特論	2		2	1前	2				宮下 美香	
	精神保健看護方法学特論(*)	2		2	1前	2				國生 拓子	
	地域・在宅看護方法学特論(*)	2		2	1前	2				中谷 久恵	
	地域・学校看護方法学特論(*)	2		2	1前	2				川崎 裕美	
	生体構造学特論	2		2	1前	2				川真田 聖一	
	スポーツリハビリテーション学特論	2		2	1前	2				浦邊 幸夫	
	生体運動・動作解析学特論	2		2	1前	2				新小田 幸一	
	健康・スポーツ科学特論	2		2	1前	2				濱田 泰伸	
	運動器機能医科学特論	2		2	1前	2				出家 正隆	
	生体環境適応科学特論	2		2	1前	2				弓削 類	
	生理機能情報科学特論	2		2	1前	2				松川 寛二	
	作業行動探索科学特論	2		2	1前	2				宮口 英樹	
	作業機能制御科学特論	2		2	1前	2				花岡 秀明	
	上肢機能解析制御科学特論	2		2	1前	2				砂川 融	
	精神機能制御科学特論	2		2	1前	2				岡村 仁	
	身体・生活機能制御科学特論	2		2	1前	2				(未定)	
専門科目Ⅰ	健康推進科学特別演習(*)	2		2	1前・後	1	1			小林 敏生	
	健康情報学特別演習(*)	2		2	1前・後	1	1			梯 正之	
	基礎看護方法学特別演習(*)	2		2	1前・後	1	1			宮腰 由紀子	
	周産期看護方法学特別演習(*)	2		2	1前・後	1	1			大平 光子	
	小児看護方法学特別演習(*)	2		2	1前・後	1	1			祖父江 育子	
	成人看護方法学特別演習	2		2	1前・後	1	1			森山 美知子	
	成人健康学特別演習	2		2	1前・後	1	1			片岡 健	
専門科目Ⅱ	健康推進科学特別演習(*)	2		2	1前・後	1	1			小林 敏生	
	健康情報学特別演習(*)	2		2	1前・後	1	1			梯 正之	
	基礎看護方法学特別演習(*)	2		2	1前・後	1	1			宮腰 由紀子	
	周産期看護方法学特別演習(*)	2		2	1前・後	1	1			大平 光子	
	小児看護方法学特別演習(*)	2		2	1前・後	1	1			祖父江 育子	
	成人看護方法学特別演習	2		2	1前・後	1	1			森山 美知子	
	成人健康学特別演習	2		2	1前・後	1	1			片岡 健	

科目区分	授業科目名	開設単位	単位数		配当年次	履修年次				授業担当教員	備考
			必修	選択必修		1年次		2年次			
						前期	後期	前期	後期		
専門科目Ⅱ	老年・がん看護方法学特別演習	2		2	1前・後	1	1			宮下 美香	
	精神保健看護方法学特別演習（＊）	2		2	1前・後	1	1			國生 拓子	
	地域・在宅看護方法学特別演習（＊）	2		2	1前・後	1	1			中谷 久恵	
	地域・学校看護方法学特別演習（＊）	2		2	1前・後	1	1			川崎 裕美	
	生体構造学特別演習	2		2	1前・後	1	1			川真田 聖一	
	スポーツリハビリテーション学特別演習	2		2	1前・後	1	1			浦邊 幸夫	
	生体運動・動作解析学特別演習	2		2	1前・後	1	1			新小田 幸一	
	健康・スポーツ科学特別演習	2		2	1前・後	1	1			濱田 泰伸	
	運動器機能医科学特別演習	2		2	1前・後	1	1			出家 正隆	
	生体環境適応科学特別演習	2		2	1前・後	1	1			弓削 類	
	生理機能情報科学特別演習	2		2	1前・後	1	1			松川 寛二	
	作業行動探索科学特別演習	2		2	1前・後	1	1			宮口 英樹	
	作業機能制御科学特別演習	2		2	1前・後	1	1			花岡 秀明	
	上肢機能解析制御科学特別演習	2		2	1前・後	1	1			砂川 融	
	精神機能制御科学特別演習	2		2	1前・後	1	1			岡村 仁	
身体・生活機能制御科学特別演習	2		2	1前・後	1	1			(未定)		
専門科目Ⅲ	健康推進科学特別研究	10		10	1～2		5		5	小林 敏生	
	健康情報学特別研究	10		10	1～2		5		5	梯 正之	
	基礎看護方法学特別研究（＊）	10		10	1～2		5		5	宮腰 由紀子	
	周産期看護方法学特別研究	10		10	1～2		5		5	大平 光子	
	小児看護方法学特別研究	10		10	1～2		5		5	祖父江 育子	
	成人看護方法学特別研究	10		10	1～2		5		5	森山 美知子	
	成人健康学特別研究	10		10	1～2		5		5	片岡 健	
	老年・がん看護方法学特別研究	10		10	1～2		5		5	宮下 美香	
	精神保健看護方法学特別研究	10		10	1～2		5		5	國生 拓子	
	地域・在宅看護方法学特別研究（＊）	10		10	1～2		5		5	中谷 久恵	
	地域・学校看護方法学特別研究（＊）	10		10	1～2		5		5	川崎 裕美	
	生体構造学特別研究	10		10	1～2		5		5	川真田 聖一	
	スポーツリハビリテーション学特別研究	10		10	1～2		5		5	浦邊 幸夫	
	生体運動・動作解析学特別研究	10		10	1～2		5		5	新小田 幸一	
	健康・スポーツ科学特別研究	10		10	1～2		5		5	濱田 泰伸	
	運動器機能医科学特別研究	10		10	1～2		5		5	出家 正隆	
	生体環境適応科学特別研究	10		10	1～2		5		5	弓削 類	
	生理機能情報科学特別研究	10		10	1～2		5		5	松川 寛二	
	作業行動探索科学特別研究	10		10	1～2		5		5	宮口 英樹	
作業機能制御科学特別研究	10		10	1～2		5		5	花岡 秀明		
上肢機能解析制御科学特別研究	10		10	1～2		5		5	砂川 融		
精神機能制御科学特別研究	10		10	1～2		5		5	岡村 仁		
身体・生活機能制御科学特別研究	10		10	1～2		5		5	(未定)		
専門看護師コース	(がん看護分野)										
	がん看護学特論 1	2		2	1前	2				片岡 健	(宮下)
	がん看護学特論 2	2		2	1前	2				宮下 美香	
	がん看護学特論 3	2		2	1前	2				宮下, 大塔	
	がん看護学特論 4	2		2	1前	2				宮下 美香	
	がん看護学特論 5	2		2	1後		2			宮下 美香	
	がん看護学演習 1	2		2	1前・後	2				宮下 美香	
	がん看護学演習 2	2		2	1後		2			宮下, 大塔	
	がん看護学実習 1	2		2	1後		2			宮下 美香	
	がん看護学実習 2	2		2	1後		2			宮下 美香	
がん看護学実習 3	2		2	1後		2			宮下, 大塔		
がん看護学実習 4	2		2	2前				2	宮下 美香		

科目区分	授業科目名	開設単位	単位数		配当年次	履修年次				授業担当教員	備考	
			必修	選択必修		1年次		2年次				
						前期	後期	前期	後期			
専門看護師コース 専門科目Ⅳ	がん看護学実習 5	2		2	2 後				2	宮下 美香		
	がん看護学課題研究	2		2	2前・後				2	宮下 美香		
	(慢性疾患看護分野)											
	慢性疾患ケア看護学特論 1	2		2	1 前	2					森山 美知子	
	慢性疾患ケア看護学特論 2	2		2	1 前	2					森山 美知子	
	慢性疾患ケア看護学特論 3	2		2	1 後		2				森山 美知子	
	慢性疾患ケア看護学特論 4	2		2	1 後		2				森山 美知子	
	慢性疾患ケア看護学特論 5	2		2	2 前				2		中谷, 森山	
	慢性疾患ケア看護学演習 1	2		2	1 後		2				森山 美知子	
	慢性疾患ケア看護学演習 2	2		2	2 前				2		森山 美知子	
	慢性疾患ケア看護学実習 1	2		2	1 後		2				森山 美知子	
	慢性疾患ケア看護学実習 2	2		2	2 前				2		森山 美知子	
	慢性疾患ケア看護学実習 3	2		2	2 前				2		森山, 中谷	
	慢性疾患ケア看護学実習 4	2		2	2 後				2		森山 美知子	
	慢性疾患ケア看護学実習 5	2		2	2 後				2		森山 美知子	
	慢性疾患ケア看護学課題研究	2		2	2前・後				2		森山 美知子	
	(母性看護分野)											
	周産期看護学特論 1	2		2	1 前	2					大平 光子	
	周産期看護学特論 2	2		2	1 前	2					大平 光子	
	周産期看護学特論 3	2		2	1 前	2					藤本 紗央里	
	周産期看護学特論 4	2		2	1 前	2					藤本 紗央里	
	周産期看護学演習 1	2		2	1前・後	1	1				大平 光子	
	周産期看護学演習 2	2		2	1前・後	1	1				藤本 紗央里	
	周産期看護学演習 3	2		2	1前・後	1	1				大平 光子	
	周産期看護学実習	6		6	2前・後				3	3	大平 光子 藤本 紗央里	
	周産期看護学課題研究	2		2	2前・後				2			

○履修方法

1 保健学・看護学

次のとおり30単位以上を修得するものとする。

- (1) 共通科目Ⅰ
2単位(生命・医療倫理学)修得すること。
- (2) 共通科目Ⅱ
4単位修得すること。(なお、2単位までは共通科目Ⅲの授業科目の履修単位を充てることができる。)
- (3) 専門科目Ⅰ
主指導教員の指示する科目2単位修得すること。
- (4) 専門科目Ⅱ
主指導教員の指示する科目2単位修得すること。
- (5) 専門科目Ⅲ
主指導教員の指示する科目10単位修得すること。
- (6) 主指導教員と相談の上、専門科目Ⅲ及び専門科目Ⅳを除く科目区分の中から10単位以上修得すること。(ただし、(1)～(4)で履修した科目以外の科目とする。)

2 看護学・専門看護師コース(母性看護分野)

次のとおり34単位以上を修得するものとする。

- (1) 共通科目Ⅲ
5科目(看護理論, 看護研究, 看護倫理, 看護管理と看護政策論, コンサルテーション論)10単位修得すること。
- (2) 専門科目Ⅳ
特論及び演習を計14単位, 実習6単位, 課題研究2単位修得すること。(ただし、選択した専門分野以外の特論, 演習, 実習, 課題研究を選択することはできない。)
- (3) 主指導教員と相談の上、共通科目Ⅰ及び共通科目Ⅱのうちから2単位以上修得すること。(ただし、博士課程後期に進学を希望する者は、共通科目Ⅰを履修すること。)

3 看護学・専門看護師コース(がん看護分野及び慢性疾患看護分野)

次のとおり42単位以上を修得するものとする。

- (1) 共通科目Ⅲ
7科目(看護理論, 看護研究, 看護倫理, コンサルテーション論, 臨床薬理学, フィジカルアセスメント, 病態生理学)14単位修得すること。
- (2) 専門科目Ⅳ
特論及び演習を計14単位, 実習10単位, 課題研究2単位修得すること。(ただし、選択した専門分野以外の特論, 演習, 実習, 課題研究を選択することはできない。)
- (3) 主指導教員と相談の上、共通科目Ⅰ及び共通科目Ⅱのうちから2単位以上修得すること。(ただし、博士課程後期に進学を希望する者は、共通科目Ⅰを履修すること。)

4 *印の科目は、教育職員免許法施行規則に定める「養護又は教職に関する科目」を示す。

養護教諭の1種免許状を有する者が、24単位以上修得すれば、同専修免許状が取得可能となる。

2 保健学専攻(博士課程前期)の研究指導体制及び学位請求手続き

1 研究指導体制

本研究科博士課程前期に入学した学生の研究指導の充実を図るために、複数教員による研究指導を行う。

(1) 研究指導グループ

- ① 研究指導グループは、主指導教員1名、副指導教員1名の合計2名により構成される。
- ② 研究科教育委員会は、研究指導グループの編成について調整する。
- ③ 指導教員が転出等で不在となったときは、学生の研究計画遂行に支障を及ぼさないよう速やかに後任者を定めて補充する。研究科教育委員会は、これを調整する。

(2) 主指導教員

- ① 主指導教員(原則として教授)は、履修計画の作成、研究計画の立案、研究の遂行、修士論文の作成などの指導を行う。
- ② 主指導教員が指導する学生数については、実質的かつ十分な研究指導が可能であることを考慮する。

(3) 副指導教員

- ① 副指導教員は、研究計画、研究進捗状況及び修士論文についての助言などの指導を、主指導教員と協力して行う。
- ② 学生は主指導教員と相談のうえ、副指導教員を選ぶ。主指導教員は、学生が研究計画を遂行するうえで適切な副指導教員を選ぶように指導する。

2 研究指導及び学位請求手続き(別表参照)

(1) 研究指導

所定の年限(標準修業年限2年)で修了するための研究指導及び学位請求に関して学生が行う事項のスケジュールは、以下のとおりである。

- ① 第1年次の前期開始4週間以内に、主指導教員予定者に対し副指導教員の推薦を依頼しその結果をもって研究科教育委員会に指導教員願を提出する。

指導教員が転出等で不在となるときは、速やかに研究指導グループに対し後任者の推薦を依頼し、その結果をもって研究科教育委員会に指導教員変更願を提出する。

- ② 第1年次の前期開始4週間以内に、主指導教員の指導のもとに授業科目履修計画を作成して、研究科教育委員会に提出する。
- ③ 主指導教員の指導のもとに研究計画を立案する。
- ④ 研究計画について研究指導グループの助言・承認を受け、研究計画に従って研究を遂行する。研究計画に大きな変更があった場合には、研究指導グループに報告する。

(2) 中間審査会

- ① 第2年次前期の5月までに研究指導グループに研究の進捗状況を報告し、その結果を教育委員会に提出する。

(3) 学位請求

- ① 研究成果を主指導教員の指導のもとに修士論文としてまとめる。
- ② 学位請求手続きを行う。
 - i 審査委員会において、修士論文の審査及び修士論文を中心とした口述試験による最終試験を受ける。
 - ii 論文は修士論文発表会で発表するものとし、発表12分、質疑応答8分を基準とする。

iii 審査委員会の論文審査と最終試験及び修士論文発表会を経て研究科教授会の本審査に合格した者は、博士課程前期を修了するとともに修士の学位を取得できる。

(4) 早期修了

研究科教授会が優れた業績を上げたと認める者については、所定の年限を修業することなく早期に修了することができる。この場合の要件については、優れた研究成果を上げ、研究指導グループが責任を持って推薦し研究科教育委員会がこれを認めることとする。

(5) 修士論文の形式

単著の論文を修士論文とする。

(6) 審査委員会

研究科教授会において、主指導教員を委員長とし、ほかに教員2名からなる審査委員会を編成する。

保健学専攻（博士課程前期）
研究指導及び学位請求に関するスケジュール

学 年	学期	大 学 院 学 生	主 指 導 教 員	研 究 指 導 グ ル ー プ	審 議 機 関
1 年 次	前期	指導教員の提出 履修計画の提出	研究指導	指導グループの編成（2名）	指導教員の調整・承認 (研究科教育委員会)
	後期	(単位修得) 研究計画の立案 研究中間報告 研究の実施 (単位修得)		研究計画に対する助言	
2 年 次	前期	研究の実施 中間審査会	研究指導	研究進捗状況の確認・助言	
	後期	(単位修得) 論文作成の開始 論文完成 学位請求の諸手続き 最終試験を受験 所定の単位修得 本審査の合格 課程修了・学位授与		論文作成の指導	
					審査委員会の編成 (研究科教授会) 審査及び最終試験の実施 (審査委員会) 本審査（投票） (研究科教授会)

医歯薬学専攻 博士課程

- 1 履修基準と開設単位配分及び授業担当教員一覧 …………… 99
- 2 履修基準と開設単位配分及び授業担当教員一覧（ツィニングプログラム） ……104
- 3 医歯薬学専攻（博士課程）の研究指導体制及び学位請求手続き ……………105

1 履修基準と開設単位配分及び授業担当教員一覧

医歯薬学専攻（博士課程）

科目区分	授業科目名	開設単位	単位数			配当年次	履修年次								授業担当教員	備考	
			必修	選択必修	自由		1年次		2年次		3年次		4年次				
							前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期			
共通科目Ⅰ	生命・医療倫理特論	2	2			1前	2									工藤 美樹	
共通科目Ⅱ	研究方法特論	2	2			1前	2									吉栖 正生	
	スタートアップ生命科学コースワーク	2	2			1前・後	2	(2)								安井 弥	
	アドバンスド生命科学コースワーク	2	2			1後	2									安井 弥	
	バイオメディカルサイエンスの創生展開	2	2			1後	2									安井 弥	
	社会貢献推進特論	1	1			3前				1						安井 弥	
	臨床腫瘍学総論	2	2			1前	2									河野 修典	
	がん診療各論	2	2			1前	2									永田 靖	
	放射線総合医科学	2	2			1前	2									神谷 研二	
	ヘルスプロモーション研究法特論	2	2			1後	2									宮腰 由紀子	
	薬物治療学特論	2	2			1後	2									小澤 孝一郎	
専門科目Ⅰ	<医学専門科目>																
	解剖学及び発生生物学特別演習	4	4			1～2	2	2								青山 裕彦	
	心臓血管生理医学特別演習	4	4			1～2	2	2								吉栖 正生	
	神経生理学特別演習	4	4			1～2	2	2								橋本 浩一	
	分子細胞情報学特別演習	4	4			1～2	2	2								今泉 和則	
	医化学特別演習	4	4			1～2	2	2								浅野 知一郎	
	神経薬理学特別演習	4	4			1～2	2	2								酒井 規雄	
	分子病理学特別演習	4	4			1～2	2	2								安井 弥	
	病理学特別演習	4	4			1～2	2	2								武島 幸男	
	ウイルス学特別演習	4	4			1～2	2	2								坂口 剛正	
	疫学・疾病制御学特別演習	4	4			1～2	2	2								田中 純子	
	公衆衛生学特別演習	4	4			1～2	2	2								鳥帽子田 彰	
	法医学特別演習	4	4			1～2	2	2								長尾 正崇	
	分子中毒学特別演習	4	4			1～2	2	2								奈女良 昭	
	免疫学特別演習	4	4			1～2	2	2								菅野 雅元	
	消化器・代謝内科学特別演習	4	4			1～2	2	2								茶山 一彰	
	分子内科学特別演習	4	4			1～2	2	2								河野 修典	
	脳神経内科学特別演習	4	4			1～2	2	2								松本 昌泰	
	精神神経医学特別演習	4	4			1～2	2	2								山脇 成人	
	小児科学特別演習	4	4			1～2	2	2								小林 正夫	
	外科学特別演習	4	4			1～2	2	2								末田 泰二郎	
	消化器・移植外科学特別演習	4	4			1～2	2	2								大段 秀樹	
	脳神経外科学特別演習	4	4			1～2	2	2								栗栖 薫	
	整形外科特別演習	4	4			1～2	2	2								越智 光夫	
	皮膚科学特別演習	4	4			1～2	2	2								秀 道広	
	腎泌尿器科学特別演習	4	4			1～2	2	2								松原 昭郎	
	視覚病態学特別演習	4	4			1～2	2	2								木内 良明	
	耳鼻咽喉科学・頭頸部外科学特別演習	4	4			1～2	2	2								平川 勝洋	
	放射線診断学特別演習	4	4			1～2	2	2								栗井 和夫	
	放射線腫瘍学特別演習	4	4			1～2	2	2								永田 靖	
	産科婦人科学特別演習	4	4			1～2	2	2								工藤 美樹	
	麻酔蘇生学特別演習	4	4			1～2	2	2								河本 昌志	
	循環器内科学特別演習	4	4			1～2	2	2								木原 康樹	
	救急医学特別演習	4	4			1～2	2	2								(救急医学研究室)	
	内視鏡医学特別演習	4	4			1～2	2	2								田中 信治	
	システム医療学特別演習	4	4			1～2	2	2								(システム医療学研究室)	
	感染症学特別演習	4	4			1～2	2	2								大毛 宏喜	
	病理診断学特別演習	4	4			1～2	2	2								有廣 光司	
	リウマチ・膠原病学特別演習	4	4			1～2	2	2								杉山 英二	
	リハビリテーション学特別演習	4	4			1～2	2	2								木村 浩彰	

科目区分	授業科目名	開設単位	単位数			配当年次	履修年次								授業担当教員	備考			
			必修	選択必修	自由		1年次		2年次		3年次		4年次						
							前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期					
専門科目 I	腎臓内科学特別演習	4	4			1～2	2	2									正木 崇生		
	形成外科学特別演習	4	4			1～2	2	2									横田 和典		
	総合診療医学特別演習	4	4			1～2	2	2									田妻 進		
	がん化学療法科学特別演習	4	4			1～2	2	2									杉山 一彦		
	生命科学特別演習	4	4			1～2	2	2									樽山 英三 外丸 祐介		
	精神病態制御学特別演習	4	4			1～2	2	2									加藤 忠史		
	統合バイオ特別演習	4	4			1～2	2	2									内匠 透		
	関節外科学特別演習	4	4			1～2	2	2									(人工関節・生体材料 研究室)		
	がんプロ専門医取得支援コース	2	2			1後		2									永田 靖		
	がん化学療法演習	6	6			1後～2前・後		2	2	2							杉山 一彦		
	がん放射線療法演習	6	6			1後～2前・後		2	2	2							永田 靖		
	乳がん治療演習	6	6			1後～2前・後		2	2	2							岡田 守人		
	がん緩和医療演習	6	6			1後～2前・後		2	2	2							山脇 成人		
	集学的がん治療の実際	2	2			2前			2								河野 修典		
	婦人科がん治療演習	6	6			1後～2前・後		2	2	2							工藤 美樹		
	臨床研究の基礎および実践	2	2			1後		2									田中 純子		
	緩和ケアカンファレンス	2	2			2前			2								山脇 成人		
	腫瘍外科治療演習	6	6			1後～2前・後		2	2	2							岡田 守人		
	小児がん治療演習	6	6			1後～2前・後		2	2	2							杉山 一彦		
	精神腫瘍演習	6	6			1後～2前・後		2	2	2							山脇 成人		
	<歯学専門科目>																		
		生体材料学特別演習	4	4			1～2	2	2									加藤 功一	
		口腔生化学特別演習	4	4			1～2	2	2									宿南 知佐	
		口腔細胞生物学特別演習	4	4			1～2	2	2									内田 隆	
		細菌学特別演習	4	4			1～2	2	2									菅井 基行	
		口腔生理学特別演習	4	4			1～2	2	2									杉田 誠	
		細胞分子薬理学特別演習	4	4			1～2	2	2									兼松 隆	
		口腔顎顔面病理病態学特別演習	4	4			1～2	2	2									高田 隆	
		歯周病態学特別演習	4	4			1～2	2	2									栗原 英見	
		分子口腔医学・顎顔面外科学特別演習	4	4			1～2	2	2									岡本 哲治	
		粘膜免疫学特別演習	4	4			1～2	2	2									高橋 一郎	
		歯科放射線学特別演習	4	4			1～2	2	2									谷本 啓二	
		硬組織代謝生物学特別演習	4	4			1～2	2	2									吉子 裕二	
		歯科麻酔学特別演習	4	4			1～2	2	2									入船 正浩	
		健康増進歯学特別演習	4	4			1～2	2	2									柴 秀樹	
		口腔外科学特別演習	4	4			1～2	2	2									(口腔外科学 研究室)	
		先端歯科補綴学特別演習	4	4			1～2	2	2									津賀 一弘	
		歯科矯正学特別演習	4	4			1～2	2	2									谷本 幸太郎	
		小児歯科学特別演習	4	4			1～2	2	2									香西 克之	
		国際歯科医学連携開発学特別演習	4	4			1～2	2	2									高田 隆	
	歯科医学教育学特別演習	4	4			1～2	2	2									(歯科医学教育学 研究室)		
	障害者歯科学特別演習	4	4			1～2	2	2									岡田 貢		
	矯正歯科専門医取得支援コース	4	4			1～2	2	2									谷本 幸太郎		
	小児歯科専門医取得支援コース	4	4			1～2	2	2									香西 克之		
<薬学専門科目>																			
	生理化学特別演習	4	4			1～2	2	2									樋木 修		
	生体機能分子動態学特別演習	4	4			1～2	2	2									太田 茂		
	細胞分子生物学特別演習	4	4			1～2	2	2									田原 榮俊		
	分子治療デバイス学特別演習	4	4			1～2	2	2									(未定)		
	臨床薬物治療学特別演習	4	4			1～2	2	2									森川 則文		
	病態解析治療学特別演習	4	4			1～2	2	2									(未定)		
	治療薬効学特別演習	4	4			1～2	2	2									小澤 孝一郎		
	病院薬剤学特別演習	4	4			1～2	2	2									松尾 裕彰		
<放射線医学専門科目>																			
	細胞修復制御学特別演習	4	4			1～2	2	2									田代 聡		
	放射線細胞応答学特別演習	1	4			1～2	2	2									(放射線細胞応答学 研究室)		

科目区分	授業科目名	開設単位	単位数			配当年次	履修年次								授業担当教員	備考	
			必修	選択必修	自由		1年次		2年次		3年次		4年次				
							前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期			
専門科目Ⅰ	疾患モデル解析学特別演習	4		4		1~2	2	2								本田 浩章	
	分子疫学特別演習	4		4		1~2	2	2								川上 秀史	
	計量生物学特別演習	4		4		1~2	2	2								大瀧 慈	
	線量測定・評価学特別演習	4		4		1~2	2	2								(<small>線量測定・評価研究室</small>)	
	放射線ゲノム疾患学特別演習	4		4		1~2	2	2								松浦 伸也	
	ゲノム障害病理学特別演習	4		4		1~2	2	2								東 幸仁	
	がん分子病態学特別演習	4		4		1~2	2	2								稲葉 俊哉	
	分子発がん制御学特別演習	4		4		1~2	2	2								神谷 研二	
	幹細胞機能学特別演習	4		4		1~2	2	2								瀧原 義宏	
	放射線医療開発学特別演習	4		4		1~2	2	2								(<small>放射線医療開発学研究室</small>)	
	血液・腫瘍内科学特別演習	4		4		1~2	2	2								一戸 辰夫	
	腫瘍外科学特別演習	4		4		1~2	2	2								岡田 守人	
	放射線誘発突然変異解析特別演習	4		4		1~2	2	2								野田 朝男 平井 裕子	
	放射線健康影響疫学特別演習	4		4		1~2	2	2								小笠 昇太郎 坂田 律	
	生体ゲノム制御機能特別演習	4		4		1~2	2	2								楠 洋一郎 林 泰権	
	がん重粒子線治療法特別演習	4		4		1~2	2	2								辻 比呂志	
	分子イメージング診断法特別演習	4		4		1~2	2	2								佐賀 恒夫	
	低線量放射線安全研究特別演習	4		4		1~2	2	2								柿沼 志津子 仲野 高志	
	緊急被ばく医療開発特別演習	4		4		1~2	2	2								立崎 英夫	
	<医学専門科目>																
専門科目Ⅱ	解剖学及び発生生物学特別実験	12		12		1~3	2	2	2	2	2	2				青山 裕彦	
	心臓血管生理医学特別実験	12		12		1~3	2	2	2	2	2	2				吉植 正生	
	神経生理学特別実験	12		12		1~3	2	2	2	2	2	2				橋本 浩一	
	分子細胞情報学特別実験	12		12		1~3	2	2	2	2	2	2				今泉 和則	
	医化学特別実験	12		12		1~3	2	2	2	2	2	2				浅野 知一郎	
	神経薬理学特別実験	12		12		1~3	2	2	2	2	2	2				酒井 規雄	
	分子病理学特別実験	12		12		1~3	2	2	2	2	2	2				安井 弥	
	病理学特別実験	12		12		1~3	2	2	2	2	2	2				武島 幸男	
	ウイルス学特別実験	12		12		1~3	2	2	2	2	2	2				坂口 剛正	
	疫学・疾病制御学特別実験	12		12		1~3	2	2	2	2	2	2				田中 純子	
	公衆衛生学特別実験	12		12		1~3	2	2	2	2	2	2				鳥帽子田 彰	
	法医学特別実験	12		12		1~3	2	2	2	2	2	2				長尾 正崇	
	分子中毒学特別実験	12		12		1~3	2	2	2	2	2	2				奈女良 昭	
	免疫学特別実験	12		12		1~3	2	2	2	2	2	2				菅野 雅元	
	消化器・代謝内科学特別実験	12		12		1~3	2	2	2	2	2	2				茶山 一彰	
	分子内科学特別実験	12		12		1~3	2	2	2	2	2	2				河野 修興	
	脳神経内科学特別実験	12		12		1~3	2	2	2	2	2	2				松本 昌泰	
	精神神経医学特別実験	12		12		1~3	2	2	2	2	2	2				山脇 成人	
	小児科学特別実験	12		12		1~3	2	2	2	2	2	2				小林 正夫	
	外科学特別実験	12		12		1~3	2	2	2	2	2	2				末田 泰二郎	
	消化器・移植外科学特別実験	12		12		1~3	2	2	2	2	2	2				大段 秀樹	
	脳神経外科学特別実験	12		12		1~3	2	2	2	2	2	2				栗栖 薫	
	整形外科特別実験	12		12		1~3	2	2	2	2	2	2				越智 光夫	
	皮膚科学特別実験	12		12		1~3	2	2	2	2	2	2				秀 道広	
	腎泌尿器科学特別実験	12		12		1~3	2	2	2	2	2	2				松原 昭郎	
	視覚病態学特別実験	12		12		1~3	2	2	2	2	2	2				木内 良明	
	耳鼻咽喉科学・頭頸部外科学特別実験	12		12		1~3	2	2	2	2	2	2				平川 勝洋	
	放射線診断学特別実験	12		12		1~3	2	2	2	2	2	2				粟井 和夫	
	放射線腫瘍学特別実験	12		12		1~3	2	2	2	2	2	2				永田 靖	
	産科婦人科学特別実験	12		12		1~3	2	2	2	2	2	2				工藤 美樹	
麻酔蘇生学特別実験	12		12		1~3	2	2	2	2	2	2				河本 昌志		
循環器内科学特別実験	12		12		1~3	2	2	2	2	2	2				木原 康樹		
救急医学特別実験	12		12		1~3	2	2	2	2	2	2				(<small>救急医学研究室</small>)		

科目 区分	授業科目名	開設 単位	単位数			配当年次	履修年次								授業担当教員	備考	
			必修	選択 必修	自由		1年次		2年次		3年次		4年次				
							前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期			
専門 科目 Ⅱ	内視鏡医学特別実験	12		12		1～3	2	2	2	2	2	2			田中 信治		
	システム医療学特別実験	12		12		1～3	2	2	2	2	2	2			(システム医療学 研究室)		
	感染症学特別実験	12		12		1～3	2	2	2	2	2	2			大毛 宏喜		
	病理診断学特別実験	12		12		1～3	2	2	2	2	2	2			有廣 光司		
	リウマチ・膠原病学特別実験	12		12		1～3	2	2	2	2	2	2			杉山 英二		
	リハビリテーション学特別実験	12		12		1～3	2	2	2	2	2	2			木村 浩彰		
	腎臓内科学特別実験	12		12		1～3	2	2	2	2	2	2			正木 崇生		
	形成外科学特別実験	12		12		1～3	2	2	2	2	2	2			横田 和典		
	総合診療医学特別実験	12		12		1～3	2	2	2	2	2	2			田妻 進		
	がん化学療法科学特別実験	12		12		1～3	2	2	2	2	2	2			杉山 一彦		
	生命科学特別実験	12		12		1～3	2	2	2	2	2	2			楢山 英三 外丸 祐介		
	精神病態制御学特別実験	12		12		1～3	2	2	2	2	2	2			加藤 忠史		
	統合バイオ特別実験	12		12		1～3	2	2	2	2	2	2			内匠 透		
	<歯学専門科目>																
		生体材料科学特別実験	12		12		1～3	2	2	2	2	2	2			加藤 功一	
		口腔生化学特別実験	12		12		1～3	2	2	2	2	2	2			宿南 知佐	
		口腔細胞生物学特別実験	12		12		1～3	2	2	2	2	2	2			内田 隆	
		細菌学特別実験	12		12		1～3	2	2	2	2	2	2			菅井 基行	
		口腔生理学特別実験	12		12		1～3	2	2	2	2	2	2			杉田 誠	
		細胞分子薬理学特別実験	12		12		1～3	2	2	2	2	2	2			兼松 隆	
		口腔顎顔面病理病態学特別実験	12		12		1～3	2	2	2	2	2	2			高田 隆	
		歯周病態学特別実験	12		12		1～3	2	2	2	2	2	2			栗原 英見	
		分子口腔医学・顎顔面外科学特別実験	12		12		1～3	2	2	2	2	2	2			岡本 哲治	
		粘膜免疫学特別実験	12		12		1～3	2	2	2	2	2	2			高橋 一郎	
		歯科放射線学特別実験	12		12		1～3	2	2	2	2	2	2			谷本 啓二	
		硬組織代謝生物学特別実験	12		12		1～3	2	2	2	2	2	2			吉子 祐二	
		歯科麻酔学特別実験	12		12		1～3	2	2	2	2	2	2			入船 正浩	
		健康増進歯学特別実験	12		12		1～3	2	2	2	2	2	2			柴 秀樹	
		口腔外科学特別実験	12		12		1～3	2	2	2	2	2	2			(口腔科学 研究室)	
		先端歯科補綴学特別実験	12		12		1～3	2	2	2	2	2	2			津賀 一弘	
		歯科矯正学特別実験	12		12		1～3	2	2	2	2	2	2			谷本 幸太郎	
		小児歯科学特別実験	12		12		1～3	2	2	2	2	2	2			香西 克之	
		国際歯科医学連携開発学特別実験	12		12		1～3	2	2	2	2	2	2			高田 隆	
		歯科医学教育学特別実験	12		12		1～3	2	2	2	2	2	2			(歯科医学教育学 研究室)	
	障害者歯科学特別実験	12		12		1～3	2	2	2	2	2	2			岡田 貢		
<薬学専門科目>																	
	生理化学特別実験	12		12		1～3	2	2	2	2	2	2			樋木 修		
	生体機能分子動態学特別実験	12		12		1～3	2	2	2	2	2	2			太田 茂		
	細胞分子生物学特別実験	12		12		1～3	2	2	2	2	2	2			田原 榮俊		
	分子治療デバイス学特別実験	12		12		1～3	2	2	2	2	2	2			(未定)		
	臨床薬物治療学特別実験	12		12		1～3	2	2	2	2	2	2			森川 則文		
	病態解析治療学特別実験	12		12		1～3	2	2	2	2	2	2			(未定)		
	治療薬効学特別実験	12		12		1～3	2	2	2	2	2	2			小澤 孝一郎		
	病院薬剤学特別実験	12		12		1～3	2	2	2	2	2	2			松尾 裕彰		
<放射線医学専門科目>																	
	細胞修復制御学特別実験	12		12		1～3	2	2	2	2	2	2			田代 聡		
	放射線細胞応答学特別実験	12		12		1～3	2	2	2	2	2	2			(放射線細胞応答学 研究室)		
	疾患モデル解析学特別実験	12		12		1～3	2	2	2	2	2	2			本田 浩章		
	分子疫学特別実験	12		12		1～3	2	2	2	2	2	2			川上 秀史		
	計量生物学特別実験	12		12		1～3	2	2	2	2	2	2			大瀧 慈		
	線量測定・評価学特別実験	12		12		1～3	2	2	2	2	2	2			(線量測定・評価 研究室)		
	放射線ゲノム疾患学特別実験	12		12		1～3	2	2	2	2	2	2			松浦 伸也		
	ゲノム障害病理学特別実験	12		12		1～3	2	2	2	2	2	2			東 幸仁		
	がん分子病態学特別実験	12		12		1～3	2	2	2	2	2	2			稲葉 俊哉		
	分子発がん制御学特別実験	12		12		1～3	2	2	2	2	2	2			神谷 研二		
	幹細胞機能学特別実験	12		12		1～3	2	2	2	2	2	2			齋原 義宏		

科目区分	授業科目名	開設単位	単位数			配当年次	履修年次								授業担当教員	備考
			必修	選択必修	自由		1年次		2年次		3年次		4年次			
							前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期		
専門科目Ⅱ	放射線医療開発学特別実験	12		12		1～3	2	2	2	2	2	2			(放射線医療開発学研究室)	
	血液・腫瘍内科学特別実験	12		12		1～3	2	2	2	2	2	2			一戸 辰夫	
	腫瘍外科学特別実験	12		12		1～3	2	2	2	2	2	2			岡田 守人	
	放射線誘発突然変異解析特別実験	12		12		1～3	2	2	2	2	2	2			野田 朝男 平井 裕子	
	放射線健康影響疫学特別実験	12		12		1～3	2	2	2	2	2	2			小笹 見太郎 坂田 律	
	生体ゲノム制御機能特別実験	12		12		1～3	2	2	2	2	2	2			楠 洋一郎 林 泰隆	
	がん重粒子線治療法特別実験	12		12		1～3	2	2	2	2	2	2			辻 比呂志	
	分子イメージング診断法特別実験	12		12		1～3	2	2	2	2	2	2			佐賀 恒夫	
	低線量放射線安全研究特別実験	12		12		1～3	2	2	2	2	2	2			楠沼 志津子 仲野 高志	
	緊急被ばく医療開発特別実験	12		12		1～3	2	2	2	2	2	2			立崎 英夫	
推奨科目	English Presentation	2			2	2	(2)	(2)	2	(2)					安井 弥	
	English Rhetoric & Writing	2			2	2	(2)	(2)	2	(2)					河本 健	

※ 配当（開設）年次が入学時期により異なります。

○履修方法

I 医学専門プログラム

- 次のとおり30単位以上を修得するものとする。
- 共通科目Ⅰ：「生命・医療倫理特論」2単位を修得すること。
- 共通科目Ⅱ：4単位以上を修得すること。
- 専門科目Ⅰ：12単位以上を修得すること。
 - 医学専門科目8単位以上を含むこと。
 - 主指導教員の指定する4単位を含む12単位以上を修得すること。ただし、他専攻（博士課程後期）の授業科目の履修単位を充てることができる。
- 専門科目Ⅱ：主指導教員の指定する12単位以上を修得すること。
- 推奨科目：研究成果を発表する上で必要な英語について、修了要件単位以外の科目として修得することを推奨する。

- 2 医歯薬学専攻（博士課程）に4年以上在学し、研究科が定めた所定の単位（30単位以上）を修得し、かつ研究指導を受けた上、医歯薬学専攻（博士課程）の行う博士論文の審査及び試験に合格すること。
- ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績をあげた者については、医歯薬学専攻（博士課程）に3年以上在学すれば足りるものとする。

II 歯学専門プログラム

- 次のとおり30単位以上を修得するものとする。
- 共通科目Ⅰ：「生命・医療倫理特論」2単位を修得すること。
- 共通科目Ⅱ：4単位以上を修得すること。
- 専門科目Ⅰ：12単位以上を修得すること。
 - 歯学専門科目8単位以上を含むこと。
 - 主指導教員の指定する4単位を含む12単位以上を修得すること。ただし、他専攻（博士課程後期）の授業科目の履修単位を充てることができる。
- 専門科目Ⅱ：主指導教員の指定する12単位以上を修得すること。
- 推奨科目：研究成果を発表する上で必要な英語について、修了要件単位以外の科目として修得することを推奨する。

- 2 医歯薬学専攻（博士課程）に4年以上在学し、研究科が定めた所定の単位（30単位以上）を修得し、かつ研究指導を受けた上、医歯薬学専攻（博士課程）の行う博士論文の審査及び試験に合格すること。
- ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績をあげた者については、医歯薬学専攻（博士課程）に3年以上在学すれば足りるものとする。

III 薬学専門プログラム

- 次のとおり30単位以上を修得するものとする。
- 共通科目Ⅰ：「生命・医療倫理特論」2単位を修得すること。
- 共通科目Ⅱ：4単位以上を修得すること。
- 専門科目Ⅰ：12単位以上を修得すること。
 - 薬学専門科目8単位以上を含むこと。
 - 主指導教員の指定する4単位を含む12単位以上を修得すること。ただし、他専攻（博士課程後期）の授業科目の履修単位を充てることができる。
- 専門科目Ⅱ：主指導教員の指定する12単位以上を修得すること。
- 推奨科目：研究成果を発表する上で必要な英語について、修了要件単位以外の科目として修得することを推奨する。

- 2 医歯薬学専攻（博士課程）に4年以上在学し、研究科が定めた所定の単位（30単位以上）を修得し、かつ研究指導を受けた上、医歯薬学専攻（博士課程）の行う博士論文の審査及び試験に合格すること。
- ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績をあげた者については、医歯薬学専攻（博士課程）に3年以上在学すれば足りるものとする。

IV 放射線医科学専門プログラム

- 次のとおり30単位以上を修得するものとする。
- 共通科目Ⅰ：「生命・医療倫理特論」2単位を修得すること。
- 共通科目Ⅱ：4単位以上を修得すること。
- 専門科目Ⅰ：12単位以上を修得すること。
 - 放射線医科学専門科目8単位以上を含むこと。
 - 主指導教員の指定する4単位を含む12単位以上を修得すること。ただし、他専攻（博士課程後期）の授業科目の履修単位を充てることができる。
- 専門科目Ⅱ：主指導教員の指定する12単位以上を修得すること。
- 推奨科目：研究成果を発表する上で必要な英語について、修了要件単位以外の科目として修得することを推奨する。

- 2 医歯薬学専攻（博士課程）に4年以上在学し、研究科が定めた所定の単位（30単位以上）を修得し、かつ研究指導を受けた上、医歯薬学専攻（博士課程）の行う博士論文の審査及び試験に合格すること。
- ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績をあげた者については、医歯薬学専攻（博士課程）に3年以上在学すれば足りるものとする。

2 履修基準と開設単位配分及び授業担当教員一覧

医歯薬学専攻（博士課程（東南アジア歯科医療高度化推進ツィニングプログラム特別コース））

科目区分	授業科目名	開設単位	単位数		配当年次	履修年次								授業担当教員	備考			
			必修	選択必修		1年次		2年次		3年次		4年次						
						1セメ	2セメ	3セメ	4セメ	5セメ	6セメ	7セメ	8セメ					
共通科目	高度基礎歯学特論	2	2		1	2									菅井 基行			
	歯学研究概論	2	2		1	2									菅井 基行			
	先進歯学研究特論	2	2		1	2									菅井 基行			
専門科目	健康増進・音成歯学コース 口腔細菌感染モニター法特別演習	4		4	1~2	2	2								柴 秀樹			
	健康増進・音成歯学コース ペリオドンタルメディシン特別実験	6		6	1~2		2	2	2						柴 秀樹			
	健康増進・音成歯学コース 顎顔面生体力学特別演習	4		4	1~2	2	2								谷本 幸太郎			
	健康増進・音成歯学コース 顎顔面生体力学特別実験	6		6	1~2		2	2	2						谷本 幸太郎			
	健康増進・音成歯学コース 小児口腔成長発達科学特別演習	4		4	1~2	2	2								香西 克之			
	健康増進・音成歯学コース 小児口腔成長発達科学特別実験	6		6	1~2		2	2	2						香西 克之			
	感染制御・組織再生・機能再生歯学コース	歯周感染免疫学特別演習	4		4	1~2	2	2								栗原 英見		
		歯周感染免疫学特別実験	6		6	1~2		2	2	2						栗原 英見		
		摂食嚥下再構築学特別演習	4		4	1~2	2	2								津賀 一弘		
		摂食嚥下再構築学特別実験	6		6	1~2		2	2	2						津賀 一弘		
		硬組織発生・再生学特別演習	4		4	1~2	2	2								宿南 知佐		
		硬組織発生・再生学特別実験	6		6	1~2		2	2	2						宿南 知佐		
	口腔顎顔面分子病態学コース	口腔顎顔面分子病態学特別演習	4		4	1~2	2	2								高田 隆		
		口腔顎顔面分子病態学特別実験	6		6	1~2		2	2	2						高田 隆		
		口腔顎顔面再建外科学コース	摂食・嚥下障害学特別演習	4		4	1~2	2	2								谷本 啓二	
			摂食・嚥下障害学特別実験	6		6	1~2		2	2	2						谷本 啓二	
			分子診断・治療口腔医学特別演習	4		4	1~2	2	2								岡本 哲治	
			分子診断・治療口腔医学特別実験	6		6	1~2		2	2	2						岡本 哲治	
口腔機能改善・再建外科学特別演習	4		4	1~2	2	2								(口腔外科学 研究室)				
口腔機能改善・再建外科学特別実験	6		6	1~2		2	2	2						(口腔外科学 研究室)				

○履修方法(歯学)

- 1 共通科目 6単位
- 2 専門科目 24単位以上

本表記載の授業科目から主指導教員の指定する10単位を含む24単位以上履修すること。
ただし、本表記載の授業科目の他に医歯薬学専攻の授業科目の履修単位を充てることができる。

3 医歯薬学専攻(博士課程)の研究指導体制及び学位請求手続き

1 研究指導体制

本研究科博士課程に入学・進学した学生の研究指導の充実を図るために、複数教員による研究指導を行う。

(1) 研究指導グループ

- ① 研究指導グループは、主指導教員1名、副指導教員2名の合計3名により構成される。
- ② 副指導教員の1名は、主指導教員と同一専攻の教員が担当する（主指導教員と同一講座に所属するか否かは問わない）。他の1名の副指導教員は、幅広い分野からの指導を可能とするために他講座の教員が担当することが望ましい。
また、必要に応じて病院籍等の准教授及び講師が副指導教員を担当することができる。
- ③ 研究科教育委員会は、研究プロジェクト、学生の希望等について十分調査し、研究の実態に合った研究指導グループを編成するよう調整する。
- ④ 指導教員が転出等で不在となったときは、学生の研究計画遂行に支障を及ぼさないよう速やかに後任者を定めて補充する。研究科教育委員会は、これを調整する。

(2) 主指導教員

- ① 主指導教員（原則として教授）は、履修計画の作成、研究計画の立案、研究の遂行、研究中間報告の作成、学位論文の作成、学位請求などの指導を行う。
- ② 主指導教員が指導する学生数については、実質的かつ十分な研究指導が可能であることを考慮する。

(3) 副指導教員

- ① 副指導教員は、研究計画、研究進捗状況及び学位論文についての助言などの指導を、主指導教員と協力して行う。
- ② 学生は、主指導教員と相談のうえ副指導教員を選ぶ。主指導教員は、学生が研究計画を遂行するうえで適切な副指導教員を選ぶように指導する。例えば、いわゆる臨床系の教員が主指導教員である場合、基礎系の教員が副指導教員に加わることが望ましい。

2 研究指導及び学位請求手続き

(1) 研究指導及び学位請求に関するスケジュール（別表参照）

所定の年限（標準修業年限4年）で修了するための研究指導及び学位請求に関して学生が行う事項のスケジュールは、以下のとおりである。

- ① 第1年次の前期（10月入学者の場合は後期）開始4週間以内に、主指導教員予定者に対し副指導教員2名を含む3名の研究指導グループの編成を依頼しその結果をもって研究科教育委員会に指導教員願を提出する。
指導教員が転出等で不在となる場合は、速やかに研究指導グループに対し後任者の推薦を依頼し、その結果をもって研究科教育委員会に指導教員変更願を提出する。
- ② 第1年次の前期（10月入学者の場合は後期）開始4週間以内に、主指導教員の指導のもとに取得しようとする学位の種類を考慮して履修計画を作成し研究科教育委員会に提出する。
- ③ 第1年次の後期（10月入学者の場合は前期）開始4週間以内に、主指導教員の指導のもとに研究計画を立案しその概要を1,000字程度にまとめ主指導教員に提出する。
- ④ 研究計画の概要について研究指導グループの助言・承認を受け、研究計画に従って研究を遂行する。研究計画に大きな変更があった場合には、研究指導グループに報告する。

- ⑤ 第3年次終了までに所定の授業科目単位を修得する。
- ⑥ 第3年次前期（10月入学者の場合は後期）開始4週間以内に、主指導教員の指導のもとに研究の進捗状況を図表を含めて2,000～4,000字程度にまとめ、研究指導グループに提出して指導・助言を受ける。
- ⑦ 第4年次前期（10月入学者の場合は後期）終了までに、研究成果を主指導教員の指導のもとに学位論文としてまとめる。
- ⑧ 学位論文の内容を、研究科発表会において発表するとともに、研究指導グループにおいて論文の内容についての助言を受ける。
- ⑨ 学位請求手続きを行う。
 - i 研究科教育委員会で学位申請内容について資格審査を受ける。
 - ii 研究科教育委員会に学位申請書類を提出する。
 - iii 審査委員会において、学位論文の審査とこれに関連ある科目について最終試験を受ける。
 - iv 審査委員会の論文審査と最終試験を経て研究科教授会の審査に合格した者は、博士課程を修了するとともに博士の学位を取得できる。

(2) 早期修了

研究科教授会が優れた業績を上げたと認める者については、所定の年限（標準修業年限4年）を修業することなく早期に修了することができる。この場合の要件については、国際的な学術誌に掲載（掲載の受理でも可）されるなど優れた研究内容で、研究指導グループが責任を持って推薦し研究科教育委員会がこれを認めることとする。

(3) 学位論文の形式

学術誌に掲載されたあるいは掲載予定の筆頭著者の論文又は未発表の単著の論文を学位論文とする。（未発表の論文については、その内容あるいは内容の一部を1年以内に学術誌に公表しなければならない。）

(4) 審査委員会

研究科教授会において、本研究科の教授2名以上を含む3名以上の委員からなる審査委員会を編成する。この場合において、主指導教員及び副指導教員は審査委員にはなれない。

研究科教授会が必要と認めたときは、本研究科若しくは他の研究科の教員又は他の大学院若しくは他の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を審査委員会委員に加えることができる。

3 他学部から入学してきた学生に対する教育援助

本研究科における学生の研究計画遂行に必要な場合は、本学医学部、歯学部あるいは薬学部の授業科目を受講させ学生の勉学を援助し容易にする制度を活用する。医学部、歯学部又は薬学部以外からの入学生はもちろん、これらの学部からの入学生であっても、医学、歯学又は薬学の基礎知識を学ぶ必要がある場合にはこの制度を利用する。

学生は主指導教員のもとに受講を希望する学部授業科目を決め、各学期の授業開始日から2週間以内に履修届に組み入れて提出し、これを受講する。

医歯薬学専攻（博士課程）
研究指導及び学位請求に関するスケジュール

学 年	学期	大 学 院 学 生	主 指 導 教 員	研 究 指 導 グ ル ー プ	審 議 機 関
1 年 次	前期	指導教員願の提出 履修計画の提出 (単位修得)	研究指導	指導グループの編成（3名）	指導教員の調整・承認 (研究科教育委員会)
	後期	研究計画の立案 研究計画概要の提出 研究の実施 (単位修得)		研究計画概要に対する助言	
2 年 次	前期	研究の実施 (単位修得)	研究指導		
	後期	(単位修得)			
3 年 次	前期	研究中間報告 研究の実施 (単位修得)	研究指導	研究進捗状況の確認・助言	
	後期	所定の単位修得 論文作成の開始			
4 年 次	前期	研究科発表会で発表 論文完成	論文作成の指導	論文作成についての助言	研究科発表会で質疑
	後期	学位請求の諸手続き 最終試験を受験 本審査の合格 課程修了・学位授与			

※10月入学者の場合は、「前期」は「後期」と、「後期」は「前期」と、それぞれ読み替える。

※発表会の時期に関しては、この時期に限る必要はない。

口腔健康科学専攻 博士課程後期

- 1 履修基準と開設単位配分及び授業担当教員一覧 ……………109
- 2 口腔健康科学専攻（博士課程後期）の研究指導体制及び学位請求手続き ……………110

1 履修基準と開設単位配分及び授業担当教員一覧

口腔健康科学専攻（博士課程後期）

科目区分	授業科目名	開設単位	単位数		配当年次	履修年次						授業担当教員	備考
			選択必修	自由		1年次		2年次		3年次			
						前期	後期	前期	後期	前期	後期		
基盤的 選択科目	口腔健康科学特講Ⅰ	2	2		1前	2						菅井 基行	
	口腔健康科学特講Ⅱ	2	2		1前	2						二川 浩樹	
共通科目	研究方法特論	2	2		1前	2						吉栖 正生	
	スタートアップ生命科学コースワーク	2	2		1前・後	2	(2)					安井 弥	
	アドバンスド生命科学コースワーク	2	2		1後		2					安井 弥	
	バイオメディカルサイエンスの創生展開	2	2		1前	2						安井 弥	
	社会貢献推進特論	1	1		3前					1		安井 弥	
	臨床腫瘍学総論	2	2		1前	2						河野 修興	
	放射線統合医科学	2	2		1前	2						神谷 研二	
	ヘルスプロモーション研究法特論	2	2		1後		2					宮腰 由紀子	
	薬物治療学特論	2	2		1後		2					小澤 孝一郎	
専門 選択科目Ⅰ	応用口腔生物工学特別演習	4	4		1～2	2		2				二川 浩樹	
	口腔リハビリテーション工学特別演習	4	4		1～2	2		2				二川 浩樹	
	生体構造・機能修復学特別演習	4	4		1～2	2		2				里田 隆博	
	医療システム・生体材料工学特別演習	4	4		1～2	2		2				村山 長	
	口腔保健・衛生学特別演習	4	4		1～2	2		2				杉山 勝	
	口腔保健発達機能学特別演習	4	4		1～2	2		2				天野 秀昭	
	口腔保健管理学特別演習	4	4		1～2	2		2				竹本 俊伸	
	口腔健康増進学特別演習	4	4		1～2	2		2				天野 秀昭	
専門 選択科目Ⅱ	応用口腔生物・リハビリテーション工学特別研究	6	6		1～3	2		2		2		二川 浩樹	
	生体構造・機能修復学特別研究	6	6		1～3	2		2		2		里田 隆博	
	医療システム・生体材料工学特別研究	6	6		1～3	2		2		2		村山 長	
	口腔保健・衛生学特別研究	6	6		1～3	2		2		2		杉山 勝	
	口腔保健発達・健康増進学特別研究	6	6		1～3	2		2		2		天野 秀昭	
	口腔保健管理学特別研究	6	6		1～3	2		2		2		竹本 俊伸	
推奨 科目	English Presentation	2		2	1	2	(2)					安井 弥	
	English Rhetoric & Writing	2		2	1	2	(2)					河本 健	

○履修方法

- ① 基盤的選択科目
2単位修得すること。
- ② 共通科目
幅広い知識と学識を深めることを目的として、「研究方法特論」等の科目のうちから、2単位以上修得することを推奨する。
- ③ 専門選択科目Ⅰ
4単位以上修得すること。（ただし、医歯薬学専攻（博士課程）、薬科学専攻（博士課程後期）及び保健学専攻（博士課程後期）の授業科目の履修単位を充てることができる。なお、主指導教員の指定する科目を含むこと。）
- ④ 専門選択科目Ⅱ
6単位以上修得すること。（ただし、主指導教員の指定する科目を含むこと。）
- ⑤ 推奨科目
研究成果を発表する上で必要な英語について、修了要件単位以外の科目として修得することを推奨する。
- ⑥ 口腔健康科学特論及び生命・医療倫理学
口腔健康科学分野や高度先進医療の基礎的な研究に必要な口腔健康科学及び生命倫理に関する知識を修得していない者は、口腔健康科学専攻（博士課程前期）の口腔健康科学特論及び生命・医療倫理学を履修すること。ただし、修了要件の単位数には組み入れない。
- ⑦ 社会人入学者等
社会人入学者等の円滑な履修を支援するため、口腔健康科学専攻（博士課程前期）の講義科目（専門選択科目Ⅰ）を履修可能とする。ただし、修了要件の単位数には組み入れない。

2 口腔健康科学専攻（博士課程後期）の研究指導体制及び学位請求手続き

1 履修指導，研究指導のための指導体制

本研究科口腔健康科学専攻（博士課程後期）に入学・進学した学生の履修指導，研究指導の充実を図るために，複数教員による指導を行う。

(1) 指導グループ

- ① 指導グループは，主指導教員 1 名及び副指導教員 2 名並びに研究指導補助教員 3～5 名により構成される。
- ② 主指導教員及び副指導教員は，教授（研究指導教員）とする。
- ③ 主指導教員は，配属された研究室の教授とする。
- ④ 主指導教員は，学生が研究計画を遂行する上で適切な教授 2 名（口腔健康科学専攻（博士課程後期））を副指導教員として選ぶ。
- ⑤ 指導教員が転出等で不在となったときは，速やかに後任者を定める。
- ⑥ 研究指導補助教員は，主指導教員及び副指導教員の研究室に所属する准教授，講師又は助教とする。

(2) 主指導教員

主指導教員は，履修計画の作成，研究計画の立案，研究の遂行，研究中間報告の作成，学位論文の作成，学位請求などの指導を行う。なお，研究指導する学生数は，実質的かつ十分な指導が可能であることを考慮する。

(3) 副指導教員

副指導教員は，各学生の研究のより発展的な展開を図ることを目的に，学生の研究テーマに隣接する分野の研究室の教授が担当することとし，主指導教員とは異なる観点から履修計画の作成，研究計画の立案，研究の遂行，研究中間報告の作成，学位論文の作成などの指導を，主指導教員と協力して行う。

(4) 研究指導補助教員

研究指導補助教員は，主指導教員又は副指導教員の指導補助を行い，研究遂行上必要な知識・技術の習得を支援することを目的とし，具体的には，主指導教員又は副指導教員の指示に基づき，学生に対し研究遂行上必要な機器の使用法，薬剤・試薬の調整，分析・評価方法等の指導を行う。

2 履修指導，研究指導及び学位請求手続き

(1) 履修指導，研究指導及び学位請求に関するスケジュール（別表参照）

所定の年限（標準修業年限 3 年）で修了するための履修指導，研究指導及び学位請求に関して学生が行う事項のスケジュールは，以下のとおりである。

- ① 第 1 年次の前期開始 4 週間以内に，主指導教員予定者に対し副指導教員 2 名を含む 3 名の指導グループの編成を依頼し，その結果をもって研究科教育委員会に指導教員願を提出する。

主指導教員が転出等で不在となる場合は，速やかに指導グループに対し後任者の推薦を依頼し，その結果をもって研究科教育委員会に指導教員変更願を提出する。

- ② 第1年次の前期開始4週間以内に、主指導教員の指導の下に授業科目履修計画を作成して、研究科教育委員会に提出する。
- ③ 主指導教員の指導の下に研究計画を立案し、その概要を1,000字程度にまとめ、第1年次の後期開始4週間以内に、指導グループに提出する。
- ④ 研究計画の概要について指導グループの助言・承認を受け、研究計画に従って研究を遂行する。研究計画に大きな変更があった場合には、指導グループに報告する。
- ⑤ 第2年次後期に指導グループで研究中間報告を行い、研究の進捗状況に対し助言を得る。
- ⑥ 第3年次後期開始までに研究成果を主指導教員の指導の下に学位論文としてまとめる。
- ⑦ 作成した学位論文の内容は、指導グループにおいて論文の査読及び修正等の予備審査を受ける。
- ⑧ 研究科教育委員会で、学位申請内容について資格要件を審査する。
- ⑨ 研究科教育委員会は資格要件を満たしている場合は、学位申請を受理する。
- ⑩ 教授2名以上からなる審査委員会（3名）を編成する。
- ⑪ 論文は研究科発表会で公開で発表する。
- ⑫ 審査委員会において学位論文の審査とこれに関連のある科目について最終試験を行う。
- ⑬ 審査委員会の論文審査と最終試験を経て、研究科教授会の審査に合格した者は博士課程後期を修了するとともに、博士の学位を取得できる。

(2) 学位論文の形式

単著の論文を学位論文とする。

(3) 審査委員会

研究科教授会において、審査委員会を編成する。審査委員会は、3名以上の委員をもって組織し、そのうち2名以上は医歯薬保健学研究科の教授とする。この場合、主指導教員及び副指導教員は審査委員になることができない。

研究科教授会において必要と認めたときは、本研究科若しくは他の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を審査委員会委員に加えることができる。

口腔健康科学専攻（博士課程後期）
研究指導及び学位請求に関するスケジュール

学年	学期	大学院学生	主指導教員	指導グループ	審議機関
1年次	前期	指導教員願の提出 (前期履修届の提出) 履修計画の提出 (単位修得)	研究指導	指導グループ編成(3名)	指導教員の調整・承認 (研究科教育委員会)
	後期	研究計画の立案 研究計画概要の提出 研究の実施 (単位修得)		研究計画に対する助言・承認	
2年次	前期	研究の実施 (単位修得)	研究指導		
	後期	研究中間報告 (単位修得)		研究進捗状況の確認・助言	
3年次	前期	論文作成の開始 (単位修得)	論文作成の指導	論文作成についての助言	
	後期	論文完成 研究科発表会で発表 学位請求の諸手続き 最終試験を受験 (所定の単位修得) 本審査の合格 課程修了・学位授与		予備審査 (論文査読・修正指導)	

※研究中間報告の時期に関しては、この時期に限る必要はない。

薬科学専攻 博士課程後期

- 1 履修基準と開設単位配分及び授業担当教員一覧113
- 2 薬科学専攻（博士課程後期）の研究指導体制及び学位請求手続き114

1 履修基準と開設単位配分及び授業担当教員一覧

薬科学専攻（博士課程後期）

科目区分	授業科目名	開設単位	単位数			配当年次	履修年次						授業担当教員	備考	
			必修	選択	自由		1年次		2年次		3年次				
							前期	後期	前期	後期	前期	後期			
基盤的科目	薬科学特講	2	2			1前	2							武田 敬	
	研究方法特論	2	2			1前	2							吉栖 正生	
	スタートアップ生命科学コースワーク	2	2			1前(後)	2	(2)						安井 弥	
	アドバンスド生命科学コースワーク	2	2			1後		2						安井 弥	
	バイオメディカルサイエンスの創生展開	2	2			1前	2							安井 弥	
	社会貢献推進特論	1	1			3前					1			安井 弥	
	臨床腫瘍学総論	2	2			1前	2							河野 修興	
	放射線統合医科学	2	2			1前	2							神谷 研二	
	ヘルスプロモーション研究法特論	2	2			1後		2						宮腰 由紀子	
	薬物治療学特論	2	2			1後		2						小澤 孝一郎	
専門選択科目Ⅰ	活性天然物薬品化学特別演習	4	4			1前～2後	1	1	1	1				松浪 勝義	
	創薬合成化学特別演習	4	4			1前～2後	1	1	1	1				武田 敬	
	医薬分子機能科学特別演習	4	4			1前～2後	1	1	1	1				小池 透	
	遺伝子制御科学特別演習	4	4			1前～2後	1	1	1	1				杉山 政則	
	薬効解析科学特別演習	4	4			1前～2後	1	1	1	1				仲田 義啓	
	薬物動態解析・制御科学特別演習	4	4			1前～2後	1	1	1	1				高野 幹久	
専門選択科目Ⅱ	活性天然物薬品化学特別実験	6	6			1前～3後	1	1	1	1	1	1		松浪 勝義	
	創薬合成化学特別実験	6	6			1前～3後	1	1	1	1	1	1		武田 敬	
	医薬分子機能科学特別実験	6	6			1前～3後	1	1	1	1	1	1		小池 透	
	遺伝子制御科学特別実験	6	6			1前～3後	1	1	1	1	1	1		杉山 政則	
	薬効解析科学特別実験	6	6			1前～3後	1	1	1	1	1	1		仲田 義啓	
	薬物動態解析・制御科学特別実験	6	6			1前～3後	1	1	1	1	1	1		高野 幹久	
科推奨	English Presentation	2		2	1	2	(2)							安井 弥	
	English Rhetoric & Writing	2		2	1	2	(2)							河本 健	

○履修方法

- ① 基盤的科目
2単位修得すること。
- ② 共通科目
幅広い知識と学識を深めることを目的として、「研究方法特論」等の科目のうちから、2単位以上修得することを推奨する。
- ③ 専門選択科目Ⅰ
4単位以上修得すること。なお、主指導教員の指定する科目を含むこと。
- ④ 専門選択科目Ⅱ
6単位以上修得すること。（あらかじめ指導グループと相談し決定する。）
- ⑤ 推奨科目
研究成果を発表する上で必要な英語について、修了要件単位以外の科目として修得することを推奨する。
- ⑥ 薬科学特論及び生命・医療倫理学
薬科学分野や高度先進医療の基礎的な研究に必要な薬科学及び生命倫理に関する知識を修得していない者は、薬科学専攻（博士課程前期）の薬科学特論及び生命・医療倫理学を履修する。ただし、修了要件の単位数には組み入れない。
- ⑦ 社会人入学者等
社会人入学者等の円滑な履修を支援するため、薬科学専攻（博士課程前期）の講義科目（専門選択科目Ⅰ）を履修可能とする。ただし、修了要件の単位数には組み入れない。

2 薬科学専攻(博士課程後期)の研究指導体制及び学位請求手続き

1 研究指導体制

本研究科博士課程後期に入学・進学した学生の研究指導の充実を図るために、複数教員による研究指導を行う。

(1) 研究指導グループ

- ① 研究指導グループは、主指導教員1名、副指導教員2名の合計3名により構成される。
- ② 副指導教員の1名は、主指導教員と同一専攻の教員が担当する（主指導教員と同一講座に所属するか否かは問わない）。他の1名の副指導教員は、幅広い分野からの指導を可能とするために他講座の教員が担当することが望ましい。

また、必要に応じて病院籍の准教授及び講師が副指導教員を担当することができる。

- ③ 研究科教育委員会は、研究プロジェクト、学生の希望等について十分調査し、研究の実態に合った研究指導グループを編成するよう調整する。
- ④ 指導教員が転出等で不在となったときは、学生の研究計画遂行に支障を及ぼさないよう速やかに後任者を定めて補充する。研究科教育委員会は、これを調整する。

(2) 主指導教員

- ① 主指導教員（原則として教授）は、履修計画の作成、研究計画の立案、研究の遂行、研究中間報告の作成、学位論文の作成、学位請求などの指導を行う。
- ② 主指導教員が指導する学生数については、実質的かつ十分な研究指導が可能であることを考慮する。

(3) 副指導教員

- ① 副指導教員は、研究計画、研究進捗状況及び学位論文についての助言などの指導を、主指導教員と協力して行う。
- ② 学生は、主指導教員と相談のうえ副指導教員を選ぶ。主指導教員は、学生が研究計画を遂行するうえで適切な副指導教員を選ぶように指導する。例えば、いわゆる臨床系の教員が主指導教員である場合、基礎系の教員が副指導教員に加わることが望ましい。

2 研究指導及び学位請求手続き

(1) 研究指導及び学位請求に関するスケジュール（別表参照）

所定の年限（標準修業年限3年）で修了するための研究指導及び学位請求に関して学生が行う事項のスケジュールは、以下のとおりである。

- ① 第1年次の前期（10月入学者の場合は後期）開始4週間以内に、主指導教員予定者に対し副指導教員2名を含む3名の研究指導グループの編成を依頼しその結果をもって研究科教育委員会に指導教員願を提出する。

指導教員が転出等で不在となるときは、速やかに研究指導グループに対し後任者の推薦を依頼し、その結果をもって研究科教育委員会に指導教員変更願を提出する。

- ② 第1年次の前期（10月入学者の場合は後期）開始4週間以内に、主指導教員の指導のもとに取得しようとする学位の種類を考慮して履修計画を作成し研究科教育委員会に提出する。
- ③ 第1年次の後期（10月入学者の場合は前期）開始4週間以内に、主指導教員の指導のもとに研究計画を立案しその概要を1,000字程度にまとめ主指導教員に提出する。
- ④ 研究計画の概要について研究指導グループの助言・承認を受け、研究計画に従って研究を遂行する。研究計画に大きな変更があった場合には、研究指導グループに報告する。

- ⑤ 第1年次終了までに所定の授業科目単位を修得する。
- ⑥ 第2年次前期（10月入学者の場合は後期）開始4週間以内に、主指導教員の指導のもとに研究の進捗状況を図表を含めて2,000～4,000字程度にまとめ、研究指導グループに提出して指導・助言を受ける。
- ⑦ 第3年次前期（10月入学者の場合は後期）終了までに、研究成果を主指導教員の指導のもとに学位論文としてまとめる。
- ⑧ 学位論文の内容を、研究科発表会において発表するとともに、研究指導グループにおいて論文の内容についての助言を受ける。
- ⑨ 学位請求手続きを行う。
 - i 研究科教育委員会で学位申請内容について資格審査を受ける。
 - ii 研究科教育委員会に学位申請書類を提出する。
 - iii 審査委員会において、学位論文の審査とこれに関連ある科目について最終試験を受ける。
 - iv 審査委員会の論文審査と最終試験を経て研究科教授会の審査に合格した者は、博士課程を修了するとともに博士の学位を取得できる。

(2) 早期修了

研究科教授会が優れた業績を上げたと認める者については、所定の年限（標準修業年限は3年）を修業することなく早期に修了することができる。この場合の要件については、国際的な学術誌に掲載（掲載の受理でも可）されるなど優れた研究内容で、研究指導グループが責任を持って推薦し研究科教育委員会がこれを認めることとする。

(3) 学位論文の形式

学術誌に掲載されたあるいは掲載予定の筆頭著者の論文又は未発表の単著の論文を学位論文とする。（未発表の論文については、その内容あるいは内容の一部を1年以内に学術誌に公表しなければならない。）

(4) 審査委員会

研究科教授会において、本研究科の教授2名以上を含む3名以上の委員からなる審査委員会を編成する。この場合において、主指導教員及び副指導教員は審査委員にはなれない。

研究科教授会が必要と認めたときは、本研究科若しくは他の研究科の教員又は他の大学院若しくは他の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を審査委員会委員に加えることができる。

3 他学部から入学してきた学生に対する教育援助

本研究科における学生の研究計画遂行に必要な場合は、本学医学部、歯学部あるいは薬学部の授業科目を受講させ学生の勉学を援助し容易にする制度を活用する。医学部、歯学部又は薬学部以外からの入学生はもちろん、これらの学部からの入学生であっても、医学、歯学又は薬学の基礎知識を学ぶ必要がある場合にはこの制度を利用する。

学生は主指導教員のもとに受講を希望する学部授業科目を決め、各学期の授業開始日から2週間以内に履修届に組み入れて提出し、これを受講する。

薬科学専攻（博士課程後期）
研究指導及び学位請求に関するスケジュール

学 年	学期	大 学 院 学 生	主 指 導 教 員	研 究 指 導 グ ル ー プ	審 議 機 関
1 年次	前期	指導教員願の提出 履修計画の提出 (単位修得)	研究指導	指導グループの編成（3名）	指導教員の調整・承認 (研究科教育委員会)
	後期	研究計画の立案 研究計画概要の提出 研究の実施 (単位修得)		研究計画概要に対する助言	
2 年次	前期	研究中間報告 研究の実施 (単位修得)	研究指導	研究進捗状況の確認・助言	
	後期	(単位修得) 論文作成の開始	論文作成の指導		
3 年次	前期	研究科発表会で発表 (単位修得) 論文完成	論文作成の指導	論文作成についての助言	研究科発表会で質疑
	後期	学位請求の諸手続き 最終試験を受験 所定の単位修得 本審査の合格 課程修了・学位授与	学位請求の指導		資格要件の審査 (研究科教育委員会) 学位申請の受理 (研究科教育委員会) 審査委員会の編成 (研究科教授会) 審査及び最終試験の実施 (審査委員会) 本審査（投票） (研究科教授会)

※10月入学者の場合は、「前期」は「後期」と、「後期」は「前期」と、それぞれ読み替える。

※発表会の時期に関しては、この時期に限る必要はない。

保健学専攻 博士課程後期

- 1 履修基準と開設単位配分及び授業担当教員一覧 ……………117
- 2 保健学専攻（博士課程後期）の研究指導体制及び学位請求手続き ……………119

1 履修基準と開設単位配分及び授業担当教員一覧

保健学専攻（博士課程後期）

科目区分	授業科目名	開設単位	単位数			配当年次	履修年次						授業担当教員	備考
			必修	選択必修	自由		1年次		2年次		3年次			
							前期	後期	前期	後期	前期	後期		
共通科目	ヘルスプロモーション研究法特論	2	2			1後		2					宮腰 由紀子	
	Environment and Health	2		2		1前	2						ラフマン, 森山	
	Research Methodology and Health System Management	2		2		1後		2					ラフマン, 森山	
	研究方法特論	2		2		1前	2						吉栖 正生	
	スタートアップ生命科学コースワーク	2		2		1前・後	2	(2)					安井 弥	
	アドバンスド生命科学コースワーク	2		2		1後		2					安井 弥	
	バイオメディカルサイエンスの創生展開	2		2		1前	2						安井 弥	
	社会貢献推進特論	1		1		3前					1		安井 弥	
	臨床腫瘍学総論	2		2		1前	2						河野 修興	
	放射線統合医科学	2		2		1前	2						神谷 研二	
	薬物治療学特論	2		2		1後		2					小澤 孝一郎	
専門科目 I	健康推進科学特講	2		2		1前	2						小林 敏生	
	健康情報学特講	2		2		1前	2						梯 正之	
	基礎看護技術開発学特講	2		2		1前	2						宮腰 由紀子	
	周産期看護方法開発学特講	2		2		1前	2						大平 光子	
	小児看護方法開発学特講	2		2		1前	2						祖父江 育子	
	成人看護方法開発学特講	2		2		1前	2						森山 美知子	
	成人健康学特講	2		2		1前	2						片岡 健	
	老年・がん看護方法開発学特講	2		2		1前	2						宮下 美香	
	精神保健看護方法開発学特講	2		2		1前	2						國生 拓子	
	地域・在宅看護方法開発学特講	2		2		1前	2						中谷 久恵	
	地域・学校看護方法開発学特講	2		2		1前	2						川崎 裕美	
	生体構造学特講	2		2		1前	2						川真田 聖一	
	スポーツリハビリテーション学特講	2		2		1前	2						浦邊 幸夫	
	生体運動・動作解析学特講	2		2		1前	2						新小田 幸一	
	健康・スポーツ科学特講	2		2		1前	2						濱田 泰伸	
	運動器機能医科学特講	2		2		1前	2						出家 正隆	
	生体環境適応科学特講	2		2		1前	2						弓削 類	
	生理機能情報科学特講	2		2		1前	2						松川 寛二	
	作業行動探索科学特講	2		2		1前	2						宮口 英樹	
	作業機能制御科学特講	2		2		1前	2						花岡 秀明	
	上肢機能解析制御科学特講	2		2		1前	2						砂川 融	
精神機能制御科学特講	2		2		1前	2						岡村 仁		
身体・生活機能制御科学特講	2		2		1前	2						(未定)		
専門科目 II	健康推進科学特講演習	2		2		1前・後	1	1					小林 敏生	
	健康情報学特講演習	2		2		1前・後	1	1					梯 正之	
	基礎看護技術開発学特講演習	2		2		1前・後	1	1					宮腰 由紀子	
	周産期看護方法開発学特講演習	2		2		1前・後	1	1					大平 光子	
	小児看護方法開発学特講演習	2		2		1前・後	1	1					祖父江 育子	
	成人看護方法開発学特講演習	2		2		1前・後	1	1					森山 美知子	
	成人健康学特講演習	2		2		1前・後	1	1					片岡 健	
	老年・がん看護方法開発学特講演習	2		2		1前・後	1	1					宮下 美香	
	精神保健看護方法開発学特講演習	2		2		1前・後	1	1					國生 拓子	
	地域・在宅看護方法開発学特講演習	2		2		1前・後	1	1					中谷 久恵	
	地域・学校看護方法開発学特講演習	2		2		1前・後	1	1					川崎 裕美	
	生体構造学特講演習	2		2		1前・後	1	1					川真田 聖一	
	スポーツリハビリテーション学特講演習	2		2		1前・後	1	1					浦邊 幸夫	

科目 区分	授業科目名	開設 単位	単位数			配当年次	履修年次						授業担当教員	備考
			必修	選択 必修	自由		1年次		2年次		3年次			
							前期	後期	前期	後期	前期	後期		
専門 科目 Ⅱ	生体運動・動作解析学特講演習	2		2		1前・後	1	1					新小田 幸一	
	健康・スポーツ科学特講演習	2		2		1前・後	1	1					濱田 泰伸	
	運動器機能医科学特講演習	2		2		1前・後	1	1					出家 正隆	
	生体環境適応科学特講演習	2		2		1前・後	1	1					弓削 類	
	生理機能情報科学特講演習	2		2		1前・後	1	1					松川 寛二	
	作業行動探索科学特講演習	2		2		1前・後	1	1					宮口 英樹	
	作業機能制御科学特講演習	2		2		1前・後	1	1					花岡 秀明	
	上肢機能解析制御科学特講演習	2		2		1前・後	1	1					砂川 融	
	精神機能制御科学特講演習	2		2		1前・後	1	1					岡村 仁	
	身体・生活機能制御科学特講演習	2		2		1前・後	1	1					(未定)	
専門 科目 Ⅲ	看護開発科学特別研究	4		4		1～2	2		2				関係教員	
	心身機能生活制御科学特別研究	4		4		1～2	2		2				関係教員	
推奨 科目	English Presentation	2			2	1	2	(2)					安井 弥	
	English Rhetoric & Writing	2			2	1	2	(2)					河本 健	

履修方法

1 次のとおり12単位以上を修得するものとする。

- (1) 共通科目
2単位（ヘルスプロモーション研究法特論）修得すること。
- (2) 専門科目Ⅰ
主指導教員の指示する科目2単位修得すること。
- (3) 専門科目Ⅱ
主指導教員の指示する科目2単位修得すること。
- (4) 専門科目Ⅲ
主指導教員の指示する科目4単位修得すること。
- (5) 主指導教員と相談の上、共通科目又は専門科目Ⅰから2単位以上修得すること。（ただし、(1)及び(2)で履修した科目以外の科目とする。なお、幅広い知識と学識を深めることを目的として、共通科目を2単位以上修得することを推奨する。）
- (6) 推奨科目
研究成果を発表する上で必要な英語について、修了要件単位以外の科目として修得することを推奨する。

2 保健学専攻（博士課程後期）の研究指導体制及び学位請求手続き

1 研究指導体制

本研究科博士課程後期に入学・進学した学生の研究指導の充実を図るために、複数教員による研究指導を行う。

(1) 研究指導グループ

- ① 研究指導グループは、主指導教員1名、副指導教員2名の合計3名により構成される。
- ② 副指導教員の1名は、主指導教員と同一講座の教員が担当する。他の1名の副指導教員は、幅広い分野からの指導を可能とするために他の領域の教員が担当する。
- ③ 研究科教育委員会は、研究プロジェクト、学生の希望等について十分調査し、研究の実態に合った研究指導グループを編成するよう調整する。
- ④ 指導教員が転出等で不在となったときは、学生の研究計画遂行に支障を及ぼさないよう速やかに後任者を定めて補充する。研究科教育委員会は、これを調整する。

(2) 主指導教員

- ① 主指導教員（教授）は、履修計画の作成、研究計画の立案、研究の遂行、研究中間報告の作成、学位論文の作成、学位請求などの指導を行う。
- ② 主指導教員が指導する学生数については、実質的かつ十分な研究指導が可能であることを考慮する。

(3) 副指導教員

- ① 副指導教員は、研究計画、研究進捗状況及び学位論文についての助言などの指導を、主指導教員と協力して行う。
- ② 学生は、主指導教員と相談のうえ副指導教員を選ぶ。主指導教員は、学生が研究計画を遂行するうえで適切な副指導教員を選ぶように指導する。

2 研究指導及び学位請求手続き（別表参照）

(1) 研究指導

所定の年限（標準修業年限3年）で修了するための研究指導及び学位請求に関して学生が行う事項のスケジュールは、以下のとおりである。

- ① 第1年次の前期開始4週間以内に、主指導教員予定者に対し副指導教員2名を含む3名の研究指導グループの編成を依頼し、その結果をもって研究科教育委員会に指導教員願を提出する。
主指導教員が転出等で不在となる場合は、速やかに研究指導グループに対し後任者の推薦を依頼し、その結果をもって研究科教育委員会に指導教員変更願を提出する。
- ② 第1年次の前期開始4週間以内に、主指導教員の指導のもとに授業科目履修計画を作成して、研究科教育委員会に提出する。
- ③ 第2年次終了までに所定の授業科目単位を修得する。
- ④ 研究計画の概要について研究指導グループの助言・承認を受け、研究計画に従って研究を遂行する。
研究計画に大きな変更があった場合には、研究指導グループに報告する。

(2) 中間審査会

- ① 第2年次後期に研究指導グループで研究中間報告を行い、研究の進捗状況に対し助言を得る。この中間審査会は公開とする。

(3) 学位請求

- ① 第3年次後期開始までに研究成果を主指導教員の指導のもとに学位論文としてまとめる。
- ② 研究科教育委員会に学位申請のため、下記の書類を提出する。
 - i 学位論文審査願

- ii 論文目録
- iii 論文
- iv 副論文
- v 論文内容要旨（A4サイズ2,000字以内）
- vi 履歴書

- ③ 研究科教育委員会で、学位申請内容について資格条件を審査する。
- ④ 資格要件を満たしている場合は、学位申請を受理する。
- ⑤ 教授3名以上からなる審査委員会（3名以上）を編成する。
- ⑥ 論文は保健学集談会で発表するものとし、発表20分、質疑応答10分を基準とする。
- ⑦ 学位申請が研究科教育委員会で受理された後に、審査委員会において論文審査と最終試験を行う。
- ⑧ 審査委員会の試験を経て、研究科教授会の審査に合格した者は、博士課程後期を修了するとともに所定の博士の学位を取得できる。

(4) 早期修了

研究科教授会が優れた業績を上げたと認める者については、所定の年限（標準修業年限3年）を修業することなく早期に修了することができる。この場合の要件については、国際的な学術誌に掲載（掲載の受理でも可）されるなど優れた研究内容で、研究指導グループが責任を持って推薦し研究科教育委員会がこれを認めることとする。

(5) 学位論文の形式

単著の論文を学位論文とする。

(6) 審査委員会

研究科教授会において、教授3名以上を含む3名以上からなる審査委員会を編成する。この場合において、主指導教員及び副指導教員は審査委員にはなれない。

研究科教授会において必要と認めたときは、本研究科若しくは他の研究科の教員又は他の大学院若しくは研究所等の教員等を審査委員会委員に加えることができる。

保健学専攻（博士課程後期）
研究指導及び学位請求に関するスケジュール

学 年	学期	大 学 院 学 生	主 指 導 教 官	研 究 指 導 グ ル ー プ	審 議 機 関
1 年 次	前期	指導教員願の提出 履修計画の提出 (単位修得)	研究指導	指導グループ編成（3名）	指導教員の調整・承認 (研究科教育委員会)
	後期	研究計画の立案 研究計画概要の提出 研究の実施 (単位修得)		研究計画に対する審査・助言	
2 年 次	前期		研究指導		
	後期	中間審査会 研究の実施 (所定の単位修得)		研究進捗状況の確認・助言	
3 年 次	前期	論文作成の開始	論文作成の指導	論文作成についての助言	
	後期	論文完成 学位請求の諸手続き 保健学集談会で発表 最終試験を受験 本審査の合格 課程修了・学位授与	学位請求の指導	論文査読・修正指導	資格要件の審査 (研究科教育委員会) 学位申請の受理 (研究科教育委員会) 審査委員会の編成 (研究科教授会) 審査及び最終試験の実施 (審査委員会) 本審査（投票） (研究科教授会)

広島大学大学院博士課程
リーダー育成プログラム

放射線災害復興を推進するフェニ
ックスリーダー育成プログラム
関連科目

広島大学大学院博士課程リーダー育成プログラム
「放射線災害復興を推進するフェニックスリーダー育成プログラム」関連科目

区分	授業科目名	配当年次	単位数			備考
			必修	選択 必修	自由	
スタートアップ共通科目	ヒロシマ平和学	1		2		
	放射線生物学入門	1		2		
	ヒロシマ復興史	1		2		
アドバンスド共通科目	放射線生物学特論	1～2		2		
	大規模災害と国際協力	1～2	2			
コアフェニックスワー共同課題	初期被ばく・内部被ばく・疫学演習 (*1)	1～2	1			
	放射性物質スクリーニング・除染演習 (*1)	2	1			
	放射線災害リスク管理・防災演習 (*1)	2	1			
リーダーフェニックス専門科目	放射線災害医療学 (*2)	1～2		2		放射線災害医療コース
	放射線影響学 (*2)	1～2		2		放射線災害医療コース
	ゲノム障害科学	1～2		2		放射線災害医療コース
	発達神経心理学 (*3)	1～2		2		放射能社会復興コース
	小児保健学 (*3)	1～2		2		放射能社会復興コース
リーダーフェニックス共通科目	国際開発時事英語	3	2			
	English Communication	3～4	1			
	English Retric	3～4	1			
	English Presentation	3～4	1			
	放射線災害復興学 (*4)	3	2			
	分野融合セミナー	1～4	6			
ドワイール	短期フィールドワーク	1	1			
	長期フィールドワーク	3	2			
インターンシップ	短期インターンシップ	2	1			
	長期インターンシップ	3～4	3			

広島大学大学院博士課程リーダー育成プログラム「放射線災害復興を推進するフェニックスリーダー育成プログラム」(以下「フェニックスリーダー育成プログラム」という。)の履修を許可された学生は、以下のとおり所属する専攻の修了要件単位に算入することができる。

- 1 医歯薬学専攻(博士課程)
 - ・ (*1), (*2)及び(*4)印の授業科目については、別表第8における専門科目Iとして履修することができる。
- 2 保健学専攻(博士課程前期)
 - ・ (*1)及び(*3)印の授業科目については、別表第4における「履修方法1の(6)」の単位として履修することができる。
- 3 保健学専攻(博士課程後期)
 - ・ (*4)印の授業科目については、別表第7における「履修方法1の(5)」の単位として履修することができる。

III 諸規則

1	広島大学におけるハラスメントの防止等に関する規則	125
2	広島大学学生交流規則	127
3	広島大学研究生規則	131
4	広島大学外国人研究生規則	134
5	広島大学科目等履修生規則	137
6	広島大学学生生活に関する規則	140
7	広島大学授業料等免除及び猶予規則	142
8	広島大学学生表彰規則	146
9	広島大学学生表彰基準	148
10	広島大学学生懲戒指針（抜粋）	150
11	広島大学霞地区体育館使用細則	153

1 広島大学におけるハラスメントの防止等に関する規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 111 号)

広島大学におけるハラスメントの防止等に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学学則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 1 号)第 28 条の規定に基づき、広島大学(以下「大学」という。)におけるハラスメントが職員、学生、生徒、児童及び園児並びにその関係者(以下「構成員」という。)の人権を侵害し、又は就学、就労、教育若しくは研究(以下「就学・就労」という。)の権利等を侵害するものであるという認識にたち、大学においてその発生を防止するとともに、事後、適切に対応するため、ハラスメントの防止に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義等)

第 2 条 この規則において「ハラスメント」とは、セクシュアル・ハラスメント及びそのほかのハラスメントをいう。

2 この規則において「セクシュアル・ハラスメント」とは、一定の就学・就労上の関係にある大学の構成員が、相手の意に反する性的な性質の不適切な言動を行い、これによって相手が、精神的な面を含めて、学業や職務遂行に関連して一定の不利益・損害を被るか、若しくは学業や職務に関連して一定の支障が生じること、又は就学・就労のための環境を悪化させることをいう。

3 この規則において「そのほかのハラスメント」とは、セクシュアル・ハラスメントにはあたらないが、一定の就学・就労上の関係にある大学の構成員が、相手の意に反する不適切な言動を行い、これによって相手が、精神的な面を含めて、学業や職務遂行に関連して一定の不利益・損害を被るか、若しくは学業や職務に関連して一定の支障が生じること、又はそのようなおそれがあることをいう。

4 ハラスメントの行為者とされた者(以下「行為者とされた者」という。)の言動が次の各号のいずれかに該当する場合は、ハラスメントがあると認めるものとする。

(1) 行為者とされた者が第 2 項又は前項の行為を行うとの意図を有していたと認められるとき。

(2) 当該言動が明らかに社会的相当性を欠くと認められるとき。

(防止及び啓発)

第 3 条 大学は、職員及び学生等に対し、ハラスメントの発生を防止するための啓発に努める。

(相談体制)

第 4 条 大学におけるハラスメントに関する相談への対応は、広島大学ハラスメント相談室(以下「相談室」という。)が行う。

- 2 相談室は、前項の相談に際し、ハラスメントの被害を受けたとする者(以下「被害を受けたとする者」という。)のプライバシーを保護し、人権を侵害しないよう十分に配慮するものとする。

(調査体制)

第5条 学長は、ハラスメントの事実関係を調査するため、及び必要な措置を講じるため、当該の事案ごとに広島大学ハラスメント調査会(以下「調査会」という。)を設置する。

- 2 前項の調査会に関し必要な事項は、別に定める。
- 3 調査会は、被害を受けたとする者、行為者とされた者及びそのほかの関係者から公正な事情聴取を行い、調査結果を速やかに学長に報告する。
- 4 前項の事情聴取においては、事情聴取対象者の人権やプライバシーの保護には十分に配慮するものとする。
- 5 調査会は、調査の過程で、被害を受けたとする者の緊急避難措置、被害を受けたとする者と行為者とされた者との間の調整又は被害を受けたとする者若しくは行為者とされた者の所属する部局等での調査や調整等の勧告等の必要を認めるときは、これを行う。
- 6 前項の勧告に基づき、部局等に調査会を置くことができる。

(措置等の決定)

第6条 学長は、調査会からの調査結果の報告を受け、被害を受けたとする者の不利益の回復、環境の改善及び行為者とされた者に対する指導の措置等を決定する。

- 2 学長は、前項の決定に当たり、さらに審議が必要と認められる事項については、教育研究評議会(以下「評議会」という。)に付議する。

(措置等の実施)

第7条 学長は、前条の決定(評議会の審議内容等を含む。)に基づき、必要な措置等を講じる。

(告知及び不服申立て)

第8条 学長は、前2条の結果について、被害を受けたとする者及び行為者とされた者に対し告知するものとする。

- 2 前項の告知内容について不服がある者は、学長に異議を申し立てることができるものとする。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、ハラスメントの防止及び事後の対応に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(略)

2 広島大学学生交流規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 7 号)

広島大学学生交流規則

目次

- 第 1 章 総則(第 1 条・第 2 条)
- 第 2 章 派遣学生(第 3 条―第 10 条)
- 第 3 章 特別聴講学生(第 11 条―第 18 条)
- 第 4 章 雑則(第 19 条)
- 附則

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)第 28 条第 5 項、第 29 条第 7 項、第 30 条第 4 項及び広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号)第 35 条第 4 項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)における派遣学生及び特別聴講学生の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において「派遣学生」とは、本学に在学中の学生で、本学の教育課程の一環として他の大学等の授業科目を履修するもの(外国の大学又は短期大学(大学以外の高等教育機関を含む。以下「外国の大学等」という。)へ留学するもの、外国の大学又は短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修するもの及び国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法(昭和 51 年法律第 72 号)第 1 条第 2 項に規定する 1972 年 12 月 11 日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学(以下「国際連合大学」という。)の教育課程における授業科目を履修するものを含む。)をいう。

2 この規則において「特別聴講学生」とは、他の大学等に在学中の学生で、その大学等の教育課程の一環として本学の授業科目を履修するものをいう。

3 この規則において「他の大学等」とは、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 本学と学生の交流を行う大学、短期大学(専攻科を含む。以下同じ。)又は高等専門学校(専攻科を含む。以下同じ。)
- (2) 外国の大学等又は外国の大学若しくは短期大学の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するもの
- (3) 国際連合大学

- 4 この規則において「大学間協議」とは、学生を交流するに当たって、あらかじめ本学と他の大学等との間で、履修できる授業科目の範囲、対象となる学生数、単位の認定方法、授業料等の費用の取扱い方法、その他必要とされる具体的な措置に関して行う協議をいう。
- 5 この規則において「部局間協議」とは、学生を交流するに当たって、あらかじめ本学の学部又は研究科(以下「学部等」という。)と他の大学等との間で、履修できる授業科目の範囲、対象となる学生数、単位の認定方法、授業料等の費用の取扱い方法、その他必要とされる具体的な措置に関して行う協議をいう。

第2章 派遣学生

(取扱いの要件)

第3条 派遣学生の取扱いは、原則として大学間協議又は部局間協議が成立したものについて行う。

2 前項の大学間協議は、学部にあつては学部の教授会、研究科にあつては研究科の教授会(以下「当該教授会」という。)の議を経て、学長が行う。

3 第1項の部局間協議は、当該教授会の議を経て、当該学部等の長が行う。

(出願手続)

第4条 派遣学生を志願する者は、所定の願書に大学間協議又は部局間協議により決定した事項を記載した書類を添えて、学長に願い出なければならない。

2 出願の時期は、大学間協議又は部局間協議の定めるところによる。

(派遣の許可)

第5条 派遣学生の願い出があつたときは、当該教授会の議を経て、学長が派遣を許可する。

2 学長は、他の大学等の授業科目を履修することを認めるときは、当該他の大学等の長に必要な書類を添えて学生の受入れを依頼するものとする。ただし、部局間協議によるものについては、当該学部等の長が当該他の大学等の長に依頼するものとする。

(履修期間)

第6条 派遣学生の履修期間は、1学期又は1学年間とする。

2 前項の規定にかかわらず、学長が事情やむを得ないと認めるときは、当該他の大学等の長と協議の上(部局間協議によるものについては、当該学部等の長が当該他の大学等の長と協議の上)、履修期間を変更することができる。ただし、履修期間は、通算して2年を超えることができない。

(在学期間への算入)

第7条 前条に規定する履修期間は、本学の在学期間に算入する。

(履修報告書の提出)

第8条 派遣学生は、履修期間が終了したときは、直ちに(外国の大学等へ留学する学生については、帰国の日から1月以内に)所属の学部等の長を経て、学長に履修報告書を提出しなければならない。

(授業料等)

第9条 派遣学生は、本学に正規の授業料を納付するものとする。

2 派遣学生の受入大学等における授業料等の費用の取扱いは、大学間協議又は部局間協議により定めるものとする。

3 前項の規定により、派遣学生が受入大学等における授業料等の費用を負担する場合は、第1項の規定にかかわらず、当該大学間協議又は部局間協議ごとに理事(平和・国際担当)が定める期間、本学の授業料を徴収しないことができる。

(派遣の許可の取消し)

第10条 学長は、派遣学生がその履修の実が上がらないと認められるとき、その本分に反する行為があると認められるとき、又は授業料等の納付の義務を怠ったときは、当該他の大学等の長と協議の上(部局間協議によるものについては、当該学部等の長が当該他の大学等の長と協議の上)、派遣の許可を取り消すことがある。

第3章 特別聴講学生

(取扱いの要件等の準用)

第11条 第3条、第5条第1項、第6条及び第10条の規定は、特別聴講学生に準用する。この場合において、第3条、第5条第1項、第6条及び第10条中「派遣学生」とあるのは「特別聴講学生」と、第5条中「派遣」とあるのは「受入れ」と、第10条中「派遣の許可」とあるのは「受入れの許可」と読み替えるものとする。

2 前項の場合において、特別聴講学生が歯学部と外国の大学との間で成立した部局間協議に基づき受入れる学生であるときは、第6条第1項中「1学期又は1学年間」とあるのは「4学年間」と、同条第2項ただし書中「2年」とあるのは「5年」と読み替えるものとする。

(出願手続)

第12条 特別聴講学生を志願する者は、次の各号(他の大学等(外国の大学等及び国際連合大学を除く。))の学生にあつては第4号を除く。)に掲げる書類を、履修を希望する学期の始まる2月前(外国の大学等の学生の場合は、原則として6月前。ただし、外国の大学等との大学間協議又は部局間協議において定めのある場合は、その期日)までに、所属大学等の長を通じて学長に提出しなければならない。

- (1) 本学所定の特別聴講学生願
- (2) 在学証明書及び成績証明書
- (3) 所属大学等の長の推薦書
- (4) 医師の健康診断書

(受入れの通知)

第13条 学長は、特別聴講学生の受入れを許可したときは、その所属大学等の長を経て本人にその旨を通知するものとする。

第14条 削除

(学業成績証明書の交付)

第15条 学部等の長は、特別聴講学生の学業成績証明書を交付するものとする。

(学生証)

第 16 条 特別聴講学生は、所定の学生証の交付を受け、常に携帯しなければならない。

(検定料、入学料及び授業料)

第 17 条 特別聴講学生に係る検定料及び入学料は、徴収しない。

2 特別聴講学生が国立の大学、短期大学又は高等専門学校 학생であるときは、本学での授業料は、徴収しない。

3 特別聴講学生が公立若しくは私立の大学、短期大学若しくは高等専門学校、外国の大学等又は国際連合大学の学生であるときは、履修するそれぞれの学期(前期又は後期)ごとに 1 単位に相当する授業について 14,800 円の授業料を所定の期日までに納付しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、授業料の納付を要しない。

(1) 公立又は私立の大学、短期大学又は高等専門学校との間で締結した大学間相互単位互換協定において、当該学生の授業料が相互に不徴収とされているとき。

(2) 外国の大学等又は国際連合大学との間で締結した大学間交流協定、部局間交流協定又はこれらに準ずるものにおいて、当該学生の授業料が相互に不徴収とされているとき。

4 既納の授業料は、返還しない。

(費用の負担)

第 18 条 実験、実習に要する費用は、必要に応じ特別聴講学生の負担とする。

第 4 章 雑則

(雑則)

第 19 条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、学部等が定める。

附 則

1 この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行の際現に旧広島大学学生交流規程(昭和 47 年広島大学規程第 32 号)に基づき許可されている派遣学生及び特別聴講学生については、この規則により許可された派遣学生及び特別聴講学生とみなす。

(略)

附 則(平成 25 年 11 月 19 日規則第 94 号)

この規則は、平成 25 年 11 月 19 日から施行する。

3 広島大学研究生規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 10 号)

広島大学研究生規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号。以下「通則」という。)第 52 条第 2 項及び広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号。以下「大学院規則」という。)第 53 条第 2 項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の学部、大学院、附置研究所、全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設(以下「学部等」という。)において 1 学期又は 1 学年間特定の事項を研究する研究生に関し必要な事項を定めるものとする。

(研究の願い出及び検定料)

第 2 条 研究生として学部、附置研究所、全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 短期大学又は高等専門学校を卒業した者
- (3) 本学において、相当の学力を有し研究生として適当と認められた者

2 研究生として大学院に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 本学大学院において、相当の学力を有し研究生として適当と認められた者

第 3 条 研究生を志願する者は、学期始めの 1 月前までに次に掲げる書類に検定料 9,800 円を添え、研究を希望する学部等を経て、学長に願い出なければならない。

- (1) 研究生許可願(別記様式)
- (2) 履歴書
- (3) 最終学校の卒業証明書
- (4) 官公署又は会社等に在職している者は、その所属長の承認書

2 現職教育職員で所轄庁の推薦派遣による者は、前項第 1 号及び第 2 号の書類に当該所轄庁の推薦派遣委託書を添付するものとする。ただし、検定料は、徴収しない。

(受入れの許可)

第 4 条 研究生の受入れは、当該学部等の教授会(全国共同利用施設及び学内共同教育研究施設にあっては運営委員会。以下同じ。)の議を経て、学長が許可する。

(研究期間及び願い出期限の特例)

第 5 条 学長は、特別な事情があると認める場合は、第 1 条及び第 3 条第 1 項の規定にかかわらず、研究期間及び願い出期限の特例を、当該学部等の教授会の議を経て認めることができる。

(研究継続)

第6条 研究生が研究期間終了後なお引き続き研究を希望するときは、研究終了日の15日前までに次に掲げる書類により当該学部等を経て、学長に願い出てその許可を受けなければならない。この場合において、研究期間については、第1条の規定を準用する。

(1) 研究生研究継続許可願

(2) 官公署又は会社等に在職している者は、その所属長の承認書

2 前項の規定による研究継続をする者の検定料及び入学料は、徴収しない。

(入学料)

第7条 入学の許可を受けようとする者は、指定の期日までに入学料84,600円を納付しなければならない。ただし、第3条第2項の規定による者については、徴収しない。

(研究料)

第8条 研究生は、1月につき29,700円の研究料を、研究期間に応じ6月分ずつ(研究期間が6月未満のときはその期間分)指定の期日までに納付しなければならない。ただし、第3条第2項の規定による者については、徴収しない。

2 指定の期日までに研究料を納付しないときは、掲示等により本人及び父母等に督促する。

(指導教員)

第9条 当該学部等の長は、研究生に対する指導教員を定めなければならない。

(費用の負担)

第10条 研究に要する費用は、必要に応じ研究生の負担とする。

(研究許可の取消し)

第11条 学長は、研究生が次の各号のいずれかに該当するときは、研究の許可を取り消すことがある。

(1) 研究の実があがらないと認められるとき。

(2) その本分に反する行為があると認められるとき。

(3) 研究料の納付の義務を怠ったとき。

(既納の検定料、入学料及び研究料の返還)

第12条 既納の検定料、入学料及び研究料は、返還しない。

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか、研究生に関し必要な事項は、通則又は大学院規則の規定を準用する。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に旧広島大学研究生規程(昭和51年広島大学規程第1号)により引き続き研究生として研究を許可されている者は、この規則により引き続き研究生として研究を許可された者とみなす。

3 本学大学院博士課程リーダー育成プログラムの履修を認められた者が、履修を開始するまでの間研究生として学部等に入学を希望し、当該者の受入れを許可する場合は、第3条

第1項、第7条及び第8条第1項の規定にかかわらず、検定料、入学料及び研究料は、徴収しないものとする。

(略)

4 広島大学外国人研究生規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 11 号)

広島大学外国人研究生規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号。以下「通則」という。)第 52 条第 2 項及び広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号。以下「大学院規則」という。)第 53 条第 2 項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の学部、大学院、附置研究所、全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設(以下「学部等」という。)において特定の事項を研究する外国人の研究生(国費外国人留学生制度実施要項(昭和 29 年 3 月 31 日文部大臣裁定)に基づく研究留学生(以下「研究留学生」という。)を含む。以下「外国人研究生」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。
(研究の願い出及び検定料)

第 2 条 外国人研究生として学部、附置研究所、全国共同利用施設又は学内共同教育研究施設に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 外国において、学校教育における 14 年の課程を修了した者
- (2) 外国において、学校教育における 12 年の課程を修了し、日本の大学又は短期大学を卒業した者
- (3) 本学において、相当の学力を有し外国人研究生として適当と認めたる者

2 外国人研究生として大学院に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者
- (2) 本学大学院において、相当の学力を有し外国人研究生として適当と認めたる者

第 3 条 外国人研究生を志願する者で、日本に居住する者については研究開始日の 30 日前までに、外国に居住する者については研究開始日の原則として 4 月前までに、次に掲げる書類に検定料 9,800 円を添えて、研究を希望する学部等を経て学長に願い出なければならない。

- (1) 外国人研究生許可願
- (2) 履歴書
- (3) 最終学校の卒業証明書及び成績証明書
- (4) 住民票の写し又は在留資格を記載した住民票記載事項証明書(日本に居住している者の場合に限る。)
- (5) 出身学校長又は所属長の発行する推薦書
- (6) 医師の健康診断書

(受入れの許可)

第4条 外国人研究生の受入れは、当該学部等の教授会(全国共同利用施設及び学内共同教育研究施設にあっては運営委員会)の議を経て、学長が許可する。

2 学長は、前項の規定により許可する者のうち外国に居住する者には、あらかじめ承諾書を交付するものとする。

(研究期間)

第5条 外国人研究生の研究期間は、1学期又は1学年間とする。ただし、学長が特別の事情があると認めた場合は、この限りでない。

(研究継続)

第6条 外国人研究生が研究期間終了後なお引き続き研究を希望するときは、研究終了日の30日前までに次に掲げる書類により当該学部等を経て、学長に願い出てその許可を受けなければならない。この場合において、研究期間については、前条の規定を準用する。

(1) 外国人研究生研究継続許可願

(2) 自国政府若しくは在日公館又は所属長の発行する承認書

2 前項の規定による研究継続をする者の検定料及び入学料は、徴収しない。

(入学料)

第7条 入学の許可を受けようとする者は、指定の期日までに入学料 84,600 円を納付しなければならない。

(研究料)

第8条 外国人研究生は、1月につき 29,700 円の研究料を研究期間に応じ6月分ずつ(研究期間が6月未満のときはその期間分)指定の期日までに納付しなければならない。

2 指定の期日までに納付しないときは、掲示等により本人及び父母等に督促する。

(指導教員)

第9条 当該学部等の長は、外国人研究生に対する指導教員を定めなければならない。

(費用の負担)

第10条 研究、実験及び実習に要する費用は、必要に応じ外国人研究生の負担とする。

(研究許可の取消し)

第11条 学長は、外国人研究生が次の各号のいずれかに該当するときは、研究の許可を取り消すことがある。

(1) 研究の実があがらないと認められるとき。

(2) その本分に反する行為があると認められるとき。

2 学長は、研究料納付の義務を怠り督促を受けてもなお納付しない外国人研究生について、本学が当該外国人研究生に対し研究料の請求を行った日(郵送で請求を行った場合は請求書が到達した日)から起算して3月以内に納付しないときは、研究の許可を取り消す。

(研究修了証書)

第12条 学長は、所定の研究を修了したと認めた者には、研究修了証書を授与する。

(既納の検定料、入学料及び研究料の返還)

第13条 既納の検定料、入学料及び研究料は、返還しない。

(研究留学生等に対する特例)

第 14 条 研究留学生については、第 3 条及び第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、検定料の納付並びに第 3 条第 3 号及び第 5 号に掲げる書類及び第 6 条第 1 項第 2 号に掲げる書類の提出を要しない。

2 本学と外国の大学又は短期大学(大学以外の高等教育機関を含む。)との間で締結した大学間交流協定、部局間交流協定又はこれらに準ずるもので検定料、入学料及び研究料を不徴収とする外国人研究生(以下「協定に基づき授業料等が不徴収となる外国人研究生」という。)については、第 3 条の規定にかかわらず、検定料の納付を要しない。

3 研究留学生及び協定に基づき授業料等が不徴収となる外国人研究生については、第 7 条及び第 8 条の規定を適用しない。

(雑則)

第 15 条 この規則に定めるもののほか、外国人研究生に関し必要な事項は、通則又は大学院規則の規定を準用する。

附 則

1 この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則の施行の際現に旧広島大学外国人研究生規程(昭和 47 年広島大学規程第 5 号)により外国人研究生として受入れを許可されている者は、この規則により外国人研究生として受入れを許可された者とみなす。

3 本学大学院博士課程リーダー育成プログラムの履修を認められた者が、履修を開始するまでの間外国人研究生として学部等に入学を希望し、当該者の受入れを許可する場合は、第 3 条、第 7 条及び第 8 条第 1 項の規定にかかわらず、検定料、入学料及び研究料は、徴収しないものとする。

(略)

附 則(平成 25 年 3 月 12 日規則第 4 号)

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

5 広島大学科目等履修生規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 12 号)

広島大学科目等履修生規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号。以下「通則」という。)第 52 条の 2 第 2 項及び広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号。以下「大学院規則」という。)第 54 条第 2 項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の科目等履修生に関し必要な事項を定めるものとする。

(履修期間)

第 2 条 科目等履修生の履修の期間は、1 学年又は 1 学期(前期又は後期)とする。

(入学資格)

第 3 条 科目等履修生として入学することができる者は、学部にあつては通則第 11 号各号に規定する者、大学院にあつては大学院規則第 15 条各号に規定する者で、本学において科目等履修生として適当と認められたものとする。

2 前項の規定にかかわらず、本学の科目等履修生になることによって在留資格を得ようとする者は入学を認めない。

(出願手続)

第 4 条 科目等履修生として入学を志願する者(以下「入学志願者」という。)は、学年又は学期の始めの 1 月前までに次に掲げる書類に検定料 9,800 円を添え、履修を希望する学部又は研究科を経て、学長に願い出なければならない。

(1) 科目等履修生許可願(別記様式)

(2) 履歴書

(3) 最終学校の卒業証明書

(4) 官公署又は会社等に在職している者は、その所属長の承諾書

(5) 外国人で、既に日本に在住している者(永住者及び特別永住者は除く。)は、在留カードの写し

2 前項の規定にかかわらず、入学志願者が現職教育職員で所轄庁の推薦派遣による者(以下「現職教育職員」という。)であるときは、前項第 1 号及び第 2 号の書類に当該所轄庁の推薦派遣委託書を添付するものとする。

(入学志願者の選考及び入学の許可)

第 5 条 前条の入学志願者に対しては、当該学部又は当該研究科の教授会がその定める方法により、選考を行う。

2 前項の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、指定の期日までに誓約書を提出するとともに、入学料 28,200 円を納付しなければならない。

3 学長は、前項の手続を完了した者に入学を許可する。

(履修期間の更新)

第6条 前期の履修期間で入学を許可された科目等履修生が引き続き後期において履修することを志願するときは、第2条の規定にかかわらず、その期間を更新することができる。

2 前項の更新手続は、前2条の規定を準用する。この場合において、入学料は、納付を要しない。

(授業料)

第7条 科目等履修生は、履修するそれぞれの学期(前期又は後期)ごとに、指定の期日までに1単位に相当する授業について14,800円の授業料を納付しなければならない。

2 指定の期日までに授業料を納付しないときは、掲示等により本人及び父母等に督促する。

3 第1項の規定にかかわらず、科目等履修生が、広島大学履修証明プログラム規則(平成20年12月16日規則第172号)に定める履修証明プログラム履修生であり、当該履修証明プログラムに登録されている授業科目の単位を修得する場合は、当該授業科目に係る授業料は納付を要しない。

(現職教育職員の検定料等)

第8条 現職教育職員については、第4条第1項及び第5条第2項の規定にかかわらず、検定料及び入学料は、納付を要しない。

2 現職教育職員で履修した授業科目について単位の認定を受けないものについては、前項に定めるもののほか、前条の規定にかかわらず、授業料は、納付を要しない。

(既納の検定料、入学料及び授業料の返還)

第9条 既納の検定料、入学料及び授業料は、返還しない。

(実験、実習等の費用)

第10条 実験、実習等に要する費用は、必要に応じ科目等履修生の負担とする。

(単位の授与)

第11条 履修した授業科目について単位の認定を受けようとする者は、当該授業科目の試験を受けなければならない。

2 前項の試験及び出席状況により、所定の単位を与える。

(証明書の交付)

第12条 前条により授与された単位については、本人の請求により、単位を修得した旨の証明書を交付する。

(大学の命ずる退学)

第13条 学長は、科目等履修生がその本分に反する行為があると認めるときは、退学を命ずることができる。

(履修許可の取消し)

第14条 学長は、科目等履修生が履修の実が上がらないと認めるとき、又は授業料納付の義務を怠り督促を受けてもなお納付しないときは、当該授業科目の履修の許可を取り消すことができる。

(雑則)

第15条 この規則に定めるもののほか，科目等履修生に関し必要な事項は，通則又は大学院規則の規定を準用する。

附 則

この規則は，平成16年4月1日から施行する。

(略)

附 則(平成24年8月30日規則第119号)

この規則は，平24年8月30日から施行し，この規則による改正後の広島大学科目等履修生規則の規定は，平成24年7月9日から適用する。

6 広島大学学生生活に関する規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 15 号)

広島大学学生生活に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則 2 号)第 56 条の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の学生(以下「学生」という。)が学生生活上守るべき必要な事項について定めるものとする。

(学生証)

第 2 条 学生は、学生証の交付を受け、常に携帯するものとする。

2 学生証の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

(住所届)

第 3 条 学生は、入学後速やかに、本人の住所並びに帰省先住所及び連絡先(以下「住所等」という。)を所定の様式で所属学部の長に届け出るものとする。住所等に変更があったときには、速やかにその旨を届け出るものとする。

(健康診断)

第 4 条 学生は、本学が行う健康診断を受けるものとする。ただし、やむを得ない理由のため受診することができないときは、所属学部の長に届け出てその指示を受けるものとする。

(学生団体の届出)

第 5 条 学生が、単一の学部の学生をもって団体を結成するときは、代表責任者は、その所属学部の長に所定の学生団体結成届を提出するものとする。

2 団体の構成員が 2 学部以上にわたる団体であるときは、代表責任者は、学長に所定の学生団体結成届を提出するものとする。

3 結成された団体の活動が継続する場合は、毎年 5 月末日までに、第 1 項に基づく学生団体の代表責任者にあつてはその所属学部の長に、前項に基づく学生団体の代表責任者にあつては学長に、所定の更新届を提出するものとする。

4 前 3 項に規定する届には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 団体の名称

(2) 団体の目的

(3) 連絡先

(4) 代表責任者の氏名

(5) 所属学部別の構成員数

(学生又は学生団体の施設使用)

第 6 条 学生又は学生団体が学内施設(運動場及び道路等を含む。)を使用するときは、責任者は、原則として 3 日前までに、学部の施設の場合にあつては当該学部の長に、その他の施設の場合にあつては学長に、所定の施設使用願を提出し、その承認を受けるものとする。

2 前項に規定する施設使用願には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 使用目的
 - (2) 日時及び場所
 - (3) 責任者の氏名
 - (4) 参加人員(学外者の人員を含む。)
- (掲示及び立看板等)

第7条 学生又は学生団体による学内での掲示物の掲示、立看板の掲出又はちらし・ビラ等の文書の配付については、次に定めるところにより行うものとする。

- (1) 掲示物は、所定の学生用掲示板に掲示すること。
- (2) 立看板は、所定の学生用掲示場に掲出すること。
- (3) 掲示板の掲示物の大きさは1平方メートル以内、立看板の大きさは2平方メートル以内とすること。
- (4) 掲示及び掲出の期間は3週間以内とし、この期間を経過した掲示物及び立看板は、掲示責任者において撤去すること。
- (5) 教室内で配付したちらし・ビラ等の文書は机上等に放置せず、配付責任者において回収し、その散乱防止に努めること。

(放送等)

第8条 学生又は学生団体が、学内において、拡声放送の必要が生じた場合並びに行事及び集会を行う場合は、授業、研究及び診療等に支障を来すことがないように十分配慮しなければならない。

(準用)

第9条 この規則の規定は、大学院及び専攻科の学生並びに研究生(外国人研究生を含む。)及び科目等履修生について準用する。

第10条 この規則に定めるもののほか、この規則の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に旧広島大学学生生活に関する規程(平成7年広島大学規程第4号。以下「旧規程」という。)により交付されている学生証は、この規則により交付された学生証とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧規程により届け出されている住所届及び学生団体は、この規則により届け出された住所届及び学生団体とみなす。
- 4 この規則の施行の際現に旧規程により使用の承認を受けている学生又は学生団体は、この規則により使用の承認を受けた学生又は学生団体とみなす。

7 広島大学授業料等免除及び猶予規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 9 号)

広島大学授業料等免除及び猶予規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)第 16 条の 2 第 3 項及び第 48 条第 3 項(広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号)第 49 条第 4 項及び広島大学特別支援教育特別専攻科規則(平成 19 年 3 月 20 日規則第 44 号)第 21 条第 1 項において準用する場合を含む。)並びに広島大学大学院規則第 22 条第 3 項の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の学部、研究科及び専攻科の学生の入学料及び授業料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項を定めるものとする。

(経済的理由等に基づく入学料の免除、徴収猶予等)

第 2 条 次の各号のいずれかに該当する者には、入学料の全額又は半額を免除することができる。

- (1) 本学の研究科又は専攻科の学生として入学する者であって経済的理由によって納付が困難であり、かつ、学業が優秀と認められるもの
- (2) 本学の学部、研究科又は専攻科(以下「学部等」という。)に学生として入学する者であって、入学前 1 年以内において学生の学資を主として負担している者(以下「学資負担者」という。)が死亡した場合、本人若しくは学資負担者が災害を受けた場合又はこれらに準ずる場合であって学長が相当と認める事由がある場合で納付が著しく困難であると認められる者

2 前項の免除を受けようとする者は、入学手続終了の日までに次の書類を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

- (1) 入学料免除申請書(別記様式第 1 号)
- (2) その他学長が必要と認める書類

第 3 条 本学の学部等に学生として入学する者であって、次の各号のいずれかに該当するものには、入学料の徴収を猶予することができる。

- (1) 経済的理由によって納付期限までに納付が困難であり、かつ、学業が優秀と認められる者
- (2) 入学前 1 年以内において、学資負担者が死亡した場合、本人若しくは学資負担者が災害を受けた場合又はこれらに準ずる場合であって学長が相当と認める事由がある場合で納付期限までに納付が困難であると認める者

2 前項による徴収猶予を受けようとする者は、入学手続終了の日までに入学料徴収猶予申請書(別記様式第 2 号)に前条第 2 項第 2 号の書類を添えて学長に提出し、その許可を受けなければならない。ただし、入学料免除を申請し、免除を不許可とされた者及び半額免除

を許可された者が徴収猶予を受けようとする場合は、免除の不許可及び半額免除の許可を告知された日から起算して14日以内に提出しなければならない。

3 第1項により徴収を猶予する期間は次のとおりとし、当該期間内に納付すべき入学料を納付しなければならない。

(1) 4月入学者 当該年度の8月末日

(2) 10月入学者 当該年度の2月末日

4 免除又は徴収猶予を許可又は不許可とするまでの間は、免除又は徴収猶予を申請した者に係る入学料の徴収を猶予する。

5 免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除を許可された者(第2項ただし書により徴収猶予の申請をした者を除く。)は、免除若しくは徴収猶予の不許可又は半額免除の許可を告知された日から起算して14日以内に、納付すべき入学料を納付しなければならない。

(フェニックス奨学生に係る入学料の免除及び徴収猶予)

第3条の2 広島大学フェニックス奨学制度による奨学生(以下「フェニックス奨学生」という。)に係る入学料の免除及び徴収猶予については、広島大学フェニックス奨学制度に関する規則(平成20年1月15日規則第6号)の定めるところによる。

(博士課程リーダー育成プログラム履修生に係る入学料の徴収猶予)

第3条の3 広島大学大学院博士課程リーダー育成プログラムの履修を認められた者(以下「博士課程リーダー育成プログラム履修生」という。)に係る入学料の徴収猶予については、広島大学大学院博士課程リーダー育成プログラム規則(平成24年9月18日規則第122号)の定めるところによる。

(死亡等による入学料の免除)

第4条 入学料の徴収猶予を申請した者について、第3条第3項に規定する期間内において死亡した場合は、未納の入学料の全額を免除する。

2 入学料の免除又は徴収猶予を申請した者について、第3条第4項の規定により徴収を猶予している期間内において死亡した場合は、未納の入学料の全額を免除する。

3 免除又は徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除を許可された者について、第3条第5項に規定する期間内において死亡した場合は、未納の入学料の全額を免除する。

4 免除若しくは徴収猶予を不許可とされた者又は半額免除を許可された者であって、納付すべき入学料を納付しないことにより学籍を有しないこととなる場合は、その者に係る未納の入学料の全額を免除する。

(経済的理由に基づく授業料免除)

第5条 学資の支弁が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合は、各期ごとの授業料について全額又は半額を免除することができる。

2 前項の免除を受けようとする者は、納付期限までに次の書類を学長に提出し、その許可を受けなければならない。

(1) 授業料免除申請書(別記様式第3号)

(2) その他学長が必要と認める書類

(成績優秀学生に対する授業料免除)

第5条の2 成績優秀学生の授業料免除については、広島大学エクセレント・スチューデント・スカラシップ規則(平成18年4月18日規則第91号)の定めるところによる。

(フェニックス奨学生に対する授業料免除)

第5条の3 フェニックス奨学生の授業料免除については、広島大学フェニックス奨学制度に関する規則の定めるところによる。

(やむを得ない事情があると認められる場合の授業料免除)

第6条 死亡、行方不明等やむを得ない事情があると認められる場合は、次のとおり授業料を免除することができる。

(1) 死亡、行方不明のため学籍を除いた場合は、未納の授業料の全額

(2) 授業料の各期ごとの納付月前6月以内(入学した日の属する期分の免除に係る場合は、入学前1年以内)において、学資負担者が死亡した場合、学生若しくは学資負担者が災害を受けた場合又はこれらに準ずる場合であって学長が相当と認める事由がある場合で納付が著しく困難であると認められる場合は、当該事由の発生した日の属する期の翌期に納付すべき授業料の全額又は半額。ただし、当該事由発生の時期が当該期の授業料の納付期限以前であり、かつ、当該学生が当該期分の授業料を納付していない場合においては、翌期に納付すべき授業料に代えて当該期分の授業料の全額又は半額を免除することができる。

(3) 授業料又は入学料未納のため除籍した場合は、未納の授業料の全額

(4) 授業料の徴収猶予(月割分納による徴収猶予を含む。)を許可している者に対し、その願出により退学を許可した場合は、月割計算による退学の翌月以降に納付すべき授業料の全額

2 休学を許可した場合は、休学当月の翌月(休学開始日が月の初日の場合は休学当月)から復学当月の前月までの月数に授業料年額の12分の1に相当する額を乗じて得た額の全額を免除する。ただし、授業料の納付期限経過後休学を許可した場合は、その期の授業料は免除しない。

3 第1項第2号の取扱手続については、第5条第2項の規定を準用する。

(経済的理由等に基づく授業料の徴収猶予)

第7条 学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、各期ごとの授業料の全部又は一部を徴収猶予することができる。

(1) 経済的理由によって納付期限までに授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合

(2) 行方不明の場合

(3) 授業料の各期ごとの納付月前6月以内(入学した月の属する期分は入学前1年以内)において、学生又は学資負担者が災害を受け、納付が困難であると認められる場合

(4) その他やむを得ない事情があると認められる場合

- 2 前項の取扱手続については、第5条第2項の規定を準用する。
- 3 第1項により徴収を猶予する期間は次のとおりとし、当該期間内に納付すべき授業料を納付しなければならない。

(1) 前期分 当該年度の8月末日

(2) 後期分 当該年度の2月末日

(博士課程リーダー育成プログラム履修生に係る授業料の徴収猶予)

第7条の2 博士課程リーダー育成プログラム履修生に係る授業料の徴収猶予については、広島大学大学院博士課程リーダー育成プログラム規則の定めるところによる。

(授業料の月割分納)

第8条 第7条第1項第3号又は第4号に該当する特別の事情があると認められる場合は、授業料の月割分納を許可することができる。この場合の月割分納額は、年額の12分の1に相当する額とする。

- 2 前項の月割分納の許可を受けようとする者は、納付期限までに授業料月割分納許可申請書(別記様式第4号)に第5条第2項第2号の書類を添えて学長に提出し、その許可を受けなければならない。

(許可された者の義務等)

第9条 免除、徴収猶予及び月割分納を許可された者は、当該期間の中途においてその事由が消滅したときは、直ちにその旨を学長に届け出なければならない。

- 2 前項の者に対する許可は、届出の日からその効力を失う。

- 3 許可された事由について虚偽の事実が判明したときは、その許可を取り消す。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、学生の入学料及び授業料の免除及び徴収猶予に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 東日本大震災において本人又は学資負担者が被災した場合で、入学料の納付が著しく困難であると認められる者については、第2条第1項第2号及び第3条第1項第2号の規定にかかわらず、当分の間、入学料の全額若しくは半額を免除し、又は徴収を猶予することができる。

(略)

附 則(平成24年9月18日規則第123号)

この規則は、平成24年10月1日から施行する。

8 広島大学学生表彰規則

(平成 16 年 4 月 1 日規則第 14 号)

広島大学学生表彰規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号)第 39 条第 2 項(広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号)第 40 条及び広島大学特別支援教育特別専攻科規則(平成 19 年 3 月 20 日規則第 44 号)第 16 条第 1 項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、広島大学(以下「本学」という。)の学生の表彰に関し必要な事項を定めるものとする。

(表彰の基準)

第 2 条 表彰は、次の各号のいずれかに該当する本学の学生又は学生を構成員とする団体について行う。

- (1) 学術研究活動において、特に顕著な業績を挙げたと認められる者
- (2) 課外活動において、特に優秀な成績をおさめ、課外活動の振興に功績があったと認められる者
- (3) 社会活動において、特に顕著な功績を残し、社会的に高い評価を受けたと認められる者
- (4) その他前 3 号と同等以上の表彰に値する行為等があったと認められる者

(表彰対象者の推薦)

第 3 条 理事(教育担当)、副学長(学生支援担当)、学部長及び研究科長は、前条各号のいずれかに該当すると認めるものがあるときは、学長に推薦することができる。

(表彰の審議)

第 4 条 学長は、前条の推薦があったときは、審査会を設置する。

2 審査会の構成員は、別に定める。

3 表彰は、審査会の意見を聴き、教育研究評議会の議を経て行う。

(表彰の方法)

第 5 条 表彰は、学長が表彰状を授与することにより行う。

(表彰の時期)

第 6 条 表彰は、原則として次の日に行う。

入学式の日

学位記授与式の日

2 前項の規定にかかわらず、表彰する必要があると判断されるときは、その都度行う。

(公表)

第 7 条 被表彰者は、学内に公表する。

(事務)

第 8 条 学生の表彰に関する事務は、学生総合支援センターにおいて処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、学生の表彰に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(略)

9 広島大学学生表彰基準

(平成 16 年 4 月 1 日副学長(教育・学生担当)決裁)

広島大学学生表彰基準

1 表彰の対象者について

表彰の時点において、死亡、卒業等により学籍を離れている者についても、その者の在学中に行った行為が死亡、卒業等の後に高く評価されたときは、広島大学学生表彰規則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 14 号。以下「規則」という。)第 1 条及び第 2 条の規定にかかわらず、表彰の対象として考慮するものとする。

2 表彰候補者の推薦方法について

規則第 3 条に規定する表彰候補者の推薦は、所定の書面により行うものとし、当該学生の行為が表彰に値することを確認できる資料を添付するものとする。

3 審査会について

規則第 4 条に規定する審査会は、教育研究評議会の構成員を中心に、学長が指名する者若干人をもって組織するものとする。

4 重複表彰について

重複表彰の制限はしないものとし、一度表彰された学生に再度表彰に値する行為等があった場合には、再度の表彰を行うことができるものとする。

5 表彰の方法について

- (1) 規則第 5 条の規定により授与される表彰状の様式は、別に定める。
- (2) サークル等の学生団体の活動が表彰に値するものであった場合には、その団体を表彰するものとするが、表彰状は、その活動に従事した構成員個々に授与できるものとする(例えば、団体競技で優秀な成績を取めたことを理由に表彰する場合は、その競技会について出場選手登録がなされていた学生個々に表彰状を授与する。)

6 表彰の公表について

規則第 7 条の規定により表彰を受けた者の公表は、学報等に掲載することにより行うものとする。

7 表彰の基準について

(1) 学術研究活動に関する表彰について

ア 学部生

① 「成績優秀者」

各学部は、各年度において卒業する学生の中から、原則として 1 人の「成績優秀者」を選定し、推薦するものとする。

② その他

上記の「成績優秀者」とはならなかったが、所属学部の専門領域において国内外の学界で高く評価される研究実績をあげた者については、別途表彰の対象者として推薦することを妨げないものとする。

イ 大学院生等

各研究科等は、研究論文、研究業績等が国内外の学界において特に高い評価(学会賞の受賞又はインパクトファクターの高い学術誌への発表等)を受けた者がいる場合に表彰の対象として考慮するものとし、推薦は原則として1人とする。

(2) 課外活動に関する表彰について

ア 体育系

体育系の課外活動における成績としては、「全国規模の競技会での入賞及びそれに準じる成績」以上の成績を収めた者を表彰候補者として考慮するものとする。

イ 文化系

文化系の課外活動における成績としては、「全国規模のコンクール等での高い評価及びそれに準じる評価」以上の評価を得た者を表彰候補者として考慮するものとする。

(3) 社会活動に関する表彰について

ボランティア活動、人命救助、犯罪防止、災害防止等の社会活動で特に顕著な功績があった者を表彰候補者として考慮するものとする。

なお、国内外の公的機関等による表彰の有無、新聞等による報道の有無は、あくまでも参考にとどめ、表彰の絶対的基準とはしないものとする。

(4) その他の活動による表彰について

その行為が社会的に高く評価され、本学学生の模範となりうる者を表彰候補者として考慮するものとする。

附 則

この基準は、平成16年4月1日から施行する。

(略)

附 則(平成19年12月7日 一部改正)

この基準は、平成19年12月7日から施行する。

広島大学学生懲戒指針

広島大学(以下「本学」という。)における学生の懲戒については、以下の原則により取り扱うものとする。

1 趣旨

この指針は、広島大学通則(平成 16 年 4 月 1 日規則第 2 号。以下「通則」という。)第 40 条第 3 項(広島大学大学院規則(平成 20 年 1 月 15 日規則第 2 号。以下「大学院規則」という。)第 41 条及び広島大学特別支援教育特別専攻科規則(平成 19 年 3 月 20 日規則第 44 号。以下「専攻科規則」という。)第 16 条第 2 項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、学生の懲戒に関し必要な事項を定めるものとする。

2 懲戒の趣旨

学生の懲戒は、教育的指導の観点から退学、停学又は訓告をもって行うものとする。

3 懲戒の要否等の決定

通則第 40 条(大学院規則第 41 条及び専攻科規則第 16 条第 2 項において準用する場合を含む。)に規定する懲戒に相当する行為の存否、懲戒の種類及び懲戒の内容は、学生の事件事故に係る原因行為の「悪質性」及び結果の「重大性」を総合的に勘案して決定するものとする。

4 懲戒の対象として検討する事件事故

(1) 懲戒等の目安

- ① 事件事故の原因行為が悪質で、その結果に重大性が認められる場合
退学又は停学
- ② 事件事故の原因行為は悪質であるが、その結果に重大性が認められない場合
停学又は訓告
- ③ 事件事故の原因行為は悪質なものではないが、その結果に重大性が認められる場合
訓告
- ④ 前 3 号のいずれにも該当しない場合
学部等の指導(学部長嚴重注意等)

(2) 悪質性の判断

原因行為の「悪質性」の有無は、加害者たる学生の主観的態様、行為の性質及び当該行為に至る動機等を勘案して判断するものとする。

(3) 重大性の判断

結果の「重大性」の有無は、精神的損害を含めた人身損害の有無、その程度及びその行為が社会に与えた影響等を勘案して判断するものとする。

ただし、結果が物的損害にとどまる場合であっても、それが甚大なものであれば、その「重大性」について考慮するものとする。

(4) 懲戒の具体例

懲戒は、原則として次の例によるが、これらの場合において、実際に刑事訴追がなされるかどうかを処分決定の絶対的な基準とはしないものとする。

ア 刑事法上の処罰の対象となる行為の凶悪犯(殺人、強盗、放火及び強姦をいう。以下同じ。)が既遂に達したものと認定できる場合は、「悪質性」も「重大性」も認められるため、原則として①に該当するものとする。

イ 刑事法上の処罰の対象となる行為の凶悪犯が未遂に止まった場合又は凶悪犯以外の行為が既遂に達したものと認定できる場合は、原則として「悪質性」が認められるため②に該当するものとする。

ウ 過失犯が重大な結果を招来した場合は、原則として③に該当するものとする。

エ 悪質な道路交通法違反(飲酒運転、無免許運転、著しい速度超過等)については、原則として②に該当するものとし、比較的軽微な道路交通法違反(駐車違反、一時停止違反等)については、①から④のいずれにも該当しないものとする。

オ 交通事故については、その結果が重大であった場合(重大な人身事故又は物損事故)に限り、原則として③に該当するものとする。

ただし、悪質な道路交通法違反による場合でその結果が重大であったときは、①に該当するものとし、相手方に与えた損害が軽傷又は物損でその結果が重大でないときは、②に該当するものとする。

カ 飲酒運転については、運転者が飲酒していることを承知の上で同乗した学生は、当該学生が運転していた場合に受ける懲戒に準じた処分とする。

キ 学生の不正受験については、②に該当するものとする。

(5) 過去に懲戒等を受けた者に対する懲戒

過去に懲戒を受け、又は学部等の指導を受けた者が、再び懲戒に相当する行為をした場合は、より「悪質性」が高いものとみなし、前記(1)の基準を超える重い処分をすることができるものとする。

(中略)

7 処分の執行

(1) 停学の種類

ア 3か月未満の停学を有期の停学とし、確定期限を付すものとする。

イ 3か月以上の停学を無期の停学とし、確定期限を付さず、指導の状況を勘案しながら解除の時期を決定するものとする。

(2) 無期停学の解除

無期の停学の解除は、学部長等からの申し出により、学長が評議会に諮問して行う。

(3) 停学に伴う学生指導

停学中の学生に対する指導は、当該学生の所属学部等が担当するものとする。

(4) 停学中の受験及び履修手続き等

ア 有期の停学の期間が、期末試験又は履修手続の期間にかかるときは、当該学生に対し期末試験の受験又は履修登録を認めるものとする。

イ 無期の停学の期間が、期末試験又は履修手続の期間にかかるときは、処分を開始したセメスターの期末試験のみの受験を認め、履修登録は各セメスターごとの登録を認めるものとする。

ウ 期末試験の期間中に不正受験が発覚し、これを理由として停学の処分を決定した場合において、当該期末試験の期間中に処分を開始するときは、前記ア及びイに係わらず、当該期末試験の受験は認めないものとする。

8 懲戒に関する情報の取扱い

(1) 告示

学長は、学生を懲戒したときは、当該学生が特定されるおそれのある内容を除き、原則として、事案の概要、懲戒の種類、処分年月日を懲戒告示(別記様式)により学内に告示するものとする。

(2) 証明書类等への記載の禁止

本学が作成する成績証明書等に懲戒の有無、その内容等を記載してはならない。

(3) 推薦書類等への記載の禁止

学生の就職、進学に際して、指導教員等の本学関係者が作成する推薦書類等に懲戒の有無、その内容等を記載してはならない。

9 雑則

この指針に定めるもののほか、この指針の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この指針は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

2 この指針の施行前に発した事件事故に対する懲戒の適用については、なお従前の例による。

(略)

附 則(平成 26 年 2 月 18 日 一部改正)

この指針は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

(略)

1 1 広島大学霞地区体育館使用細則

(趣旨)

第1条 この細則は、広島大学霞地区体育館及び広島大学霞地区課外活動等共用施設内規第6条の規定に基づき、広島大学霞地区体育館（以下「体育館」という。）の使用について必要な事項を定めるものとする。

(用途)

第2条 体育館は、次の用途に使用するものとする。

- (1) 霞地区に所在する部局が承認する体育系学生団体が行う課外体育活動
- (2) 霞地区に所在する部局の学生及び職員のスポーツ活動
- (3) 医学部長が適当と認めた行事等

(使用日時)

第3条 体育館を使用できる日及び時間は、次のとおりとする。

- (1) 使用できる日は、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月28日から翌年1月4日までの期間以外の日とする。
- (2) 使用できる時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、月曜日から金曜日の午後5時以降及び土曜日の午後3時以降は、体育活動以外には使用できないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、医学部長が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

(使用手続)

第4条 体育館を使用しようとするときは、別紙様式により使用しようとする3日前までに所属部局の事務部を経て医学部長に願い出て、その許可を受けなければならない。

(使用の中止)

第5条 使用責任者は、使用を中止しようとするときは、直ちに医学部長に届け出るものとする。

(遵守事項)

第6条 体育館を使用する者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 許可を受けた目的以外の用途に使用しないこと。
- (2) 他の者に、その全部又は一部を転貸しないこと。
- (3) 使用時間を遵守し、土足での出入りはしないこと。
- (4) 火気は使用しないこと。
- (5) 指定の場所以外では喫煙をしないこと。
- (6) 飲食物の持込はしないこと。
- (7) 指定の場所以外に掲示や貼り紙をしないこと。
- (8) 使用許可を受けた場所、備品又は用具以外のものを無断で使用しないこと。
- (9) 施設、設備又は備品を滅失、き損又は汚損した場合は、速やかに係員に連絡し、その指示に従うこと。
- (10) 使用後は、清掃をするとともに、使用物品を整理整頓し、消灯及び戸締りを行うこと。
- (11) 係員の指示事項を遵守すること。

(使用許可の取消し)

第7条 医学部長は、使用者が第6条の規定に違反したときは、使用の許可を取り消すことがある。

2 医学部長は、前項に規定する場合のほか、公務上必要があると認めた場合は、使用条件を変更し、又は体育館の全部若しくは一部の使用を取り消すことができる。

(損害賠償)

第8条 使用者が、故意又は過失により施設、設備又は備品を滅失、き損又は汚損した場合は、その損害を賠償しなければならない。

(事務)

第9条 体育館に関する事務は、学生支援室において処理する。

(その他)

第10条 この細則に定めるもののほか、体育館の使用に関し必要な事項は、医学部長が定める。

附 則

この細則は、昭和58年4月1日から施行する。